兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル

兵庫県危機管理部災害対策課
平成30年3月策定（令和5年5月改訂）

はじめに

兵庫県では、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、市町における避難所の管理・運営に関する対策の充実やマニュアル作成を支援するため、平成17年に「避難所管理運営指針」を策定した。

その後、東日本大震災において、要配慮者の避難や避難生活への支援について様々な課題がクローズアップされたことから、平成25年に同指針を改訂し、新たに「福祉避難所編」を設け、災害時の避難行動要支援者の避難対策を充実させた。また、内閣府（防災担当）においても、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年）、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年）が策定され、その後災害対応を踏まえ、令和3年度改定されている。

平成28年の熊本地震では、福祉避難所の開設・運営に関する経験やノウハウ不足等の課題が再び大きく取り上げられたことを踏まえ、兵庫県では、平成29年度に、県・市町の防災及び福祉の担当者や社会福祉協議会職員等を対象に本県で初めて「福祉避難所設置・運営研修」を開催するとともに、県内10市町で実施する福祉避難所運営訓練を支援（補助）し、訓練結果等を踏まえ、災害時における福祉避難所の開設から閉鎖までの間に実施すべき事項等や、平時における訓練の企画のしかた等を「福祉避難所運営・訓練マニュアル」として作成した。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、福祉避難所への直接避難が促進されるとともに、新型コロナ感染症の対応を踏まえ、感染対策の徹底を盛り込むため、このたび、県内5市町で福祉避難所運営訓練を実施し、訓練の中で得られた課題や改善点から、福祉避難所運営のノウハウや留意点をマニュアルに追記するなどの改訂を行った。

市町及び福祉避難所として指定された施設におかれては、本マニュアルを参考に、福祉避難所運営マニュアルの作成や訓練等を行っていただき、要配慮者の避難生活支援の一層の充実・強化に向けた取組を進めていただきたい。

令和5年5月

兵庫県危機管理部災害対策課

マニュアルの特徴

POINT
市町編と施設編に分冊

災害時における福祉避難所の開設・運営にあたり、市町と施設でそれぞれ対応すべき項目を分け、分かりやすく、コンパクトなマニュアルに編纂

※福祉避難所の開設・運営において、市町と施設で対応すべき項目は異なる。そのため、本マニュアルを参考に、各市町や個々の施設において、それぞれが実施する項目や内容を取り決め、マニュアル化することが望ましい。

POINT
災害対応をタイムライン形式に

福祉避難所の開設から閉鎖に至る５つのフェーズごとに、対応すべき項目・内容や留意事項を時系列で掲載

※災害の規模に応じて、フェーズ毎に対応すべき項目や内容が異なることに留意する。

POINT
近年の災害での教訓・事例をコラムで紹介

東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震や平成 30 年７月豪雨などにおける福祉避難所の運営に関する教訓や対応事例を掲載

POINT
先進的な自治体などの取組を注記

福祉避難所の運営の充実・強化の参考となる自治体などの先進的な取組を参考注記

POINT
訓練編の作成と実際の訓練の短編ビデオを所収

福祉避難所運営訓練の企画・実施方法や留意事項を掲載した訓練編を設け、令和４年度に県のモデル事業として実施した５市町の訓練の様子を SNS の動画サイトに掲載（各訓練５分程度）

アイコン凡例

先進的な取組や補足事項　参考文献･参考資料　関連内容

教訓･事例　災害の教訓･事例　参照

目　次

Ⅰ編　概　要 1

福祉避難所の概要 2

（参考）ひょうご防災減災推進条例 10

要配慮者対策における各主体の主な役割 11

要配慮者等の特徴的なニーズ 13

福祉避難所の設置・運営経費（災害救助法適用後は県・国負担） 14

福祉避難所整備に活用可能な財源措置 16

Ⅱ編　災害時の福祉避難所の開設・運営 17

災害フェーズ別福祉避難所運営業務一覧（市町・施設） 18

市　町　編 19

フェーズ１　発生～３時間（開設準備期） 20

フェーズ２　３時間～24 時間（開設・受入期） 23

フェーズ３　24 時間～３日（運営確立期） 29

フェーズ４　３日～３週間（運営安定期） 34

フェーズ５　３週間以降（解消期） 45

施　設　編 47

フェーズ１　発生～３時間（開設準備期） 48

フェーズ２　３時間～24 時間（開設・受入期） 52

フェーズ３　24 時間～３日（運営確立期） 56

フェーズ４　３日～３週間（運営安定期） 62

フェーズ５　３週間以降（解消期） 68

Ⅲ編　訓　練 69

Plan　訓練の企画 72

Do　訓練の実施 77

Check　訓練の検証 81

Action　運営体制の改善 84

Case Study　事例集（モデル事業） 85

「福祉避難所開設・運営訓練」動画

※モデル事業のそれぞれの訓練動画は県ホームページに掲載

様 式 集 96

※市町様式、施設様式、訓練様式は県ホームページにデータ掲載

Ⅰ編　概要

福祉避難所の概要

☑ 福祉避難所の役割

○　福祉避難所は、災害時に要配慮者を受け入れるために、市町が指定した特別な配慮（例.バリアフリー、スロープ、洋式トイレ等）がなされた避難所である。

○　要配慮者のニーズを踏まえた避難生活の場の確保や避難生活の支援を行い、避難所において発生する、いわゆる**災害関連死等**の二次災害を防ぐことを最大の目的としている。

☑ 福祉避難所への避難フロー及び受入れ対象者

受入れのフロー（上越市・熊本市・京都市）

新潟県上越市では、要介護度４・５の認定を受けた人のうち特別な医療が必要な人などを対象に、避難する福祉避難所を指定し、自宅から直接避難する仕組みを構築している

➡ P8

熊本県熊本市では、市内の特別支援学校６校と協定を締結し、在校生とその家族等が自宅から直接避難する仕組みを構築している

📖R元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について〔参考資料〕（内閣府）

京都府京都市では、要介護度３以上、又は障害支援区分４以上の重度の要配慮者は福祉避難所に、それ以外の要配慮者は保健師等によるトリアージにより選定することとしている。

📖京都市福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドライン

○　福祉避難所に受け入れる者は、**身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度**であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者であり、その家族を含めても差し支えない。

＜対象者＞ 身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）、知的障害者、精神障害者、高齢者、人工呼吸器装着、難病患者（在宅で酸素供給装置等を使用している者）、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者

➡ 要配慮者等の特徴的なニーズ（P13）

○　介護認定を受けている者等で避難生活にあたり介護サービスを受ける必要がある者や身体状況等の悪化により緊急に入院加療等が必要な者については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応する必要がある。

○　令和３年５月の災害対策基本法の改定により、個別避難計画の作成が市町の努力義務とされたことを踏まえ、市町は、個別避難計画の策定等を通じ、福祉避難所に**直接避難**の受入れを進める。また、これまでのように、一般避難所での生活が難しい避難者の二次避難先として福祉避難所へ移送される避難者の受入れにも備えておく必要がある。

（福祉避難所への直接避難の事前調整）

○　福祉避難所へ直接避難したいという要配慮者の要望に配意し、直接避難が必要と判断されるものには、個別避難計画の作成等を通じ、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入対象者の調整等を行う。

○　併せて直接避難の調整ができた要配慮者については、直接避難の避難先となる福祉避難所を個別避難計画に明記する。具体的な流れとしては、避難先となり得る施設と調整し、災害時の福祉避難所に指定されるよう働きかけを行い、施設が了承した場合、直接避難に備えた体制が整い次第、当事者が直接避難を実施する福祉避難所を明記した個別避難計画を作成する。

○　市町は調整後に、避難する者を特定して公示を行う。受入対象者を特定した公示制度の活用により事業者への理解促進に努め、福祉避難所の指定の促進を図っていくことが必要である。

【直接避難希望者と受入施設との調整の流れ】（例）

① 福祉避難所となる社会福祉法人等の直接避難の受入可能人数を調査する。

② 直接避難が対応可能な福祉避難所と運営協定を締結するなど、施設管理者との合意形成を図る。

③ 要配慮者に対し、福祉避難所への直接避難を希望する者の調査を行う。

④ 福祉避難所への直接避難を希望する者に対し、福祉専門職等がアセスメントを実施し、福祉避難所の説明や避難所までの移動方法、避難支援等実施者の選定について協議する。

⑤ 自主防災組織等地域と連携して、避難支援等実施者の選定等地域の対応を協議する。

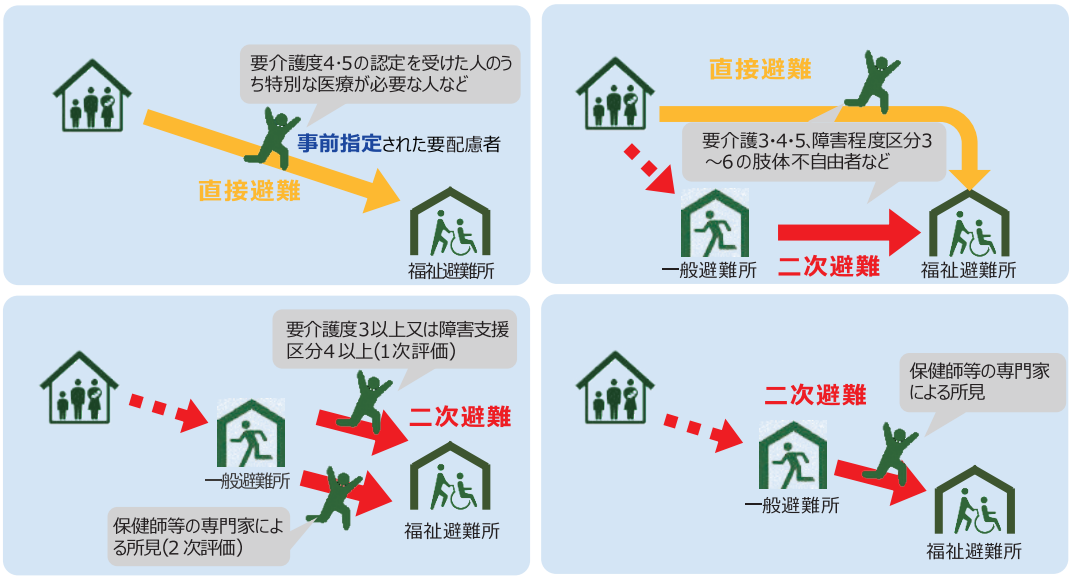
⑥ 調整会議を開き、本人・家族・福祉専門職・自主防災組織等が参画して、直接避難を明記した個別避難計画を作成する。

⑦ 福祉避難所となる施設の管理者と確認の上、避難する者を特定して公示する。

⑧ 作成した個別避難計画を元に福祉避難所と連携して適宜防災訓練を行う。

図表1.1 福祉避難所への避難フロー及び受入れ対象者の例

トリアージ（P31）



○ **熊本市**

大規模災害時（原則、災害救助法の適用時）に必要に応じ、障害児等とその家族を対象とし、市内の特別支援学校との事前の協定に基づき「福祉子ども避難所」を設置している。対象となる者とその家族は直接避難が可能となっている。

☑ 福祉避難所の指定

兵庫県避難所管理運営指針

○　市町村長は、災害対策基本法第 49 条の７、同施行令第 20 条の６、同施行規則１条の９で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一般避難所と福祉避難所に区分して指定する。

○　指定福祉避難所は、以下の①から⑤を満たす施設を指定すること。

※指定一般避難所は、①から④のみを満たす。

① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。【令 20 条の６第１号】

② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。【令 20 条の６第２号】

③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。【令 20 条の６第３号】

④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。【令 20 条の６第４号】

⑤ 要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について以下の基準に適合するものであること。【令 20 条の６第５号】

i　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【規則１条の９第１号】

ii　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【規則１条の９第２号】

iii　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【規則１条の９第３号】

○　施設の安全性や現況等を確認のうえ、福祉避難所として指定する。

（施設の安全性の確保）

・耐震、耐火構造であること

・原則として、土砂災害特別警戒区域等外であること

（当該区域内にある施設を指定する場合は、市町地域防災計画において、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するために必要な土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める）

・浸水想定区域外であること

（当該区域内にある施設を指定する場合は、浸水した場合にあっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること）

・近隣に危険物施設がないこと

（要配慮者の安全性・避難スペースの確保）

・原則、バリアフリー化されていること

・要配慮者固有の生活ニーズを踏まえ、避難生活に必要な空間を確保できること

確保スペース（石巻市･内閣府）

宮城県石巻市では、家族(１名)分も含め、１区画当たり6.6㎡以上確保することとし、メイン通路は車椅子同士がすれ違える幅 180㎝、居住空間内通路は車椅子単体が通れる幅135㎝確保することとしている。

石巻市福祉避難所設置･運営マニュアル〔原子力災害対策編〕

１人当たりの面積は概ね２～４㎡／人とする自治体が多い。

福祉避難所確保･運営ガイドライン(内閣府)

○　避難行動要支援者名簿や個別避難計画等から、福祉避難所が必要な**要配慮者数や要配慮者の状況（要介護度・障害種別等）・ニーズ等に応じた**福祉避難所数を確保する。

○　福祉避難所となる施設（民間・公共の社会福祉施設や宿泊施設等）や運営主体の違いなどを踏まえ、一般の避難所となる小学校に福祉避難室を設けるなど、**段階的・**

重層的に機能を確保する。

○　事前に災害時の優先利用についての協定を締結するなどにより、**公的な宿泊施設又は旅館・ホテル等**を確保しておくことも重要である。

○　市町は、福祉避難所のさらなる量的確保を図るとともに、**質的確保（マニュアル作成や訓練の実施）**を図り、災害関連死の軽減を図ることが重要である。

基幹福祉避難所（神戸市）
災害時に市が要請した場合に福祉避難所として速やかに開設。
また、震度６弱以上の地震が発生した場合は、市の要請を待たずに施設運営者が開設準備を完了させ、要配慮者の受け入れに即時に対応する神戸市独自の福祉避難所。福祉避難所のうち、特別養護老人ホームを基幹福祉避難所に指定する。

教訓・事例　兵庫県生活衛生同業組合連絡協議会との災害時支援協定（兵庫県）

兵庫県は、平成 26 年度から兵庫県生活衛生同業組合連絡協議会と災害時支援協定を締結し、災害時に被災市町からの要請を受け、ホテル、旅館等の避難所としての提供等を受ける体制を構築している。

教訓・事例　宿泊施設等を活用した福祉避難所（熊本地震）

○　熊本県益城町において、国内で初めてトレーラーハウスが福祉避難所として活用され、県の産業展示場「グランメッセ熊本」の駐車場や小学校など３か所に 30 台が設置された。移動式であるため、必要な場所に設置できる。一方、トレーラー本体の借上料や輸送費のほか、浄化槽設置等の施設整備に経費を要する。

○　熊本県は、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携し、旅館・ホテルの一時利用や新たな避難所の開設などの取組を行った結果、避難所の過密解消を図ることができ、また要配慮者にとって安心できる避難生活の場を提供できた。なお、宿泊施設については、長期の避難生活となった場合、一般の避難者も二次避難所として活用できる。

熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書（熊本県）


トレーラーハウスを活用した福祉避難所


宿泊施設（ホテル）を活用した福祉避難所

教訓・事例　要配慮者の態様・ニーズに応じた福祉避難所の確保（東日本大震災）

宮城県の福祉避難所となった施設の種別としては、高齢者施設が100か所を超えて全体の３分の２を占めた。これに対し、障害者施設向けの福祉避難所が 10 か所程度と少数であったことや、妊婦や乳幼児に配慮した福祉避難所の対策や確保が十分でなかった。

「妊産婦・乳幼児」の受入に特化した福祉避難所(明石市・京都市)
明石市では実習用として複数台のベビーベッド・バス等が設置されている医療専門学校において、妊産婦・乳幼児の受け入れを重点的に行う福祉避難所を確保
京都市では、入院には至らないが相談支援が必要な妊産婦を対象とした、妊産婦避難所を開設

（受入対象者の特定について）

○　令和３年施行規則改正により、指定福祉避難所を指定したときに、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設された。指定福祉避難所の受入対象者は、当該指定福祉避難所の通常業務におけるサービス対象者や平素から利用している者、当該福祉避難所の体制などの実情等を踏まえて特定する。

軽

重

図表 1.2 福祉ニーズの判断基準の例

種　類		特徴（長所○・短所×）	対象者・想定される配慮等
福祉避難室 ●小・中学校等		○ 自宅に近い。 × 設備が必ずしもユニバーサル対応になっていない。 × 一般の避難者との対応との調整を要する。 × 物資や器材を用意する必要がある。	特別教室や空き教室に開設し、**家族の介助**により避難生活が可能な要配慮者等 ＊授乳や乳幼児を持つ母子のための空間確保 ＊集団での避難生活でパニックを引き起こすおそれがある要援護者のための空間確保 ＊体育館等での寝起きが困難な者のための簡易ベッドの設置による空間確保 ＊認知症や肢体不自由、その他の理由により家族の介助が必要で、一般の避難所で生活が困難な要配慮者等のための空間確保
福祉避難所	**社会福祉施設（公共）** ●保健センター等	○ 物資、器材、人材や設備が整っている。 ○ 開設が比較的早い。 × 受入れ人数に限りがある。 × 避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	**家族の介助を中心に、避難所スタッフによる補助的な介助**により避難生活が可能な要配慮者 **医療・介護サービスまでは要しない**要配慮者で福祉避難室では生活が困難な者
	社会福祉施設（入所施設） **<民間>** **●介護老人福祉施設・障害者支援施設等**	○ 物資、器材、人材や設備が整っている。 ○ 専門的なスタッフの補助的な支援が受けられる。 × 開設の調整に時間を要する。 × 受入れ人数に限りがある。 × 避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	＊家族による介助を中心に、専門スタッフによる介助を必要としているおおむね中程度の身体障害者または要介護状態にある要配慮者への生活環境の確保 ＊精神障害等により一般避難所での共同生活が困難な要配慮者への、本人と家族（および同様の要配慮者）による生活環境の確保
	社会福祉施設（通所施設） **<民間>** ●ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ等	○ 専門的なスタッフの補助的な支援が受けられる。 × 本来の通所施設としての機能が災害により停止する場合には、指定福祉避難所として機能することができる。 × 開設の調整に時間を要する。 × 受入れ人数に限りがある。 × 避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	
	特別支援学校	○ 在校生やその家族などにとって、慣れ親しんでいる場所に避難することで安心感がもてる。 × 個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、人材の確保や備蓄等について支援を行うことが必要。 × 避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	特別支援学校の在校生・卒業生等やその家族
	宿泊施設	○ 宿泊機能が整備されている。 × 福祉サービスを提供する人材の確保・派遣に支障をきたす可能性あり。 × 観光シーズン等においては、長期の利用が困難な場合あり。	
緊急入所・緊急入院 **※災害救助法の対象外**		○ 専門的なサービスが受けられる。 × 受入れ人数に限りがある。 × 被災者の自己負担が発生する場合あり。	福祉避難所での避難生活が困難で、**医療機関による治療**や、**専門的な器材とスタッフによる介助**を必要とする要配慮者 ＊医療機関への緊急入院 ＊介護老人福祉施設や障害者支援施設への緊急入所

☑ 福祉避難所の周知

（指定福祉避難所の公示）

○　市町は、福祉避難所を指定するとき、施設名、住所、受入対象者を公示する。

○　指定福祉避難所で受入対象者を（要配慮者の一部と特定せず）要配慮者全体とする場合でも、受入れを想定していない被災者等が避難してくることのないよう、受入対象者は要配慮者とその家族である旨を公示することが適切である。

○　令和３年施行規則改正の施行に当たり、従来、令第 20 条の６第１号から第４号までに定める基準にのみ適合する指定避難所として指定されているものについては、市町の事務負担等を考慮し、経過措置により、指定一般避難所の公示をされているものとみなすが、指定福祉避難所となる避難所については、公示が必要となるものであり、速やかに指定福祉避難所の公示をする必要がある。その際、受入対象者の特定に時間を要する場合は、まず受入対象者を「要配慮者」として公示した上で、追って受入対象者を特定して公示する対応も考えられる。

○　要配慮者及びその家族、自主防災組織や支援団体等に対して、福祉避難所の情報を周知する。

○　一般の避難者が福祉避難所に避難することがないよう、福祉避難所が要配慮者を対象とした避難所であることをホームページ、広報紙、看板やのぼりなど、多様な媒体や訓練を通じて周知する。

○　担当ケアマネジャーや民生委員が参画した個別避難計画等の作成過程で、福祉避難所の役割や場所を広く関係者に周知することも検討する。

第Ⅲ編 訓練編　直前の対応（P77）





【上】福祉避難所の周知看板（愛知県春日井市）
【右】福祉避難所の周知のぼり（東京都大田区）

看板等による福祉避難所の周知（愛知県春日井市、東京都大田区）

春日井市ではすべての公共の福祉避難所（市内16 施設）に看板を設置している。

福祉避難所の周知看板（愛知県春日井市役所提供）

東京都大田区では、障害者施設に平時及び災害時用の福祉避難所のぼり旗を配付し、障害者のための福祉避難所であることを地域住民に周知している。

福祉避難所の周知のぼり（東京都大田区提供）

広報上越 2017 年 3月1日発行 No.1031巻頭（上越市）

福祉避難所への避難に関する周知（新潟県上越市）



福祉避難所の対象者

福祉避難所に直接避難していただく人は、在宅で暮らし要介護認定を受けている人や、重い障害のある人のうち、一定の要件に該当する人です。対象者には、あらかじめ聴き取り、調査を行った上で避難先となる施設を選定し、お知らせします。

高齢者

要介護度４・５の認定を受けた人のうち、特別な医療が必要な人、一人暮らしの人、高齢者のみの世帯の人のいずれかに該当する人

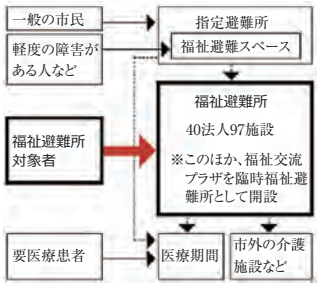
障害のある人

身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａのいずれかを所持する人のうち障害支援区分５・６に該当する人、障害特性により一般の避難所で生活を送ることが困難な人

福祉避難所に避難される皆さんへ　避難の流れと事前の準備

災害が発生したときは、まず身の安全を最優先し、あらかじめ指定されている福祉避難所へ自宅から直接避難してください。指定された福祉避難所への避難が困難である場合は、いったん近くの指定避難所に避難し、災害が落ち着いてから福祉避難所へ移動します。

家族や地域の皆さんの協力を得て避難することになります。災害時に支援が得られるように町内会などと事前に相談しておきましょう。（注）避難先の施設が選定されていない人は、近くの指定避難所に避難してください。身体などの状況を確認したうえで、福祉避難所や医療機関などに移動していただくことがあります。



平成28年度避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

熊本地震の概ね３カ月間の対応に関する検証報告書（熊本県）

平成28年熊本地震益城町による対応の検証報告書（益城町）

教訓・事例　福祉避難所の周知不足等（東日本大震災・熊本地震）

■東日本大震災

内閣府が行った東日本大震災での避難者への調査によると、避難に支援を必要としない約８割の人が「福祉避難所がどういうもので、どこにあるか知らなかった」と回答している。

■熊本地震

福祉避難所として熊本県内で 461 カ所が事前に指定（7,430 人受入可能）されていたが、このうち、ピーク時には 101 カ所が開設され、823 人が避難した。

熊本県の検証報告書では、「要配慮者や地域住民等に対して、福祉避難所の制度についての広報等による周知がなされていなかった」ことが課題の一つとして挙げられている。

また、被害が大きかった益城町の検証報告書では、「町内に５箇所の福祉避難所（※町保健福祉センター、障害者支援施設、特別養護老人ホーム３箇所）を事前に指定し、ホームページ等で公表していた。福祉避難所マニュアルは完成していたが、町職員や関係機関に浸透しておらず、活用されなかった。」としている。

☑ 関係機関との意見交換（連携強化）

施設との意見交換（加東市、稲美町、佐用町）
福祉避難所として協定した施設等と行政による、避難所設置・運営に関する意見交換会を定期的に開催している

○　福祉避難所の迅速かつ円滑な開設・運営を行うにあたり、多様な機関との連携が必要であるため、平時から、福祉避難所となる施設や庁内関係課で意見交換する場を設ける。

○　在宅での生活の継続が困難な要配慮者や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要がある。このため、市町は、緊急入所等が可能な施設を把握しておく必要がある。

福祉避難所運営調整会議（吹田市）

大阪府吹田市では、平成27年度から、福祉避難所に指定した施設の長と行政（福祉総務室・危機管理室）により、福祉避難所の運営に関する諸課題について検討・調整を図ることを目的に開催している

吹田市HP「災害時要援護者支援事業」参照

○　要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する必要があることから、平時から医療機関及び関係団体との連携を図っておく。

過去の災害における福祉避難所の開設状況

※関係自治体への聴取等に基づく

災害名（発生日）	開設箇所数	受入者数（実人数）	災害救助法適用市町村数
能登半島地震（平成19年３月25日）	**1** 箇所	**13** 人	石川県 **7**／19
新潟県中越沖地震（平成19年７月16日）	**9** 箇所	**106** 人（ピーク時）	新潟県 **10**／30
東日本大震災【岩手県】（平成23年３月11日）	**65** 箇所	**26,681** 人（延べ人数）	岩手県 **34**／34
東日本大震災【宮城県】（平成23年３月11日）	**152** 箇所	**2,299** 人	宮城県 **35**／35
東日本大震災【福島県】（平成23年３月11日）	**3** 箇所	**不　明**	福島県 **59**／59
広島土砂災害（平成26年８月20日）	**3** 箇所	**21** 人	広島県 **1**／23
熊本地震（平成28年４月14日）	**101** 箇所	**823** 人	熊本県 **45**／45
平成30年7月豪雨【岡山県】（平成30年6月28日～7月8日）	**28** 箇所	**49** 人（総社市　延**158**人）	岡山県 **21**／27
平成30年7月豪雨【広島県】（平成30年6月28日～7月8日）	**7** 箇所	**21** 人	広島県 **15**／23
平成30年7月豪雨【愛媛県】（平成30年6月28日～7月8日）	**15** 箇所	**50** 人	愛媛県 **7**／20
令和元年台風19号災害【長野県】（令和元年10月12日）	**1** 箇所	**5** 人	長野県 **44**／77
令和2年7月3日からの大雨【熊本県】（令和2年7月3日）	**13** 箇所	**23** 人	熊本県 **26**／45

※一般の避難所における福祉避難室を除く

【 参　考 】

ひょうご防災減災推進条例（ 最終改正：令和３年 10 月６日条例第 37 号）

条例の概要

1　避難行動要支援者支援に関する規定

条例には、避難行動要支援者や特に配慮を要する者の支援に関する規定として、市町が避難行動要支援者等を支援する事業に取り組むこと（第３条第１項第２号）や、自主防災組織等に避難行動要支援者名簿を提供するために条例制定の措置等を行うこと（同第３項）、自主防災組織等が、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画の作成への参画及び当該計画に基づく防災訓練等に取り組むこと（第５条第２項）が規定されている。

2　各主体の取組

県・市町・事業者・自主防災組織等・県民等の５つの主体別に、安全で安心な社会づくりを進めるために必要な取組を規定している。

取組主体	取組の概要
県	○県民等が行う耐震等防災減災のための活動の支援 ○防災減災に関する研究等の支援 ○市町が行う防災減災の取組を促進する事業　等
市　　町	○指定避難所の指定及び整備等を行う事業 ○個別避難計画の作成等避難行動要支援者や特に配慮を要する者を支援する事業 ○避難行動要支援者名簿の情報及び個別避難計画情報を自主防災組織等に提供するための法制上の措置等の実施　等
事　業　者	○災害時の事業継続等に必要な措置を定めた計画の策定 ○災害時の従業員のボランティア活動の促進 ○災害復旧等に要する物資等提供のための協定締結　等
自主防災組織等	○地区防災計画の提案及び防災減災活動の実施 ○個別避難計画の作成への参画及び防災訓練　等
県　民　等	○災害時のボランティア活動 ○人と人とが支え合う地域社会づくりに資する活動　等

要配慮者対策における各主体の主な役割〔引用:兵庫県災害時における要配慮者支援指針〕

各主体	平常時	災害時	
		避難行動時	避難後
要配慮者本人・家族	○災害に備え事前の話合い ○個別避難計画への必要事項記載 ○命を守るための個人情報の利用（自治会等への提供） ○行事に参加するなど地域との関係の維持 ○当事者団体や支援者グループとの関係の構築 ○薬剤・器材の備蓄 ○避難訓練への参加	○入手しにくい薬剤・器材の持ち出し ○かかりつけ医・利用している介護保険サービス等の情報の携帯 ○自主防災組織や避難支援等実施者に自ら連絡をとっての避難	○避難所管理者等にニーズを的確に伝達
自治会自主防災組織等	○避難支援組織の設置 ○本人・家族との協議の取り付け ○避難行動要支援者名簿の厳重な管理 ○個別避難計画の作成への参画（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援等実施者選任の協力） ○地区防災計画の作成 ○防災マップ等の作成 ○避難訓練の実施	○高齢者等避難や避難指示等の情報伝達 ○避難行動要支援者の避難支援 ○避難行動要支援者らの安否確認	○避難所運営への参画 ○要配慮者を発見した場合は避難所の管理者に通報 ○避難所における要配慮者への配慮（年齢・性別・障害特性等） ○要配慮者の状態の把握
地域住民	○自治会・自主防災組織の活動への協力 ○地域における防災の実践活動 ○避難支援等実施者選任等個別避難計画作成への協力 ○避難訓練等への参加	○避難情報に従った率先した避難 ○周囲への声かけ ○避難行動要支援者の避難支援への協力	○避難所運営への協力 ○要配慮者への理解、支援
民生委員・児童委員	○要配慮者の状態の把握 ○要配慮者の生活に関する相談対応、助言その他の援助 ○福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供､その他の援助 ○福祉事業者との連携・活動支援 ○個別避難計画作成への参画	○情報伝達等	○要配慮者の状態の把握
消防団(員)・水防団(員)	○消火訓練・応急手当訓練の実施 ○広報及び啓発による災害予防	○事前の取り決めに基づく防潮水門の閉鎖 ○水防活動の実施 ○被災者の救助	－
社会福祉協議会	○小地域福祉活動、地域の見守り活動の支援、防災マップ等の作成 ○ボランティア育成、ボランティアセンターの運営 ○地域福祉推進計画の策定・地域福祉の推進 ○民生委員・児童委員との連携､要配慮者への生活支援・権利擁護 ○個別避難計画作成への参画	○民生委員・児童委員等による情報伝達等に対する支援 ○福祉事業者との連携・活動支援	○在宅被災者のニーズ調査 ○災害ボランティアの受入やコーディネート（災害ボランティアセンター） ○被災福祉施設の支援 ○生活資金貸付

各主体	平常時	災害時	
		避難行動時	避難後
介護保険・障害福祉サービス事業者等（訪問系等）	○災害時の支援について市町等との協定締結 ○個別避難計画等の作成支援・助言	○サービス利用者の安否確認 ○避難支援	○介護保険サービス等の継続 ○避難所での介護保険サービス等の提供
介護保険・障害福祉サービス事業者等（通所系等）	○災害時の支援について市町等との協定締結 ○個別避難計画等の作成支援・助言 ○耐震化等事業継続に備えた対策の実施 ○福祉避難所として市町等との協定締結	○サービス利用者の安全確保・安否確認 ○避難支援 ○福祉避難所の開設への協力	○介護保険サービス等の継続 ○福祉避難所の運営への協力
福祉施設（入所系）	○耐震化等事業継続に備えた対策の実施 ○定員外受入可能人数の確認 ○福祉避難所として市町等との協定締結	○入居者の安全確保 ○必要に応じて他施設等への入居者の転送 ○福祉避難所の開設への協力	○福祉避難所の運営への協力 ○緊急入所に対応（定員外受入等）
市町	○要配慮者の支援に関する事項が盛り込まれた市町地域福祉計画の策定 ○要配慮者支援班の設置、要配慮者支援推進会議の開催 ○情報伝達体制の整備 ○一般避難所・福祉避難所の指定（施設管理者等と協定締結） ○避難所施設の環境整備 ○食料・物資の備蓄 ○避難行動要支援者名簿の作成 ○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報共有を推進するための条例等制定 ○個別避難計画の作成 ○防災と福祉の連携	○避難指示等の発令 ○安否情報の集約 ○施設の被害状況の確認 ○避難所の開設 ○食料・物資の提供 ○関係機関による要配慮者支援推進会議の開催	○被災者ローラー作戦の実施 ○被災者トリアージの実施 ○必要に応じて専門家チームの投入 ○介護保険サービスや障害福祉サービス等の提供調整 ○県等への応援の要請
県	○市町研修会の開催 ○防災リーダーの育成 ○自主防災組織の活動支援 ○防災と福祉の連携（研修会開催、関係団体との連携促進、個別避難計画作成促進等） ○広域的な福祉避難所協定締結等の推進	○県管理施設等の被害状況の確認 ○関連情報（気象、防災、災害等）の整理・提供 ○関係機関による連絡会議の開催	○食料、物資、人材支援 ○県内市町、関西広域連合、国への支援調整

要配慮者等の特徴的なﾆｰｽﾞ〔引用:兵庫県災害時における要配慮者支援指針〕

区分		特徴的なニーズ（例）
高齢者	ひとり暮らし高齢者	○同居者がいないため、情報の入手が遅れる場合があり、早めに情報を伝達し、避難支援を行う必要がある。
	ねたきり高齢者	○自分の状況を伝えることが困難であり、被害の発生や支援が必要か否か等、支援する側から確認する必要がある。 ○自力で行動できず、避難時は車いす等の器具が必要である。
	認知症高齢者	○自分の状況を伝えることが困難であり、被害の発生や支援が必要か否か等、支援する側から確認する必要がある。 ○自分で判断し、行動できず、避難支援等の援助が必要である。
身体障害者	視覚障害者	○視覚による情報の入手が困難であり、音声によって情報を伝達し、状況の説明を正確に行うことが必要である。 ○日常生活圏内でも避難が困難な場合があるため、避難支援等の援助が必要である。
	聴覚障害者	○音声の認識が困難でサイレン等が聞こえないため、災害時は回転灯や電光文字表示など視覚的に状況把握できるものが有効である。 ○文字、絵図、コミュニケーションボード、UD トーク等音声認識アプリ、手話等を活用した情報の伝達、状況の説明が必要である。
	盲ろう者	○視覚と聴覚の両方に障害をもつため、情報の入手や自分の状況を伝えることが困難であり、支援する側からの確認・援助が必要である。 ○自力での移動が困難なため、避難支援等の援助が必要である。
	音声・言語機能障害者	○自分の状況等を伝える際、音声による会話が困難な者や、失語症など脳の言語中枢が損傷して言葉が上手く使えない者には、筆談、絵図、コミュニケーションボード等を活用した情報の伝達、状況の説明が必要である。
	肢体不自由者	○自力歩行が困難な場合が多く、避難時には車いす等の器具が必要である。
	内部障害者難病患者等	○外見から障害の有無が分からず、自力歩行が出来る者も多いが、治療、医療資材、医薬品等が必要であり、医療機関による支援が必要である。 ○自力歩行が困難な場合には、車いす等の器具が必要である。 ○人工呼吸器装着者等は電源や医療機関の支援が必要である。 ○人工透析患者等は定期的に透析を行うため、医療機関の支援が必要である。
知的障害者		○状況の認識が充分でなく、環境の変化による動揺が見られる場合があり、落ち着かせながら、安全な場所への誘導が必要である。 ○コミュニケーションボード等を活用し、文字、絵図等も活用した分かりやすい方法で情報の伝達、状況の説明が必要である。
精神障害者		○動揺が見られる場合があり、落ち着かせることが必要である。 ○幻聴や幻覚により、情報を聞き入れないことがあるため、丁寧な誘導が必要である。 ○服薬を継続する必要があり、医療機関の支援が必要である。
乳幼児・児童		○状況の認識が充分でなく、自力での行動が困難なため、避難支援等の援助が必要である。
妊産婦		○母体保護及び緊急時における医療機関との連携が必要である。 ○素早い行動が困難であり、配慮した避難支援が必要である。
外国人（日本語不慣れな者）		○日本語の理解が困難で、多言語による情報提供が必要である。 ○文化や慣習の相違を理解した上で、配慮が必要である。

福祉避難所の設置・運営経費（災害救助法適用後は、県・国負担）

① 避難所の設置・運営（一般基準）

【令和５年３月31日内閣府告示】

	一般の避難所	福祉避難所
対　象　者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	基準額 340円以内／日・人 （１日とは時間の多少を問わず、夕刻の収容又は朝の退所でも１日とする。）	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救　助　期　間	災害発生の日から７日以内	同左
対　象　経　費	避難所の設置、維持及び管理に必要な費用で、概ね次に掲げる費用 ○避難所の設置・運営費（機器の借上料等） ○賃金職員雇上費（設置・維持・管理等の臨時職員の人件費） ○消耗器材費（避難者が共同で利用する性格のもの。乾電池、ポリ袋、掃除用具、石鹸等） ※避難所の管理事務に必要な帳簿、用紙、その他の文房具類等の費用は、原則として救助事務費によることとする。 ○建物、器物等の使用料（原則は、公共施設は無償） ※避難所閉鎖時の既存建物の原状復旧工事費については、避難生活により破損等が生じた場合は対象となる。 ○器物の借上費（冷暖房機器、畳、ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ、TV、ﾗｼﾞｵ、掃除機、ﾊﾟｿｺﾝ、懐中電灯等） ○光熱水費（公共施設は基本料金を除く額。前年同月の使用料の対比等から算出。） ○仮設炊事場、仮設便所等の設置費（他に臨時外灯設備、電話、FAX、簡易調理室、（仮設）風呂、洗濯場、スロープ、簡易間仕切り等。リース代含む。）	左に加えて、次に掲げる費用を加算 ○概ね 10 人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ○高齢者、障害者等に配慮した簡易様式トイレ等の器物の費用 ○日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費
整　備　書　類	○救助実施記録日計票 ○物資受払状況 ○避難所設置及び収容状況 ○避難者名簿 ○避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類	

※下線部は特別基準の設定が可能

特別基準とは

あらかじめ定めた上記の一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める救助の程度、方法及び期間という。

② 炊き出しその他による食品の給与
寝具その他生活必需品の給与又は貸与

※通常は避難所から応急仮設住宅等への入居に際し実施する。

【令和５年３月31日内閣府告示】

	炊き出しその他による食品の給与	寝具その他生活必需品の給与又は貸与
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者
費用の限度額	基準額 1,230 円以内／日・人 ・主食、副食、燃料、雑費等の一切の経費を含む。 ・大人も小人も全て１人で計算する。	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増す毎に加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊・全焼・流出</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊・半焼・床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr></table>
救助期間	災害発生の日から７日以内	災害発生の日から 10 日以内
対象経費	○主食費（弁当、パン・インスタント食品等） ○副食費 ○燃料費 ○雑費（炊飯器や鍋等の器物の借上料のほか、包装紙類、茶、箸、使い捨ての食器等の購入費） ○炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等については、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員、ボランティア等の協力により、行われるのが通常であるので、特別な事情がない限り、必要としないと考える。	○被 服：男性用、女性用、子供用の上着、肌着など ○寝 具：就寝に必要な最小限度の毛布及び布団など ○身の回り品：タオル、靴下、靴、サンダル、傘など ○日 用 品：石鹸、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨きなど ○炊事用品：炊飯器、鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ、ガスコンロなど ○食 器：箸、茶碗、皿、汁わんなど ○光熱材料：マッチ、ローソク、木炭、プロパンガスなど ○高齢者、障害者等の紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材
整備書類	○救助実施記録日計票 ○物資受払状況 ○炊き出し給与状況 ○食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類 ○購入・借用物品受払証拠書類	○救助実施記録日計票 ○物資受払状況 ○物資の給与状況 ○物資配分計画表（被害の程度、世帯人数ごとの限度額に応じた計画） ○救助物資受領書 ○物資購入関係支払証拠書類

福祉避難所整備に活用可能な財源措置（緊急防災・減災事業費の拡充・延長等）

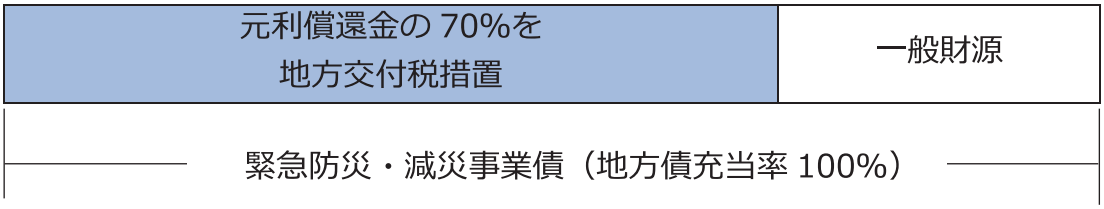
災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間が延長された。

【事業期間】
令和３年度～令和７年度

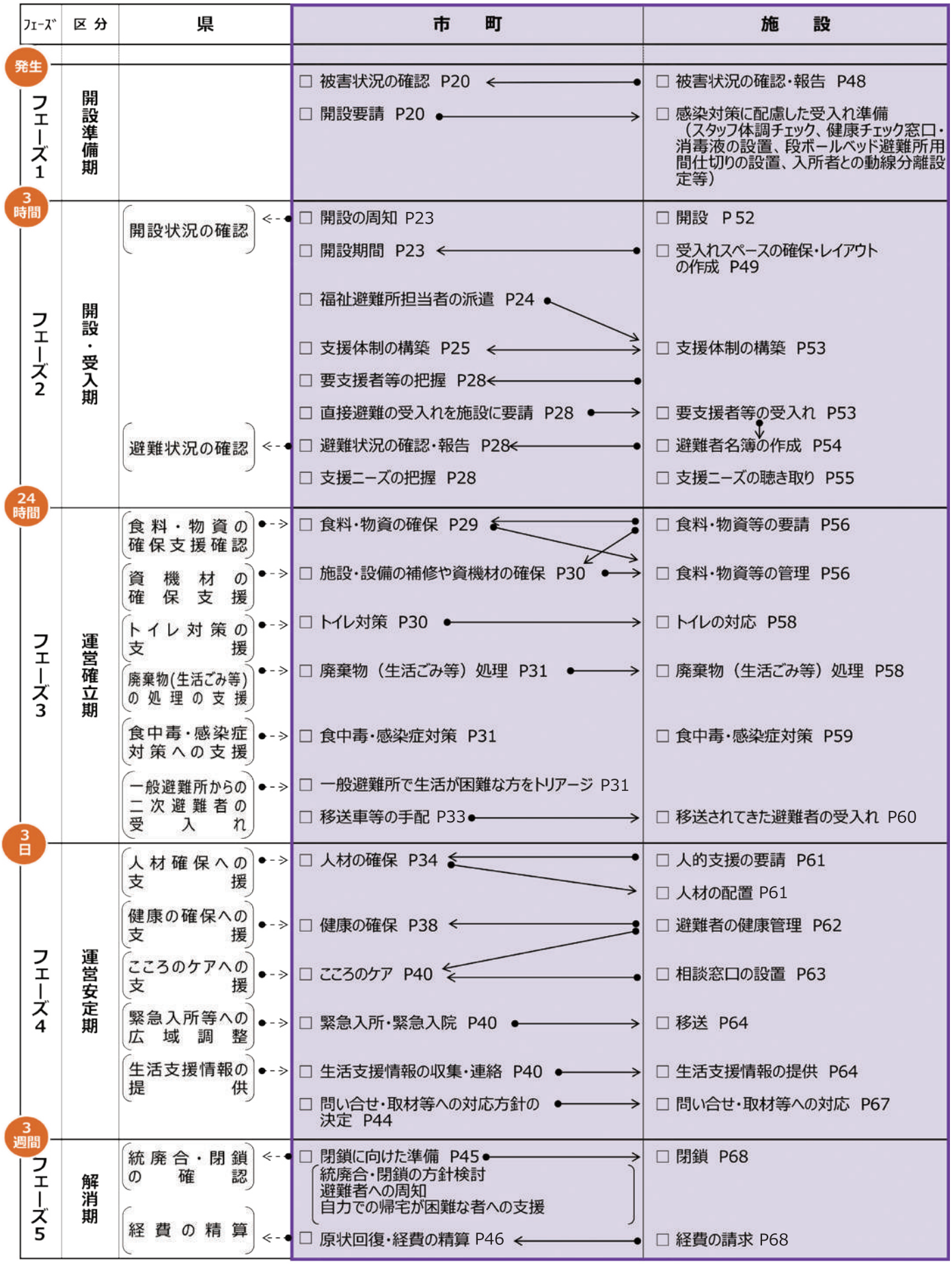
【事業費】
５,０００億円（令和５年度）

【対象事業の拡充】
(1)令和３年度から拡充
① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策（換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等）
② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助（避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等に対する補助）
(2)令和５年度から拡充
① 指定福祉避難所となっている社会福祉施設（養護老人ホーム等）における避難者の生活環境改善（要配慮者用の居室、避難者用トイレ、空調等）のための取組への補助
② 指定避難所となっている私立学校施設（体育館）における避難者の生活環境改善のための取組への補助

【地方財政措置】
緊急防災・減災事業債（充当率１００%、交付税措置率７０%）



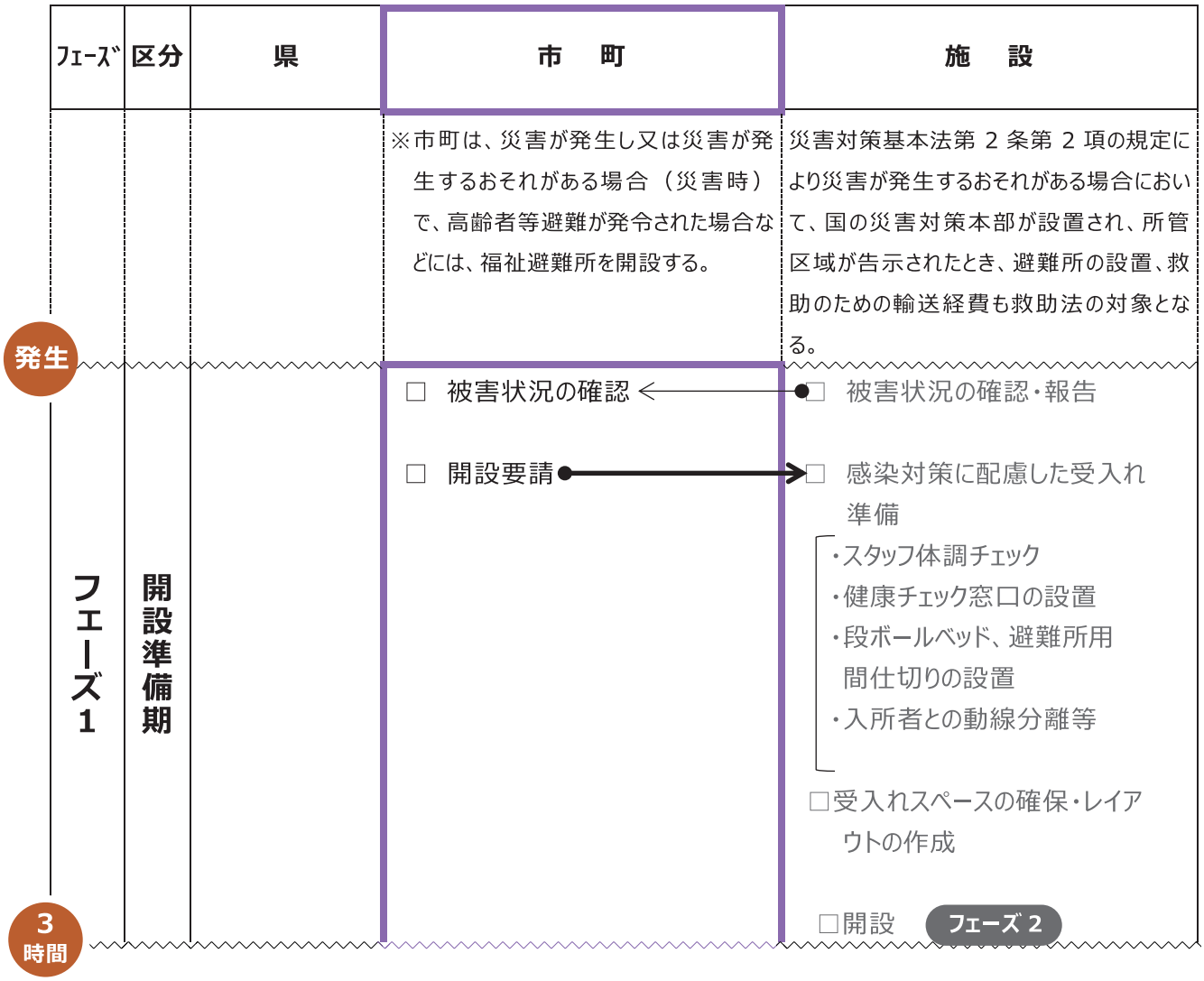
Ⅱ編　災害時の福祉避難所の開設・運営


フェーズ
区分
県
市町
施設
発生
フェーズ1
開設準備期
□ 被害状況の確認 P20
□ 開設要請 P20
□ 被害状況の確認・報告 P48
□ 感染対策に配慮した受入れ準備（スタッフ体調チェック、健康チェック窓口・消毒液の設置、段ボールベッド避難所用間仕切りの設置、入所者との動線分離設定等）
3時間
フェーズ2
開設・受入期
開設状況の確認
□ 開設の周知 P23
□ 開設期間 P23
□ 開設 P52
□ 受入れスペースの確保・レイアウトの作成 P49
□ 福祉避難所担当者の派遣 P24
□ 支援体制の構築 P25
□ 支援体制の構築 P53
□ 要支援者等の把握 P28
□ 直接避難の受入れを施設に要請 P28
□ 要支援者等の受入れ P53
避難状況の確認
□ 避難状況の確認・報告 P28
□ 避難者名簿の作成 P54
□ 支援ニーズの把握 P28
□ 支援ニーズの聴き取り P55
24時間
フェーズ3
運営確立期
食料・物資の確保支援確認
□ 食料・物資の確保 P29
□ 食料・物資等の要請 P56
資機材の確保支援
□ 施設・設備の補修や資機材の確保 P30
□ 食料・物資等の管理 P56
トイレ対策の支援
□ トイレ対策 P30
□ トイレの対応 P58
廃棄物(生活ごみ等)の処理の支援
□ 廃棄物（生活ごみ等）処理 P31
□ 廃棄物（生活ごみ等）処理 P58
食中毒・感染症対策への支援
□ 食中毒・感染症対策 P31
□ 食中毒・感染症対策 P59
一般避難所からの二次避難者の受入れ
□ 一般避難所で生活が困難な方をトリアージ P31
□ 移送車等の手配 P33
□ 移送されてきた避難者の受入れ P60
3日
フェーズ4
運営安定期
人材確保への支援
□ 人材の確保 P34
□ 人的支援の要請 P61
□ 人材の配置 P61
健康の確保への支援
□ 健康の確保 P38
□ 避難者の健康管理 P62
こころのケアへの支援
□ こころのケア P40
□ 相談窓口の設置 P63
緊急入所等への広域調整
□ 緊急入所・緊急入院 P40
□ 移送 P64
生活支援情報の提供
□ 生活支援情報の収集・連絡 P40
□ 生活支援情報の提供 P64
□ 問い合せ・取材等への対応方針の決定 P44
□ 問い合せ・取材等への対応 P67
3週間
フェーズ5
解消期
統廃合・閉鎖の確認
□ 閉鎖に向けた準備 P45
統廃合・閉鎖の方針検討
避難者への周知
自力での帰宅が困難な者への支援
□ 閉鎖 P68
経費の精算
□ 原状回復・経費の精算 P46
□ 経費の請求 P68

市町編

フェーズ 1

開設準備期（発生～３時間）



介護保険事業所等との災害時情報伝達体制（町田市）

東京都町田市では、震度５強以上を観測した際に、あらかじめ定めた報告様式により、施設から市に被害状況等を報告する仕組みをとっている。また、毎年 1 回、情報伝達訓練を実施している。

町田市 HP「町田市介護保険事業所等の災害時情報伝達について」参照

☑ 被害状況の確認

○　災害発生後、直ちに福祉避難所の施設管理者等からの施設や設備の被害状況、ライフラインの状況や職員の参集状況等の報告を確認する。

○　通信手段が不通の場合は、巡回調査により確認する。

☑ 開設要請

○　施設からの報告内容 **施設様式 1** を確認のうえ、**開設要請** **市町様式 1** をする。

○　広域避難を要する場合は、県に支援を要請する。

○　福祉避難所の開設状況等を整理 **市町様式 2** するとともに、更新する。

社会福祉施設間の連携

被災時を想定し、社会福祉施設間の相互応援に関する協定等を締結しておくことが望ましい。

兵庫県災害時における要配慮者支援指針

事業継続計画（BCP）の策定と施設間連携

○　施設において、福祉避難所を迅速かつ円滑に開設するため、また福祉避難所の早期解消を図るうえで、事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定が重要である。

○　BCPの策定にあたり、福祉事業者の多くは小規模であり、施設単独で対応することが困難な場合がある。そのため、①自治体との連携、②施設のｸﾞﾙｰﾌﾟ法人内の連携のほか、**③他の施設との地域内連携**を図り、地域単位で支援体制を構築することが必要。

東日本大震災～保健福祉部災害対応・支援活動の記録～（宮城県）

教訓・事例　社会福祉法人からの被害情報の報告（東日本大震災）

宮城県は、社会福祉法人（118 法人）の被災状況について、発災日の平成 23 年 3 月 11 日 18:00 に電子メールにて照会したものの、およそ 1 か月後の 4 月 5 日時点で回答があったのは 55 法人であり、その把握が完全にできなかった。

毎日新聞（平成 28 年 4 月 25 日）「福祉避難所機能せず　利用わずか 104 人」

教訓・事例　開設に手間取った事例（熊本地震）

熊本市は、あらかじめ、176 施設を福祉避難所に指定し、災害時に約 1,700 人の受入れ枠を確保していたが、熊本地震発災から 9 日目（4 月 24 日）で、福祉避難所として開設できたのは 34 施設、104 人の利用に留まった。

市では、避難所を巡回する保健師等の聞き取り調査で福祉避難所への避難が必要と判断した場合に施設ごとに交渉を行ったが、施設によっては「対応する人が足りず、入居者がいるので場所がない」などの理由で断られることが多かった。

参考　令和 3 年 5 月改定　新たな避難情報等（内閣府ホームページ）

【避難情報等一覧】

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 緊急安全確保※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
	～～＜警戒レベル 4 までに必ず避難！＞～～	
4	 避難指示※2	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	 高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	 早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○災害が発生する恐れがある状況 ○災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	高齢者等は危険な場所から避難(避難支援等実施者は支援行動を開始)
避難指示	○災害が発生する恐れが高い状況 ○災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	危険な場所から全員避難
緊急安全確保	○災害が発生又は切迫している状況 ○居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険があることから直ちに身の安全を確保

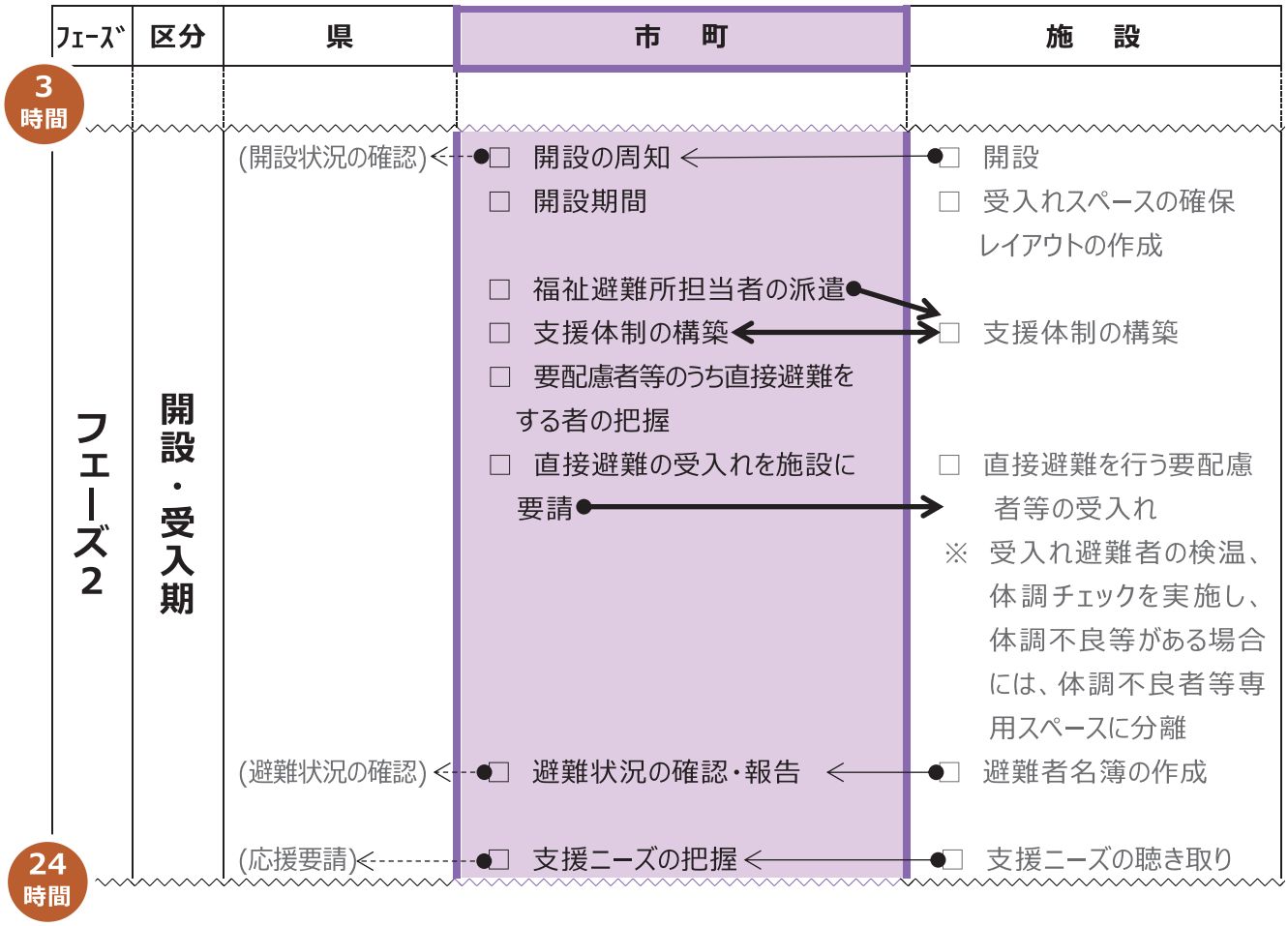
【津波警報・注意報の分類ととるべき行動】

区分	とるべき行動
津波注意報	海の中にいる人は、直ちに海から上がって海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
津波警報	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなどの安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。
大津波警報	

～R4.3 改訂　兵庫県災害時における要配慮者支援指針から抜粋～

フェーズ 2

開設・受入期（3時間～24時間）



☑ 開設の周知

○　福祉避難所を開設した場合には、要配慮者及びその家族、消防団、自主防災組織、支援団体等に速やかに周知する。

○　市町は、県に、フェニックス防災システムを通じて報告する。

教訓・事例　開設福祉避難所の周知の課題（熊本地震）

熊本県は、福祉避難所として利用できる九州地方の旅館・ホテルを確保し、当該内容の周知に努めたものの、車中泊の避難者が多く、車中泊避難者への情報提供が十分とはいえなかったため、旅館・ホテル提供の制度を知らない避難者も見受けられた。

📖熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書（熊本県）

☑ 開設期間

○　開設の期間は、要配慮者の避難支援が必要となる期間とする。

※　内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、原則として、**災害発生の日から7日以内**となっている。

📖災害救助の手引き（兵庫県）

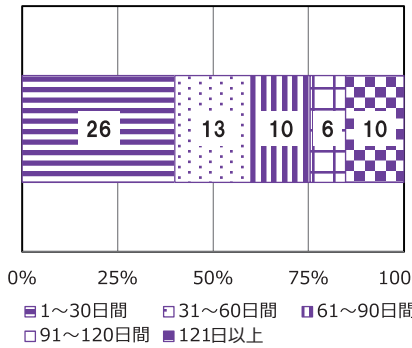
※　７日間で福祉避難所を閉鎖することが困難な場合、県は**内閣府（防災担当）との協議**により開設期間を延長できるため、速やかに県に連絡する。

教訓・事例　岩手県での福祉避難所の開設期間（東日本大震災）

○　岩手県内で 65 箇所の福祉避難所が開設された。多くは災害発生後５日以内に開設され、延べ 3,620 日・約 27, 000 人が避難した。

○　１箇所あたりの開設期間の平均は 55.7 日（約２か月）、中央値は 38 日（約１か月）、最長の施設で 167 日（およそ５.５か月）であった。

　また、26 か所（40%）で開設期間が１か月以内であった一方、10 か所（15%）で 121 日（およそ３か月）以上要している。



福祉避難所の開設期間（n=65）

東日本大震災津波における福祉避難所の状況と課題についての調査研究報告書（岩手県立大学地域政策研究センター）

☑ 福祉避難所担当者の派遣

○　施設管理者等との連携のもと福祉避難所の運営にあたるため、直ちに福祉避難所担当を各福祉避難所に派遣する。

○　大規模災害発生当初、直ちに派遣する職員を確保できない場合は、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

○　市町職員だけでは確保が困難な場合は、他の自治体などの応援職員の派遣を県に要請する。

○　福祉避難所担当は交代制で運営できるよう配置し、引継資料 **市町様式３** により適切に引き継ぐとともに、市町災害対策本部に報告する。

教訓・事例　被災自治体職員による避難所運営（熊本地震）

○　益城町職員へのアンケート調査によると、震災発生後１カ月半を過ぎた５月末まで、**「避難所運営業務」に最も多く従事したと答える職員が突出して多く**、「災害対策本部運営・全庁的な人事・応援の受入調整」や「被害情報の収集・通信の確保」といった初動対応の業務に最も多く従事したと答える職員は少ない。

○　熊本地震では、被災市町村において、発災直後から多くの職員が避難所運営に従事し、**災害対策本部機能が麻痺**した。災害発生直後、被害情報を収集し、それをもとに災害対策本部で応急対策の方針を決定するとともに、応援職員の受入れ等による災害対応体制の早期構築などの初動対応が重要である。

平成 28 年熊本地震　益城町による対応の検証報告書（益城町）

平成 28 年熊本地震　関西広域連合支援活動の記録（関西広域連合）

教訓・事例　引き継ぎのルール化・様式の統一化（新潟県中越沖地震・熊本地震）

新潟県中越沖地震では、１～２日ごとの交代勤務となっており、業務全般の引継ぎが曖昧になった。また、熊本地震では、職員間の引継ぎにノートを活用していたが、記載方法が統一されておらず、引き継ぐべきこととそうでないことが混在していた。

新潟県震災記録集（新潟県中越沖地震）「3.現地福祉避難所の記録」（新潟県老人福祉施設協議会）

平成 28 年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

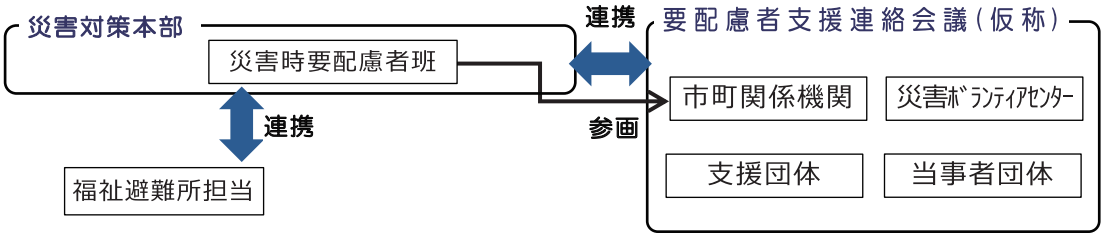
☑ 支援体制の構築

○　福祉避難所全体の運営を**マネジメント**するため、災害対策本部に**「災害時要配慮者班」**を設置するなど、福祉避難所担当との連絡・調整体制を図る。

兵庫県避難所管理運営指針

○　要配慮者支援に関わる官民の関係機関や関係団体などで構成する**「要配慮者支援連絡会議（仮称）」**を適宜開催する。

＜体制のイメージ＞



〔要配慮者支援連絡会議の議事（例）〕

- 福祉避難所・福祉避難室の受入れ状況
- 福祉避難所の運営状況（職員や物資・資機材の配置状況等）
- 関係機関・団体との連携体制の構築状況（人材や物資・資機材の確保体制、巡回体制等）
- 応急仮設住宅(建設型、賃貸型)の提供状況・復興公営住宅の建設状況
- 要配慮者支援の具体的施策の周知及び実施状況
- 課題と今後の対応　など

○　施設管理者等に福祉避難所の運営を**委託**することは可能であるが、運営責任は市町にあることに留意する。

教訓・事例　委託による福祉避難所運営（能登半島地震・東日本大震災）

能登半島地震の福祉避難所の設置・運営とその後の取組み（内閣府福祉避難所ワーキンググループ（第１回）河崎委員提出資料）

福祉避難所設置・運営マニュアル（輪島市）

能登半島地震時の石川県輪島市や東日本大震災時の宮城県石巻市では、委託により、福祉避難所を運営した。

輪島市では、能登半島地震発生後３日後に、福祉避難所の運営マニュアル等が未整備の中、８日後の４月２日に老人保健施設「百寿苑」と福祉避難所の運営委託を締結し、同月４日に開設した。福祉避難所は６月５日まで開設（開設期間 63 日）し、利用者数 13 人、延べ 320 日・人で 1,440,806 円（人件費 529,000 円、食費 419,420 円、その他雑費 492,386 円）の経費を要した。

なお、輪島市では、能登半島地震の教訓を踏まえ、マニュアルを作成しており、同マニュアルに運営委託契約書のひな形を整備するなど、災害発生後すぐに運営委託できる体制を整備している。

教訓・事例　事前の支援体制の構築（熊本地震）

平成 28 年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

熊本地震では、避難所運営にあたり「**必要な人員を配置するシステムやマネジメントできる組織**がなかった」という意見がある一方、「事前に避難所の開設・運営に携わる職員を決めておくなどといった役割分担ができていた」という報告があった。

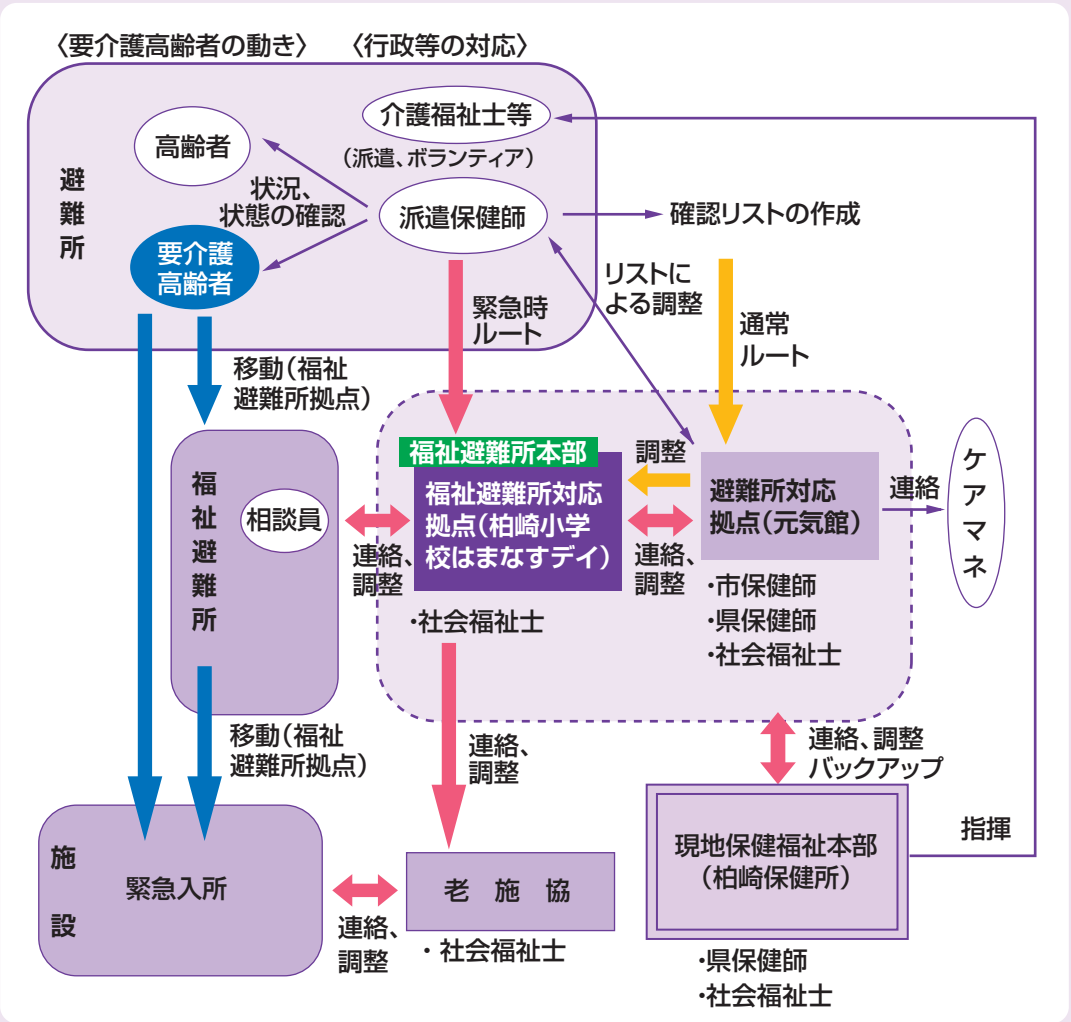
新潟県震災記録集（新潟県中越沖地震）「3.福祉避難所の記録」（新潟県老人福祉施設協議会）

教訓・事例　要配慮者支援のマネジメント（新潟県中越沖地震）

新潟県及び柏崎市は、保健師等からの要配慮者の避難に対する情報の一元化と福祉避難所間の連絡調整を図るため、新潟県老人福祉施設協議会が運営を受諾した「柏崎小学校コミュニティホームはまなす」を基幹的な福祉避難所「福祉避難所本部」として選定した。

福祉避難所本部を設置・運営することにより、定期的な情報交換、相談体制機能など指揮命令系統体制が図れた。また、入所に当たり、一般避難所の保健師や柏崎市、社会福祉士会等の関係機関から必要な情報が得られ、受入れ体制は混乱なく行うことができた。

〔要配慮者(高齢者)支援のスキーム〕



〔福祉避難所本部の役割〕

①各福祉避難所との連絡調整（下図参照）

・利用者数定時報告（１日２回）及び利用者の動向(新規受入・帰宅・課題等)報告

・各福祉避難所の物資の状況や運営に関する課題などを集約し、市、県等に対応を依頼

（効果）各福祉避難所の要望や課題などを集約し、要望していくことについて一定の効果があった。

②行政機関(県・市)等との連絡調整

「元気館」（在宅避難者への対応を行う保健師の活動拠点）から提供される福祉避難所の利用が見込まれるケースの情報を集約のうえ受入れ調整

（効果）行政機関等からの受入れ要請に対して、個々の状況に応じた対応が可能となった。

7月21日より開始・コーディネーター役の仕事となります！

福祉避難所　利用者数の把握と報告の方法について

定時報告

○１日に２回行ないます。各福祉避難所の利用者数のみの報告となります。
○１回目 14：30～15：00の間、２回目 18：30～19：00の間に各福祉避難所から連絡が入ります。

各福祉避難所（いこいの里、長浜DSふれあい、元気館、柏崎高校セミナーハウス）
→（電話連絡あるいはメール連絡）
柏崎小学校福祉避難所本部
→（各福祉避難所の利用者数をメールにて報告（19時の報告は各避難所と元気館2F保健師にもメールまたはFAXする）　定時報告締切時間：15時と20時）
柏崎市役所介護高齢課　宮崎係長
→（定時報告締切時間：16時と20時）
新潟県

動向報告

○１日に１回、２回目の定時報告時点での詳細な利用者の状況の報告となります。
○19時ころまでに各福祉避難所からメールの添付ファイルにて報告書が届くので、そのファイルをとりまとめのうえ、宮崎係長へメール添付にて報告します（報告時間は夜間帯なるべく早めに）。
○報告経路は、定時報告と同様となります。
○また、柏崎小の分の動向報告（人数報告）は、別途、プリントアウトし、小学校の避難所担当市職員にも提出をお願いいたします。

※電話連絡、メール報告が時間までに入らない場合は、こちらから各福祉避難所に問い合わせ、報告締切時間に遅れないようにしてください。
※宮崎係長、各福祉避難所のアドレスは、パソコンのyahooメール内に登録してあります。
※yahooメールのIDは、○○○○で、パスワードは××××です。
※コーディネーター役が不在になる場合は、他のスタッフに確実に依頼し、もれの無いようにお願いします。

☑ 要配慮者等のうち直接避難をする者の把握

○　避難行動要支援者名簿や個別避難計画等をもとに、福祉避難所に直接避難する者を把握する。

☑ 直接避難の受入れを施設に要請

【平時の取組】
　市町村は、平時から指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行っておく必要がある。

○　市町は、地区防災計画や個別避難計画等により、避難先として福祉避難所を指定している者を中心に、直接避難を行う要配慮者を選定し、施設に対して直接避難の受入れを要請する。

○　なお、福祉避難所への直接避難の受け入れる体制が整備されておらず、福祉避難所を直接避難先と位置づけていない市町もあることから、それぞれの市町の方針に基づく対応が求められる。

○　市町村が希望する要配慮者全員を指定福祉避難所に直接に避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の策定時に検討する。

☑ 避難状況の確認・報告

○　避難者名簿により、各福祉避難所の避難状況を整理する。

○　市町は、県に、フェニックス防災システムを通じて、避難状況を報告する。

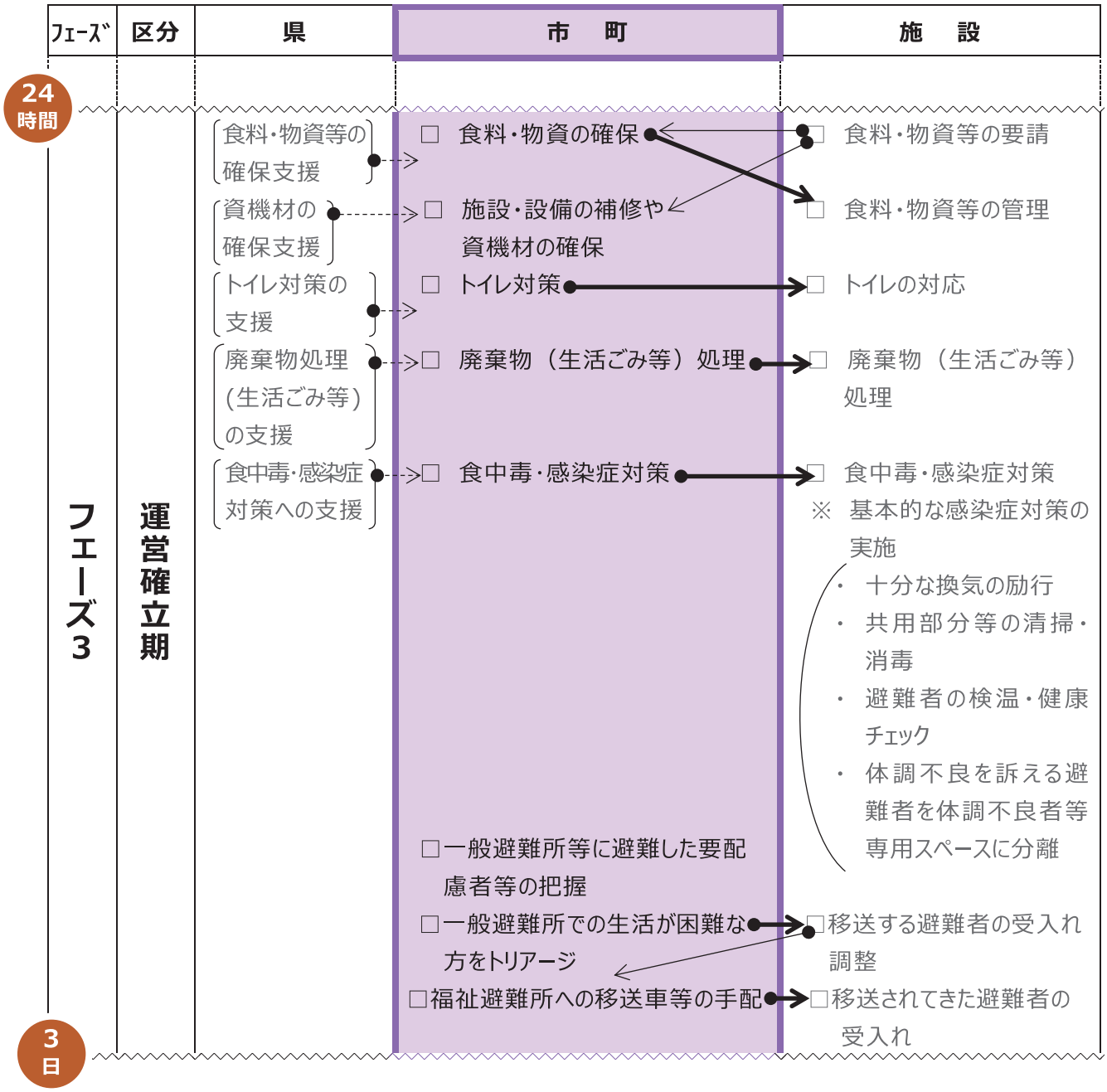
☑ 支援ニーズの把握

○　食料・物資の確保、人材の確保や緊急入所・緊急入院の要否を判断するため、避難者名簿等により、福祉避難所で聴き取った個々の支援ニーズを把握する。

○　避難者名簿に記載のある要配慮者の避難先や必要な支援のニーズ等の情報を**地域包括支援センター等関係機関で共有**する。なお、要配慮者から情報共有することについての同意を得ておく。

○　要配慮者の状況やそれに応じた支援ニーズは刻々と変化するため、福祉避難所に継続的に確認する。

フェーズ3 運営確立期（24時間～3日）



災害時における介護用品等の確保に関する協定（姫路市）

姫路市では、民間事業者3社と介護用品等の優先提供（賃貸借）に関する協定を締結している。

姫路市HP「福祉避難所について」参照

☑ 食料・物資の確保

○　各福祉避難所から要請 **施設様式4** のあった食料・物資の**品目や数量**をとりまとめる。

○　避難状況や**備蓄状況**を勘案のうえ、要配慮者の特性に応じた食料・物資を調達する。

○　調達した食料・物資を福祉避難所に連絡 **市町様式6** する。

☑ 施設・設備の補修や資機材の確保

○　市町は、災害により施設・設備が破損している場合、福祉避難所の運営上必要な手すりやスロープなどを補修する。
○　各福祉避難所から要請 施設様式４ のあった資機材の品目や数量をとりまとめる。
○　避難状況や備蓄状況を勘案のうえ、物資を調達する。
○　調達した資機材を福祉避難所に連絡 市町様式６ する。

☑ トイレ対策

トイレ対策の詳細は『避難所等におけるトイレ対策の手引き』を参照

○　各施設の被害状況 施設様式１ や、福祉避難所からの要請 施設様式４ を踏まえ、災害用トイレ（携帯トイレ・組立トイレ等）や清掃用品を確保する。

【平時からの取組】
・市町は、避難所等の施設に、マンホールトイレの整備や災害用トイレ（携帯トイレ、組立トイレ等）の備蓄に努め、災害時に必要なトイレを確保しておく必要がある。

○　災害用トイレを設置した場合は、し尿の汲み取りや浄化槽汚泥の収集運搬業者の組合などに依頼する。
○　調達した災害用トイレ等を福祉避難所に連絡 市町様式６ する。
○　トイレの清掃に必要な水の確保先を施設に連絡する（給水車の状況や近隣の井戸・耐震性貯水槽等の所在）。
○　災害用トイレの確保や、し尿処理について、県に応援を要請する。



電動簡易トイレ「ラップポン」（屋内）
※持ち運びが可能で、ポリエチレン袋の口を熱圧着によって閉じる自動ラップ式トイレ（要電源）



組立トイレ（屋外）
※写真は日本トイレ研究所提供

☑ 廃棄物（生活ごみ等）処理

○　廃棄物の収集ルートに福祉避難所を組み込むよう調整する。
○　受入れ状況を踏まえた収集スケジュールを決定し、福祉避難所に連絡する。
○　廃棄物処理が困難な場合は、県に応援を要請する。

☑ 食中毒・感染症対策

感染症・食中毒対策啓発チラシ
兵庫県では、災害時の感染症や食中毒の未然防止を図るため、あらかじめ啓発チラシや様式・記載例等を作成している。
📖災害時の保健師活動ガイドライン

○　食中毒や感染症の未然防止を図るため、市町の保健師が中心となり、リーフレットの配布等による普及啓発や巡回指導を行う。
○　福祉避難所からの物資要請を受け、消毒液や清掃用品を確保する。
○　ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症が発生した場合、別室を設けるなど感染者との接触を制限し、感染の拡大防止を図る。



教訓・事例　感染症や食中毒のまん延防止（熊本地震）

熊本県では、避難所の衛生状態や食事の保存状況などをチェックし、避難者等に対し感染症予防や食中毒予防について働きかけるとともに、避難者の健康相談等を実施し、必要に応じて DPAT（災害派遣精神医療チーム）や JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）の支援につなげた。

☑ 一般避難所等に避難した要配慮者の把握

○　避難行動要支援者名簿等をもとに、**要介護度や障害支援区分の状況等**を考慮して福祉避難所に直接避難できず、一般避難所等に避難している要配慮者の中から福祉避難所へ移送する必要がある可能性のある避難者を抽出する。

☑ 一般避難所での生活が困難な方をトリアージ

介護トリアージ（武蔵野市）
東京都武蔵野市は、避難者を①一般避難所、②おもいやりルーム(福祉避難室)、③福祉避難所、④医療機関等に振り分けるための「介護トリアージ（仮称）」を策定し、実施のためのフローチャートやアセスメントシートを作成している。なお、内閣府においても、避難先を振り分けるためのフローチャートを作成している。
📖武蔵野市地域防災計画（武蔵野市）
📖福祉避難所確保・運営ガイドライン（内閣府）

○　要配慮者の把握をした避難者に対して、一般の避難所等において、福祉避難所に移送する対象者を選定するため保健師等が要配慮者の**トリアージ**を実施する。
○　高齢者や障害者は生活環境の変化に不安を覚えやすいため、一般避難所から福祉避難所への避難にあたっては本人の意思や希望を尊重する。その際、本人や家族へ適切に情報提供することで意思決定を支援する。
○　受入れ先の福祉避難所の選定においては、要配慮者が日頃から利用している施設がある場合は、その施設を**マッチング**するよう努める。
○　福祉避難所に受入対象者を連絡 **市町様式 4** する。
○　受入れ後の円滑な支援を実施するため、対象者の**トリアージ結果**（身体の状況や支援の優先度等の判断） **市町様式 5** を福祉避難所に提供する。

○　福祉避難所での受入対象者以外で特別な配慮を必要とする要配慮者は、一般の避難所の**福祉避難室**で受け入れ、医療を要する要配慮者または福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、**緊急入院・緊急入所**を行う。

図表 2.1 トリアージの例

	区　分	判 断 基 準	避難先例
1	自立	・歩行可能、健康、介助がいらない、 実例 健常な高齢者	**一般の避難所** （大部屋）
2	日常生活に一部介助や見守りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介助が必要 ・産前・産後・授乳中 ・医療処置を行えない ・３歳以下とその親 ・精神疾患がある 実例 半身麻痺、下肢切断、発達障害、知的障害、精神障害、骨粗しょう症	**福祉避難室** （一般の避難所）
3	日常生活に全介助が必要	・食事、排泄、移動が一人でできない 実例 胃ろう、寝たきり	**福祉避難所・緊急入所** （社会福祉施設等）
4	医療が必要	・医療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐 実例 酸素吸引、透析	**緊急入院** （病院）

教訓・事例　福祉避難所への避難過程（東日本大震災、広島土砂災害、熊本地震）

近年の災害における調査・研究結果では、要配慮者の福祉避難所への避難過程は、一般の避難所からのトリアージ（スクリーニング）を受けたケースよりも、ケアマネジャー等の介在によって、**自宅から直接福祉避難所に避難したケースが多い**ことが判明している。

➢ **東日本大震災（岩手県）**

岩手県内で開設された福祉避難所を調査した結果、一般避難所において特別な配慮が必要な避難者を選別し福祉避難所に避難させるという、これまで想定されていた経路を辿った者は少なかった。

➢ **平成 26 年広島土砂災害**

福祉避難所となった特養等へのヒアリング調査の結果、日頃からデイサービスや在宅介護を受けている高齢者は、施設やケアマネジャー主導により、一次避難所を介さず、自宅から直接福祉避難所へ移動したことが明らかになった。

➢ **熊本地震**

福祉避難所となった特養等へのヒアリング調査の結果、一次避難所からのスクリーニングを受けて福祉避難所へ移る要配慮者も確認できたが、ケアマネジャー等の介在によって福祉避難所に移る要配慮者が多数いた。

📖細田重憲ほか「東日本大震災津波における福祉避難所の状況と課題についての調査研究報告書」（岩手県立大学地域政策研究センター・平成 25 年７月）

📖岡田尚子・大西一嘉「2014 広島土砂災害における福祉避難所等の受入状況と課題」（地域安全学会論文集 No.28・2016 年３月）

📖高尾優樹・北後昭彦「熊本地震（2016 年）における避難施設での要配慮者への対応に関する研究」（神戸大学都市安全研究センター研究報告第 21 号・平成 29 年３月）

📖避難所等におけるトイレ対策の手引き（兵庫県）

平成 29 年度兵庫県災害時要援護者サポートミーティング事例発表資料（仙台市）

教訓・事例　要配慮者と福祉避難所へのマッチング（東日本大震災）

宮城県仙台市では、福祉避難所開設・運用マニュアルにおいて、被災者受入れを「指定避難所からの移送」のみ想定していたため現場の対応と合わなかった。

また、受入れ対象者の基準が不明確であったことに加え、避難者の情報が不足していたため、マッチングがうまくいかなかった。

そのため、震災後、マニュアルを改訂し、自宅から福祉避難所への直接避難を可とするとともに、受入れ基準を明確化した。

福祉避難所への避難フロー及び受入れ対象者(P2)

平成 28 年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

教訓・事例　福祉避難所のマッチング及び避難者情報の提供（熊本地震）

避難者の情報が全くなかったために初動のケアに困ったという施設側の意見が多くあった一方、福祉避難所の中には、普段から通所している利用者が避難して来たため、あらかじめ健康状態等の把握ができており、対応に苦慮しなかったところもあった。

☑ 福祉避難所への移送車等の手配

○　支援団体や社会福祉協議会等の協力を得て、福祉車両等を手配する。

○　対象者の家族、ボランティア、自主防災組織や受入先施設の協力を得て福祉避難所へ移送する。



福祉避難所への移送①



福祉避難所への移送②

福祉車両等の提供に関する協定（白石市）

宮城県白石市では、民間事業者と福祉車両の提供に関する協定を締結している。

白石市 HP「平成 29 年 11 月 14 日の定例記者会見内容」参照

福祉避難所への要援護者移送に関する協定（姫路市）

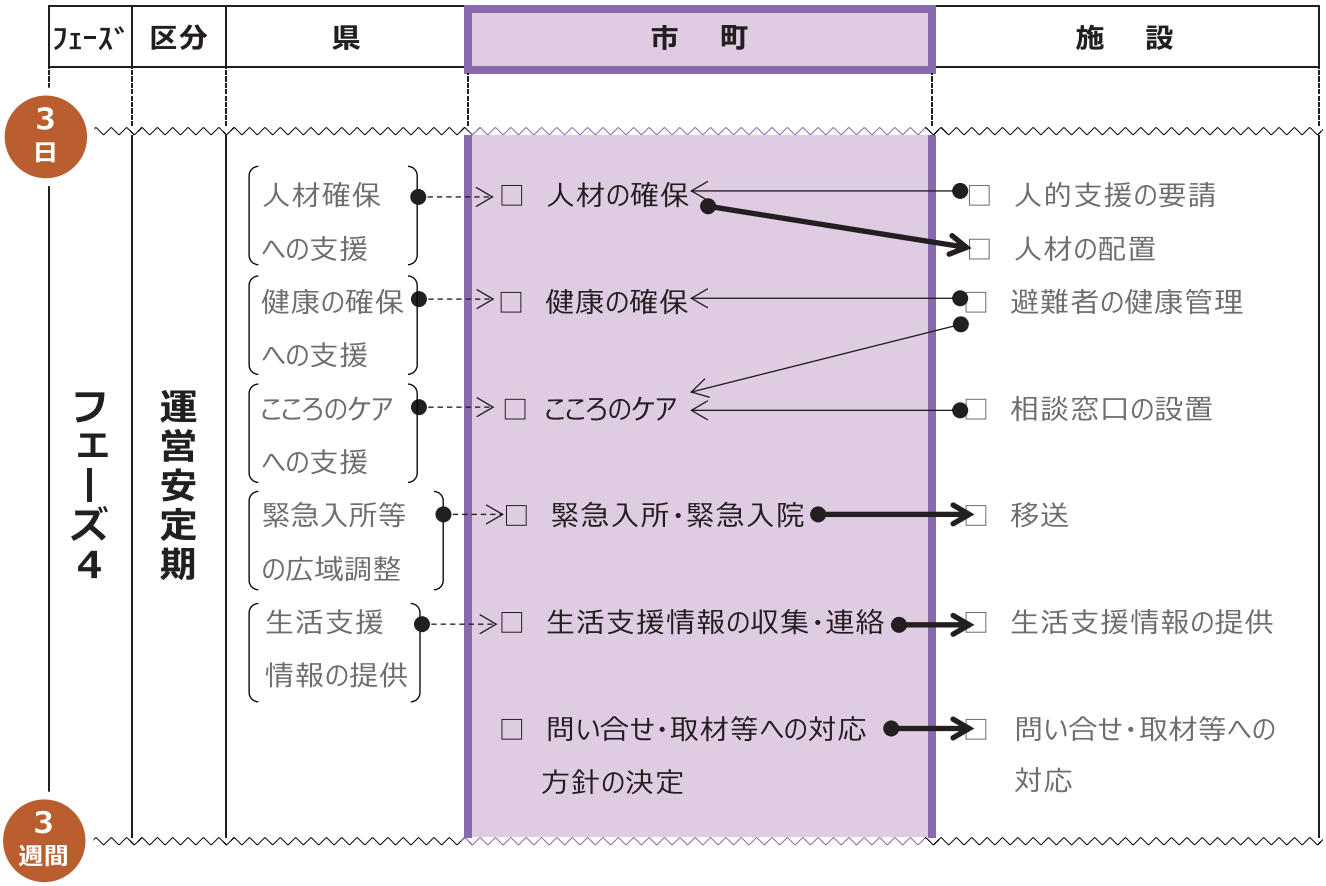
兵庫県姫路市では、神姫バス(株)　災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定を締結している。

姫路市 HP「福祉避難所について」参照

熊本地震の概ね 3 か月間の対応に関する検証報告書（熊本県）

フェーズ 4

運営安定期（３日～３週間）



福祉避難所介護等ボランティアの登録（愛西市）

愛知県愛西市では、看護や介護の資格・経験のある者や、手話通訳や手話奉仕のできる者等を募集・登録している。

学生ボランティア派遣（神戸市・札幌市）

神戸市では、保育士や看護士らの養成課程のある神戸常盤大学を福祉避難所として指定するとともに、専門職や学生ボランティアによる支援協力に関する協定を締結している。

また、札幌市では、医療や看護分野の学部などがある市内６大学と、福祉避難所に派遣する医療や看護を学ぶ学生を派遣する協定を締結している。

☑ 人材の確保

○　施設からの人的支援の要請 **施設様式６** を受けて、関係機関と人材確保の調整を行う。

○　災害救助法上の、概ね 10 人の要配慮者に対し１人の**生活相談員**（要配慮者に対して日常生活の支援・相談業務等を行うことができる者）等を福祉避難所に配置する。

生活相談員

- 生活相談員は、医療処置や治療、介護サービスを行うものではない。これらを必要とする要配慮者は、緊急入院や緊急入所により対応する。
- 生活相談員は、要配慮者の心身の制約やそれに対応した特別な配慮を理解し、要配慮者等の避難生活の支援や相談業務等を行うため、介護福祉士や看護師等の専門職の資格を有する者が望ましい。

○　災害ボランティアセンターを通じて、福祉避難所の運営支援のための**一般ボランティア**の派遣を依頼する。

（※物資管理や清掃等、一般のボランティアが担うことができる支援もある。）

○　人材の確保を県に要請する。

○　福祉避難所に配置する人材を福祉避難所に連絡 **市町様式７** する。

○　必要に応じて、施設管理者等に福祉避難所の運営を**委託**することも可能。

兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク

兵庫県では、大規模災害発生時に被災施設の利用者や被災地域の在宅要配慮者の安全で安心な生活を支援するため、平成 29 年 10 月に「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」（事務局：兵庫県福祉部地域福祉課及び兵庫県社会福祉協議会）を設置し、利用者の受入れや応援職員派遣等により福祉施設等が相互協力する体制の整備を進めている。

兵庫県と福祉施設関連団体との災害時応援協定の締結

兵庫県は、一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会、一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会、兵庫県身体障害者支援施設協議会、兵庫県知的障害者施設協会、兵庫県身体障害者支援施設協議会、兵庫県知的障害者施設協会、一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会の社会福祉施設業界団体の間で、災害時に被災施設への職員等の派遣や緊急一時受入れ調整に関する応援協定を締結しており、福祉施設等が相互協力する体制を構築する。

兵庫県災害派遣福祉チーム

近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の「災害時要配慮者」が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所等で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「兵庫県災害派遣福祉チーム（兵庫ＤＷＡＴ（DisasterWelfare Assistance Team））」が令和４年３月に創設された。

普段から、地域防災を始め、地域福祉活動をチームとして活動している「ほっとかへんネット」の仕組みを活用し派遣を行う。

兵庫県災害救援ボランティア支援センター

災害発生時には、ひょうごボランタリープラザ（兵庫県社会福祉協議会）は、「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議（以下、「支援団体連絡会議」という。）」の協力を得て、「兵庫県災害救援ボランティア支援センター」を立ち上げ、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（ＪＶＯＡＤ）等と連携のうえ、市町災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援等を行う。

支援団体連絡会議は、県域団体、中間支援ＮＰＯ等、災害救援・復興専門ＮＰＯ等、及び行政・社協の 48 団体と 1 個人で構成される、県内の災害ボランティア支援団体の連携組織で、平時からの連携・協働の体制づくりを強化するため、定期的な会議開催時に講義や事例発表を通じて構成団体が所有するリソースの共有を図るほか、兵庫県合同防災訓練において行われる災害ボランティアセンター設置・運営訓練に参加している。

また、メーリングリストにより、研修開催情報や災害関係情報等を共有している。



「平成 29 年度第 1 回災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」

平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の応援派遣の開始について（平成 28 年５月２日付厚生労働省関係４課事務連絡）

平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて（平成 28 年４月 28 日付厚生労働省関係４課事務連絡）

ゆ～とぴーVol.46（社会福祉法人熊本県社会福祉協議会）http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/pubmag/pub/default.asp?c_id=12

『災害に強い福祉』要配慮者支援活動事例集（災害時要援護者支援ブックレット）（社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

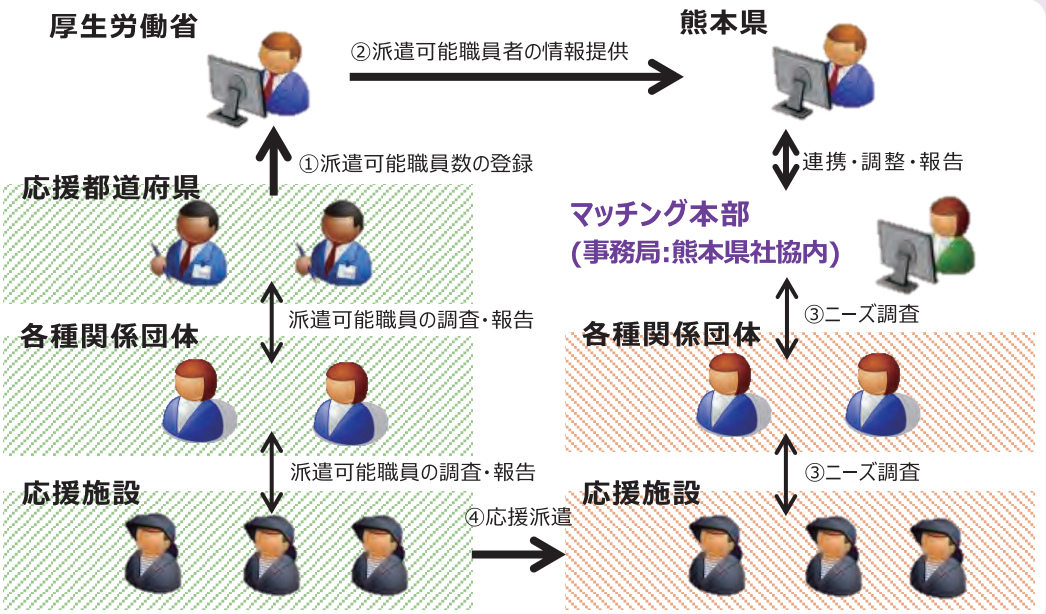
ひょうごボランタリープラザHP「災害ボランティア活動支援関係団体連絡会議」参照

教訓・事例　介護職員等の応援派遣（熊本地震）

➢ 介護職員等の応援派遣スキーム

熊本県では、熊本県内の社会福祉施設の入所者等の生活を支援するため、4月27日に熊本県社会福祉協議会内に**「マッチング本部」**を設置し、被災した社会福祉施設等に介護職員等を派遣する広域的な体制を構築した。

マッチング本部では、被災施設等へのニーズを聴き取ったうえで、厚生労働省で集約した都道府県からの応援派遣可能な介護職員等の情報をもとに、応援職員の派遣調整（マッチング）を実施した（下図参照）。マッチング本部によるマッチング件数は34事業所・延べ2,458人（平成28年8月31日現在）となったほか、他の団体による派遣調整結果のとりまとめを含めると87事業所・延べ6,938人となった。



派遣職員一覧（平成28年8月19日現在）　（単位：人）

	調整機関	対象施設	派遣職員数
1	熊本県社会福祉協議会マッチング本部	介護老人保健施設、特養、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウス）以外	2,458
2	全国老施協	特養、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）	1,616
3	福岡県老施協	特養、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）	978
4	小規模多機能連絡会・日本認知症グループホーム協会	小規模多機能型事業所グループホーム	821
5	全老健	介護老人保健施設	562
6	みなみ阿蘇福祉救援ボランティアネットワーク	高齢者関係施設	489
7	介護福祉士会	高齢者関係施設	14
		計	6,938

➢ 応援派遣に係る費用負担

(1) 費用支弁対象

ア. 人件費

○　福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費（実費）は、概ね要配慮者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）は除く。）10人につき１人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、**災害救助費**から支弁される。

○　要配慮者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応することが可能。

○　支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要配慮者が避難している場合（社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む）でも、福祉避難所として扱うことが可能。

イ. 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は**災害救助費**から支弁。

(2) 支給・精算の方法

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することとなる。このため、福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で一旦、**立替払い**をすることとなる。

(3) 留意点

避難所に避難している要配慮者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、**緊急に入所できる施設等が確保できない場合**や**在宅サービスの提供体制が整わない場合**は、福祉避難所に配置された介助員等により対応することが可能。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うこと。

(4) その他

福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受けている社会福祉施設等が市町からの依頼に基づき、避難者に対して**食事の提供、被服・寝具等の支給**等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となる。

教訓・事例　フェーズにおける運営体制の変遷（東日本大震災）

○開設時点では、地元での専門職の確保が困難であったため、全国からボランティアの支援を受けて運営されたが、ボランティアスタッフの入れ替わりに伴う支援の継続性の確保が課題となり、福祉避難所開設から２か月後に**社会福祉法人が中心**となって**ボランティアがサポート**する体制で運営が行われた。

○石巻市は、桃生農業者トレーニングセンターを福祉避難所として設置し、主に自宅で介護サービス等を利用して生活していた高齢者や肢体不自由者**（要介護１～３程度）**で、**リハビリテーション等を行うことにより回復が望まれる方**を対象に受け入れた。

当該避難所は、リハビリ及び看護により ADL の向上を図ることを主眼に、市保健師を**コーディネーター**に**作業療法士や理学療法士、看護師**を中心に運営された。

➡ コーディネーターの配置（P62）

東日本大震災-宮城県の発災後１年間の災害対応の記録とその検証-（宮城県）

宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン（宮城県）

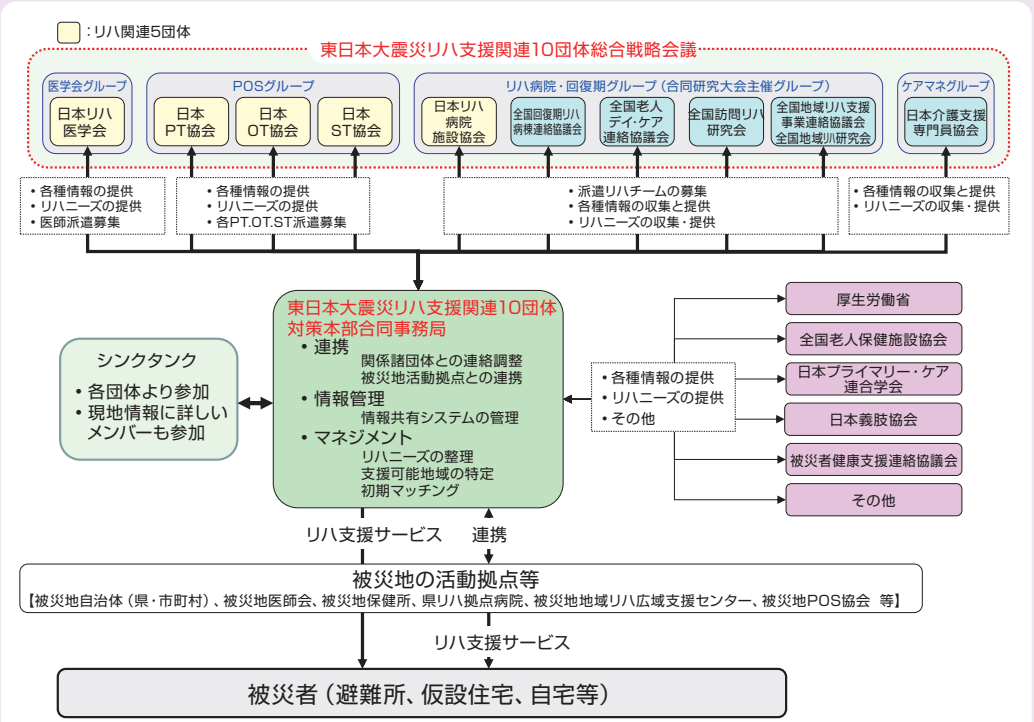
派遣活動報告書（東日本大震災リハビリテーション支援関連 10 団体）

DRI 調査研究レポート【vol.38】 平成 27 年-28 年度特定研究プロジェクト 個別性に配慮した福祉避難所のあり方に関する研究会報告書（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター）

（桃生農業者トレーニングセンターの運営体制の変遷）

期　間	看　護	介　護	リハビリ	食　事
準備期間	●日本看護協会			
4/29～30	↓	●全国介護福祉士会		
5/1～5	●NPO 法人 HUMA	↓	●東日本大震災リハビリテーション支援関連 10 団体※	●日本栄養士会 ●ピースボード
5/6～31	●宮城県看護協会 ●石巻市夜間急患センター	●市内被災施設介護福祉職員 ●地域ボランティア	●宮城県作業療法士会	↓
6～９月末	●石巻市夜間急患センター	●東北福祉会せんだんの杜（運営委託）	↓	●東北福祉会せんだんの杜（運営委託）

※東日本大震災リハ支援関連 10 団体組織図



☑ 健康の確保

○　保健師の巡回により、避難者の健康状態の確認や健康相談を行う。

○　**JMAT（日本医師会災害医療チーム）兵庫**や**兵庫県災害支援ナース**の派遣巡回について、県と調整のうえ実施する。

○　医療が必要な場合や災害前からの治療が中断されている場合は、速やかにかかりつけ医師等の医療機関を紹介し受診勧奨する。

ＪＭＡＴ兵庫（兵庫県医師会）

兵庫県医師会が、平成 23 年の東日本大震災救援活動を契機とし、平成 25 年に正式発足させた災害対応医療チームで、医師・看護師他多職種での構成。

【登録医師数】　608 名(平成 29 年 7 月末時点)
【活 動 内 容】　○救護所等における医療・健康管理・公衆衛生対策
○巡回診療、在宅診療
○医療ニーズの把握
○病院や診療所の医療支援
【活 動 実 績】　○東日本大震災（平成 23 年）
○熊本地震（平成 28 年）


JMAT の被災地支援（熊本地震）

兵庫県災害支援ナース（兵庫県看護協会）

兵庫県看護協会 HP「兵庫県看護協会災害支援ナースとは」参照

被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担うため、平成 21 年より災害支援ナースを養成・登録している。

【登録人数】362 名（令和 5 年 2 月末現在）
【活動内容】○災害時の健康生活支援や医療救護活動
・JMAT チームの一員としての活動
・避難所等の巡回保健活動
・まちの保健室事業等
○平時の防災教育活動
【活動実績】佐用町水害（平成 21 年）、東日本大震災（平成 23 年）、丹波豪雨災害（平成 26 年）、熊本地震（平成 28 年）、岡山豪雨災害（平成 30 年）



災害時の医薬品供給車両の運用（兵庫県薬剤師会）

シスメックス HP ニュースリリース「シスメックス、兵庫県薬剤師会、新開トランスポートシステムズが災害支援活動への協力に関する協定書を締結～災害対策医薬品供給車両の運用体制の構築～」参照

兵庫県薬剤師会は、検査機器会社及び運送会社と平成 29 年 8 月に協定を締結し、被災地に駆け付け、医薬品の調剤と供給を行うための薬局機能を有する医薬品供給車両の運用を開始した。

【協定締結者】兵庫県薬剤師会、シスメックス(株)、(株)新開トランスポートシステムズ
【車両の概要】普段は検査機器のデモンストレーションに活用する「ソリューションカー」（4トン・自家発電可・神戸市西区）に、災害時は薬剤棚、分包機、調剤設備等を設置し、被災地で運用。


医薬品提供車両

避難中における体調悪化の要因

熊本地震において、体調を崩された要因として「精神不安など」がある。

平成 28 年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

☑ こころのケア

○　トラウマ（心的外傷）や PTSD（心的外傷後ストレス障害）を防止するため、保健師等を派遣する。

○　兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣について、県と調整する。

兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）

県内外における自然災害、犯罪事件や航空機・列車事故等の大規模災害における被災者及び支援者に対し、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームとして平成 26 年に設置している。

【構　　成】精神科医、精神科看護師、精神保健福祉士または臨床心理士、ロジスティック（県職員等）
【チーム数】６機関 46 チーム（各チーム４～５名で構成）
【活動内容】○保健師等チームや医療救護班と連携した精神科医療の提供
　　○避難所の巡回、仮設住宅の訪問
【活動実績】○平成 28 年熊本地震（派遣先：熊本赤十字病院）

☑ 緊急入所・緊急入院

○　施設からの報告等により、避難生活の長期化及び心身の不調で福祉避難所での避難生活が困難な避難者、医療処置や治療が必要な避難者は、社会福祉施設への緊急入所や緊急入院を実施する。

○　緊急入所・緊急入院先の広域調整を県に要請する。

災害用コミュニケーション支援ボード（横浜市）

神奈川県横浜市では、コミュニケーション支援ボードを作成するとともに、要支援者には「黄色」、支援者には「緑色」のバンダナ等を用意し、災害時にはそれを身につけようという取組を推進している。

横浜市 HP「ご存知ですか？「コミュニケーションボード」」参照

☑ 生活支援情報の収集・連絡

○　被害情報、生活情報、行政情報などの必要な情報を収集し、福祉避難所に随時提供する。

○　情報が確実に伝わるよう、避難者数や避難者の状況に応じて、手話通訳者の配置やコミュニケーションボード等の活用により、個別に情報提供を行う。

【必要と考えられる情報】
被害情報、気象情報、安否情報、生活物資の情報、医療機関の診察受付状況、ライフラインの復旧情報、交通機関の運行・復旧情報、生活再建情報（罹災証明書の発行、義援金、被災者生活再建支援金、応急仮設住宅の申込みなど）

My コミュニケーションカード（和歌山市）

和歌山県和歌山市では、災害時にも利用できる「My コミュニケーションカード」（日本語のほか、英語、中国語や韓国語を併記）を作成している。市内の避難所や福祉避難所にも配備している。

和歌山市 HP「My コミュニケーションカードについて」参照



手話通訳による情報提供



コミュニケーションボード（洲本市）

兵庫県版「コミュニケーション支援ボード」の設置の推進

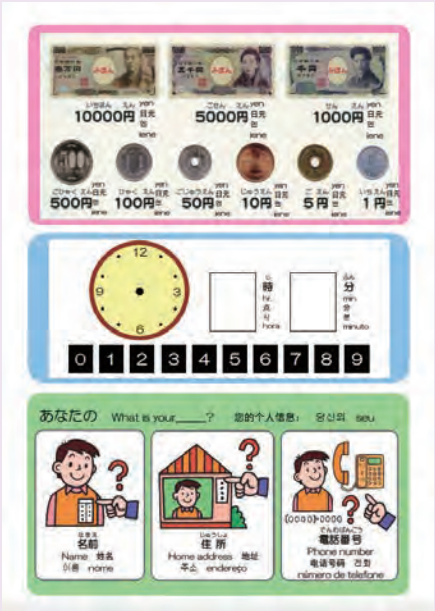
○　聴覚障害・言語障害・知的障害のある方、高齢の方、外国人の方など、行政機関の窓口をはじめ、日々の生活の中で、自分の言葉で意思や状況を伝えられず、コミュニケーションに不安を抱えている。

○　こうした不安を抱える県民を支援するため、兵庫県版「コミュニケーション支援ボード」を県関係機関に配布・活用するとともに、民間事業者用を新たに作成し、活用を働きかける。

（使用方法）

受付窓口等で、障害当事者や対応する側が説明する言葉の意味が通じず困る場合等、ボードに描かれた絵を見せたり、指差ししながらゆっくり会話することで、意思疎通を図る。





お願いカード（静岡市視覚障害者協会）

静岡市視覚障害者協会では、視覚障害者が避難所生活で神経を使うとされる「トイレ使用」、「情報入手」、「移動」の 3 項目について、周囲に知ってもらいたいことを簡潔にまとめた、「お願いカード」を作成し、会員に配付している。

静岡新聞（平成30年2月8日）

図表 2.2 情報・コミュニケーション支援の例

	視覚障害	聴覚障害
安否の確認 被災地域の要配慮者の確認	○放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認する。	○プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。（「聞こえない人はいませんか？」など） ○手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。 「手話できます」「『耳マーク』の活用」など
ニーズの把握 障害特性に応じた支援内容	○障害の程度（全盲・弱視など）や情報取得方法（点字・拡大文字など）等を確認し、必要な支援を把握する。	○障害の程度（聞こえない状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器など）等を確認し、必要な支援を把握する。
関係者との連携 避難所等における活動	○行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。	○行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。
避難所の説明 トイレや風呂、配給場所など	○ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。	○ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。
情報の共有 食料・救援物資の配布など	○放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。 悪い例:「張り紙を見てください」など	○プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。 悪い例:「１時の放送を聞いて下さい」など
機材・物品 共用品・消耗品の手配など	○ラジオ ○テレビ（解説放送） ○乾電池（ラジオなど）　等	○テレビ（字幕・手話放送） ○ホワイトボード（設置型、携帯型） ○補聴器用電池　等

アプリの活用

コミュニケーション支援のほか、安否確認、緊急情報のお知らせなど、各種アプリを紹介している団体がある。

①東京都障害者IT地域支援センター、②かながわ障害者IT支援ネットワークの各HP参照。

スマホ等のアプリの活用（要配慮者・支援者のコミュニケーションツール）

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者と、文字(筆談)、音読、翻訳などにより、コミュニケーションを支援するスマートフォンやタブレットなどモバイル機器向けのアプリが多数存在する（無料のものも多い）。こうしたアプリの活用を検討する。

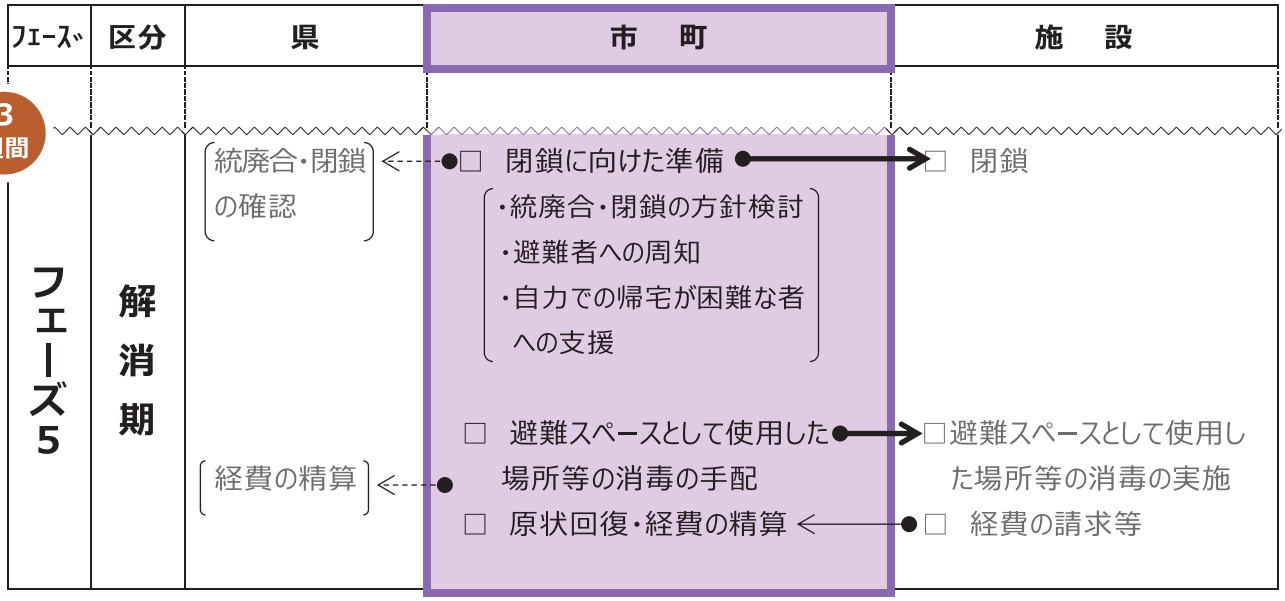
【コミュニケーションアプリの例】

アプリの名称	対応 OS Wifi 環境	販売元 (ﾒｰｶｰ)	価格	概要（ﾒｰｶｰ URL）
携帯筆談器 	Android 不要	ROOKING, Inc.	無料	○聴覚障害者の方や病院、施設で働く人等の為のスマホ型携帯筆談器。普段持ち歩く携帯電話がそのまま筆談器になる。 ○サッと立ち上げてパッと筆談が可能。画面に書くので繰り返し何度でも「書いたり」「消したり」が可能 （http://www.rooking.co.jp/）
UD 手書き Pro 	iOS 必要な場合もある	Shamrock Records, Inc.	無料	○「手書き＋音声認識＋翻訳」を組み合わせたハイブリッドコミュニケーションアプリ。 ○紙とペンだけでは出来ない、アプリならではの機能でコミュニケーションすることが可能。 （https://shamrock-records.jp/）
電話お願い手帳 	Android, iOS 必要な場合もある	東・西日本電信電話株式会社	無料	○耳や言葉の不自由な方が、外出先で用件や連絡先などを書いて、近くの人に協力をお願いする際に使用していただくコミュニケーションツール ○アプリをインストールしておけば災害時などインターネットに接続出来ない場合でも利用が可能 （地図表示の一部はﾈｯﾄ接続要）。 (https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai/)
おもてなしガイド 	Android, iOS 不要	ヤマハ㈱	無料	○日本語音声アナウンスを、文字や外国語の文字（テキスト）で提供するアプリ。 ○日本語音声アナウンスをこのアプリに聞かせると、耳が聞こえにくい方には、音声の情報をテキストにて表示。日本語がわからない外国人の方には、外国語でのテキスト表示を行う。 （http://omotenashiguide.jp/）
Petralex 補聴器 	Android, iOS 不要	IT4YOU CORP	無料	○ペトラレックスは、iPhone や iPad を基本機器にした補聴装置。 ○使用者の聴覚特性に合わせて自動調節し、従来の電話装着器により使用可能。 （http://it4you.pro/）
I Have Voice 	iOS 不要	Viktor Malyi	無料	○話すことや体を動かすことに困難さのある人たちのコミュニケーションを拡げるために作られたアプリ ○画面上のシンボルを見つめると、そのシンボルに保存されている音声を出力 （https://ihavevoice.app/）

☑ 問い合せ・取材等への対応方針の決定

○　問い合せ・取材等への対応方針を検討・決定する。
○　報道機関からの取材への対応は、災害対策本部で対応する。
○　カメラ撮り等の現地における取材については、福祉避難所担当が対応する。

フェーズ5 解 消 期（3週間～）



☑ 閉鎖に向けた準備

○　福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を検討する。

○　避難している要配慮者及びその家族に十分に説明し、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求める。

○　自力での生活が困難な者に福祉仮設住宅や高齢者ケア付き住宅（シルバーハウジング）等への入居等を斡旋する。

☑ 避難スペースとして使用した場所等の消毒の手配

○　派遣した福祉避難所担当者を中心として、避難スペースとして使用した場所の清掃や、備品やドアノブ等共用部分等のアルコール消毒を行う手配をする。体調不良者等を分離した専用スペース等についても、同様に消毒の手配を行う。消毒後は、施設管理者に対して消毒を実施したことを説明する。

☑ 原状回復・経費の精算

○　避難している要配慮者が退去し、福祉避難所を閉鎖したときは、必要な原状回復を行う。

○　施設に福祉避難所に係る経費の報告 **施設様式８** を求め、適正に支出されているか確認のうえ、請求書 **施設様式９** の提出を求める。

福祉避難所の設置・運営経費（県・国負担）（P14）

○　請求された経費について、精査の上、施設に支払う。

○　福祉避難所に要した経費のうち、災害救助法上の対象経費を県に報告する。

施　設　編

フェーズ 1

開設準備期（発生～３時間）

フェーズ	区分	県	市　町	施　設
フェーズ１	開設準備期		□ 被害状況の確認 □ 開設要請	□ 被害状況の確認・報告 □ 感染対策に配慮した受入れ準備 ・スタッフ体調チェック ・健康チェック窓口の設置 ・消毒液の設置 ・段ボールベッド、避難所用間仕切りの設置 ・入所者との動線分離　等 □ 受入れスペースの確保・レイアウトの作成 □ 開設 フェーズ２

3時間

☑ 被害状況の確認・報告

○　施設管理者は、災害発生後、施設や設備の被害状況、入所者等の状況や職員の参集状況等を確認し、直ちに市町に報告 施設様式１ する。

○　非番の職員等を参集させる。

○　周辺の道路状況、公共交通機関の運行状況、医療機関・店舗の営業状況等や他の社会福祉施設の状況などについて、随時、把握に努める。



被害状況の確認


被害状況の報告

☑ 感染対策に配慮した受入れ準備

○　避難者を受入れる前に、感染対策に配慮した受入れを行えるよう準備する。

・避難者受入れ前に避難所運営スタッフは、各自健康チェック、検温を行う。

交代要員が業務に就く前、必ず健康チェック、検温を行うとともに、毎日健康チェック、検温を行う。また、業務を終えた運営スタッフも毎日健康チェック、検温を行う。

・避難スペース等の確保にあたっては、避難所の入口が複数ある場合は、避難者と体調不良者等が交わることがないような動線を設定する。
・避難所内は、内履きと土足のエリアを明確に区分し、生活区域には、土足のまま入らないことを徹底する。
・体調不良者等を分離する部屋等の確保を行う。
・避難スペースのレイアウトを設営するにあたっては、感染対策に配慮し、避難所用間仕切り、段ボールベッドを活用する。
・避難所の出入り口、トイレ周辺等にアルコール消毒液を備え付けるとともに、液体石けんなどの衛生資材を避難所内に配置する。
・避難所内の入口、掲示板、洗面所、トイレなどの共有スペースに手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットや３密回避を呼びかけるポスターを掲出する。
・避難者を受入れる際、避難者受付を行う前に避難者個々の健康状態を確認するため、健康チェック窓口を設置し、健康チェックリストにより、すべての入所者の問診及び検温（非接触型体温計が望ましい）を行う。
・多くの避難者が避難所に来た場合において、健康チェック窓口等の順番待ちの列ができるときは、身体的距離を確保して並ぶよう誘導する。

☑ 受入れスペースの確保・レイアウトの作成

確保スペース（内閣府）
１人当たりの面積は概ね２～４㎡／人とする自治体が多い。
福祉避難所確保･運営ガイドライン(内閣府)

○　施設内の福祉避難所として利用可能な範囲を確認し、受入れスペースを確保する。スペースすべてを確保することが困難な場合は、避難者数、性別、年齢、介護・障害の区分や程度を踏まえ、必要なスペースを確保する。
○　居住スペースは、１人あたり２～４㎡を目安に、交流スペースや会議室のスペース等を利用する。
○　居住区間にパーティションを設置するなど、プライバシーを確保する。
○　市町からのトリアージ結果 **市町様式５** に記載のある受入れ対象者の身体の状況等を踏まえ、受入れ等のレイアウトを作成する。
○　レイアウトの作成にあたり、車いすの動線を確保するとともに、段ボールベッド等を設置する場合は、受入れ対象者の状況に応じて、起き上がり時の転倒防止のための備品を設置する。
○　入所施設の場合、食堂やお風呂などを施設入所者と共同で利用する場合は、利用時間を調整するなど施設入所者の利用を妨げないように努める。

図表 2.3 就寝場所の他に避難所に設けるべきスペース例

※スペースの状況により兼用可

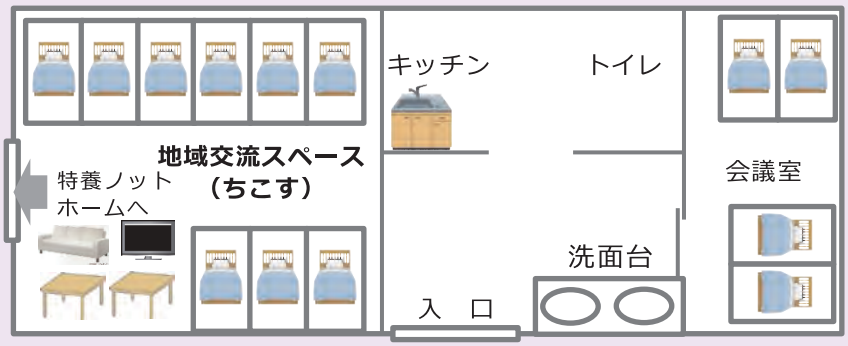
区　分	設置場所等
受付場所	・玄関・入口付近に設置
事務室	・福祉避難所の運営や災害対策本部との連絡を行うための市町職員等の駐在場所と機器設置
広報場所	・目のつきやすい場所（就寝場所の近く等）に設置 ・「広報掲示版」と「伝言板」を分けて設置 ・情報の種類ごとに整理
会議場所	・事務室等に福祉避難所運営組織等のﾐｰﾃｨﾝｸﾞが行える場所を確保
仮眠場所（避難所運営者用）	・事務室等にスタッフ用の仮眠場所を確保
救護室	・施設の医務室等を利用
物資等の保管室	・可能な限り施錠できる部屋や倉庫に保管
食事スペース	・就寝場所の衛生管理が確保されている場合等は、食事スペースの設置不要
更衣室（兼授乳場所）	・男女別に区分 ・女性用更衣室は授乳場所も兼ねるため個室を確保（又は仕切り設置） ・福祉避難所の区分や避難者の状況では設置不要
相談スペース	・避難者(家族含む)のニーズ調査 ・プライバシーの確保に配慮 ・個人情報の取扱いに留意
休憩室・交流場所	・共用の多目的スペース

教訓・事例　レイアウトの作成（熊本地震）

熊本地震で福祉避難所として開設した社会福祉法人リデルライトホームは、熊本市からの福祉避難所の開設要請を受け、地域交流スペース「ちこす」を福祉避難所専用スペースとして開設し、避難者 27 人を受け入れた。

「ちこす」は、同法人が経営する地域密着型特養の「ノットホーム」とドアーつでつながっており、入浴や洗濯、調理は特養の機能を使って運営した。福祉避難所は 4 月 28 日～8 月 27 日まで開設し、基本的に、マッチング本部（県社協内）による全国からの応援職員（31 法人・86 人）で運営した。

人材の確保（P34）



福祉避難所のレイアウト（リデルライトホーム）



地域交流スペース（ちこす）



間仕切り（ちこす）

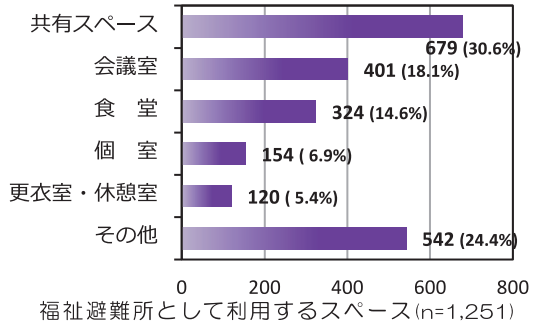
平成29年度災害福祉支援フォーラムシンポジウム資料（社会福祉法人リデルライトホーム）

福祉避難所の利用スペース

図表 1.2 福祉ニーズの判断基準の例（P6）

福祉避難所の施設管理者（2,000 施設）を対象に内閣府が実施したアンケートにおいて、福祉避難所として利用するスペースで最も多かったのが「共有スペース」であり、679 施設であった。次いで、「会議室」で 401 施設、「食堂」で 324 施設の順であった。一方、個室は、154 施設であった。「その他」についても、「デイサービス用スペース（デイルーム）」、「訓練室」や「作業室」といった**共有スペース**がほとんどとなっている。

福祉避難所の対象者は家族の介助を中心に避難所スタッフによる補助的な介助により避難生活が可能な要配慮者であり、医療・介護サービスまでは要しないため、大部屋を間仕切った施設での受入れが主となっている。



福祉避難所の運営等に関する実態調査（福祉施設等の管理者アンケート調査）結果報告書（内閣府）

事前のレイアウト（宝塚あいわ苑）

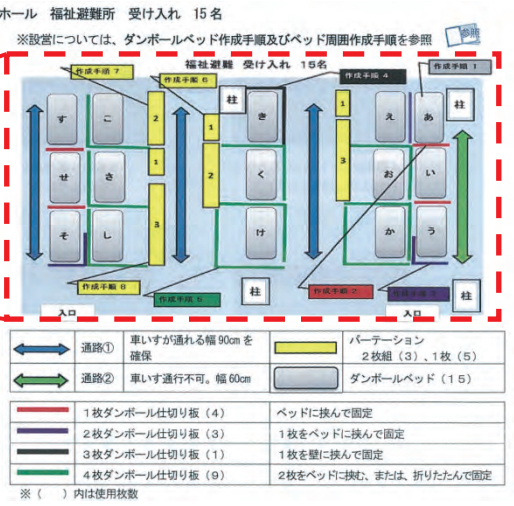
宝塚あいわ苑では、福祉避難所開設・運営マニュアルを作成し、あらかじめ要配慮者を受入れるスペースやレイアウトを作成している。

福祉避難所開設・運営マニュアル（社会福祉法人あいわ会特別養護老人ホーム宝塚あいわ会）

図表 2.4 レイアウト例（宝塚あいわ苑）



部屋割図



居室スペース設営図



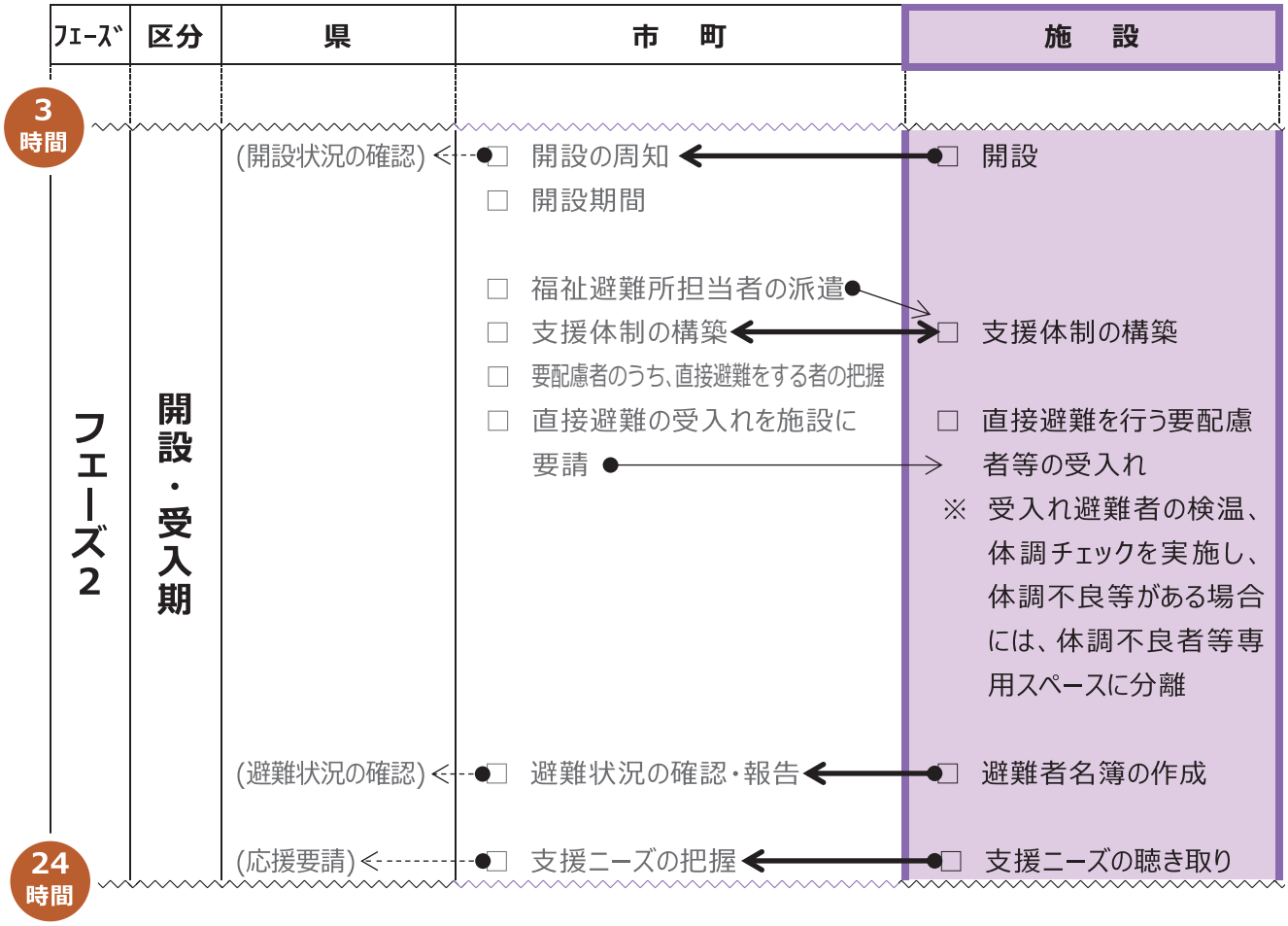
段ボールベッド・パーティションの設営



受入れ対象者の配置場所の検討

フェーズ 2

開設・受入期（3時間～24時間）



☑ 開設

○　市町からの開設要請 **市町様式 1** を受けて、福祉避難所を**開設**する。

○　施設の入口に立て看板を掲示するなどにより、当該施設が福祉避難所であることや、当該施設が個別避難計画による受入対象者、または身体の状況を踏まえて市町が選定する**要配慮者を対象とした施設**であることを周知する。



福祉避難所の開設



福祉避難所の開設（鳥取県北栄町）

教訓・事例　福祉避難所の周知（鳥取県中部地震）

鳥取県北栄町は、北栄町立健康福祉センターを福祉避難所として開設し、災害発生当初は一般の避難者を受け入れなかったため、段ボールベッド等の設置によるゆとりのある居室スペースを確保でき、福祉避難所の機能が十分に発揮された。

☑ 支援体制の構築

○　市町等の福祉避難所担当職員と調整のうえ、役割分担を行い、運営体制を構築 **施設様式 2** する。

○　市町職員等の常駐が困難な場合、市町と福祉避難所の運営を**受託**することについて協議する。

○　市町福祉避難所担当職員、施設職員、保健師、避難者（家族）の代表者やボランティア等で**福祉避難所運営委員会を設置**するなど、連携した支援体制を構築する。

○　福祉避難所運営委員会でのミーティング（原則１日１回）を行うほか、**SNS やインターネットの情報共有ツール（LINE・グーグルドライブ等）**を利用し、情報共有を図る。

教訓・事例　福祉避難所の運営体制（東日本大震災）

仙台市の通所施設では、夜勤の経験がない職員が多かったが、当初から対応が長期化することを想定し、24 時間体制のシフト表や職員間の引継様式を作成するなどして対応した。

📖東日本大震災-宮城県の発災後 1 年間の災害対応の記録とその検証-（宮城県）

教訓・事例　避難所運営における情報共有（熊本地震）

情報共有ミーティングは行われていたものの機能していなかったという声も多く寄せられているほか、職員自体も短い期間で交代するので、引継ぎのための時間等に多くの時間を取られたという意見もある。そこで、派遣職員間や支援団体間の連絡手段に LINE などの SNS を活用したり、情報の共有化でグーグルドライブなどのインターネット上の共有フォルダーを活用する例も見られたほか、前日の活動内容は事前に提出しておくことで、ミーティング時間の短縮に努めたというケースもあった。

📖平成 28 年避難所における被災者支援に関する事例報告書（内閣府）

☑ 直接避難を行う要配慮者の受入れ

○　個別避難計画などにより、福祉避難所へ支援者とともに、直接避難する者について、市町から連絡のあった対象者を受け入れる。

○　直接避難者を受入れるにあたっては、避難所受付を行う前に避難者の検温、体調チェックを行ったうえで、受入れる。

○　検温、体調チェックを行った結果、体調不良等が判明した避難者は、入所者スペースや避難スペースから分離し、別室の専用スペース等に区分するとともに、トイレや洗面所も可能な限り避難者等と共同利用しないよう配置する。また、体調不良等の避難者がいることを市町に報告し、その対応を市町と協議する。


避難者の受入れ①


避難者の受入れ②

教訓・事例　避難所運営における情報共有（熊本地震）

熊本地震で福祉避難所として開設された社会福祉法人リデルライトホーム（熊本市）は、高齢者の介護サービスを提供する法人であるところ、熊本地震では高齢者のほか、専門外の障害者や母子を受け入れたため、その対応に苦慮した。

☑ 避難者名簿の作成

○　**市町様式４** 及び **市町様式５** をもとに避難者名簿 **施設様式３** を作成する。
○　避難者名簿は、誰もが閲覧できることがないよう、適切に管理する。
○　避難者が福祉避難所を退去するときは、退所後の生活支援につなげるため、退去先の確認・把握に努める。


受付での避難者名簿の作成



居室スペースでの避難者名簿の作成

☑ 支援ニーズの聴き取り

○　個別避難計画に記載されている内容等をもとに、要配慮者及びその家族など支援者に要配慮者の状態やそれに応じた支援ニーズを聴き取る。

○　要配慮者の中には自身の情報や必要な支援をうまく伝えることが困難な者がいるため、ヘルプマーク・ヘルプカード等も活用し、支援ニーズを確認する。

○　聴き取った支援ニーズを市町に連絡する。

○　要配慮者の状態やそれに応じた支援ニーズは刻々と変化するため、相談窓口を設置するなどにより、継続的に把握する。



支援ニーズの聴き取り①



支援ニーズの聴き取り②

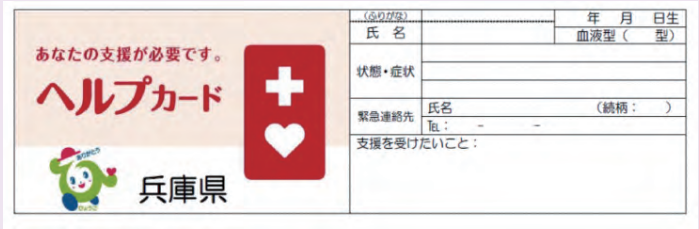
ヘルプマーク・ヘルプカード

ユニバーサル社会づくりの取り組みの一環として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方や妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方を対象に、兵庫県では、県健康福祉事務所と市町の窓口において、ヘルプマーク・ヘルプカードを交付している。

平時から、要配慮者等に同マーク・同カードの周知や取得の推奨を図る。



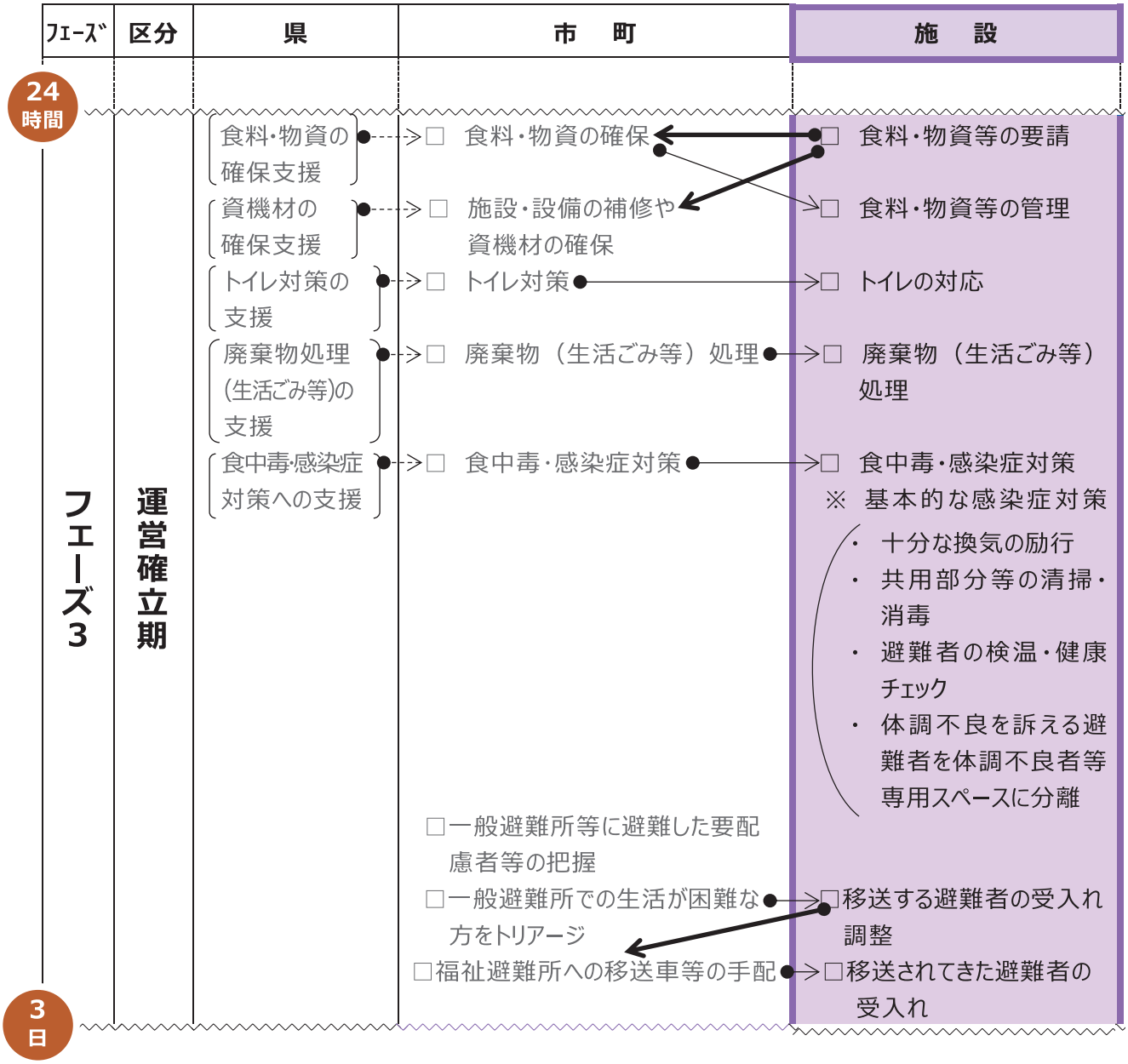
ヘルプマーク



ヘルプカード

フェーズ 3

運営確立期（24 時間～３日）



☑ 食料･物資等の要請

○　備蓄状況を確認し、当面（３日分程度）必要と考えられる物資や資機材（以下「物資等」という。）の品目や数量を確認する。

○　必要数量を **施設様式 4** により市町に要請する。

☑ 食料・物資等の管理

○　物資等の受払簿 **施設様式 5** を作成する。

○　物資等の受入れ状況及び在庫状況を確認し、必要に応じて、市町に要請する。



物資の管理①



物資の管理②

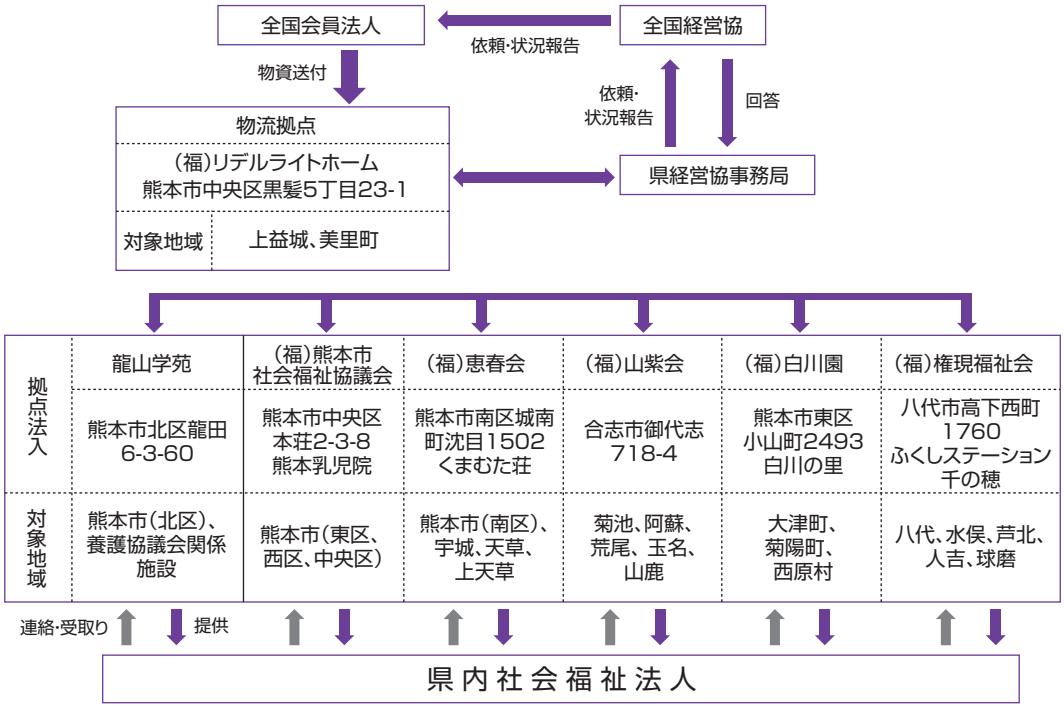
教訓・事例 **全国経営協を通じた全国の社会福祉法人からの物資確保**

熊本地震では、本震から２日後の４月 18 日には、全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）を通じて全国の法人から集まる支援物資の拠点を社会福祉法人リデルライトホームにすることを決定し、また、対象地域ごとに定めた拠点法人に必要な物資（入所者及び避難者分）をとりまとめ、リデルライトホームに取りに来る仕組みを構築した（下図参照）。

同法人への聴き取りでは、物資の荷受け、集積及び管理は同法人の職員で行われ、施設入所者への介護サービスの提供や福祉避難所の運営に加え、物資集積拠点の役割を担ったことから相当苦慮したとのこと。

社会福祉法人リデルライトホーム HP「社会福祉法人リデルライトホーム熊本地震経過記録」参照

熊本県社会福祉法人経営者協議会　災害支援物資供給ルート



避難所等におけるトイレ対策の手引き（兵庫県）

☑ トイレの対応

○　設置場所等の諸条件や要配慮者の特性・ニーズに応じた災害用トイレ（洋式）、おむつ等の確保を市町に要請する。

○　トイレを我慢しないように呼びかけるとともに、保健師等が問診により便の回数を確認する。

○　近隣の井戸や耐震性貯水槽などを確認し、断水時の生活用水を確保する。

○　避難者の状況に応じて、人工肛門装着者等の汚物流し台や乳幼児等のオムツ交換台などのスペースを確保する。



電動簡易トイレ（ラップポン）の設置



生活用水の確保（避難所の井戸）

図表 2.5 既設トイレの使用可否の判断

下水道 / 上水道	水が流れる場合	水が流れない場合
水が出る場合	□ 通常どおり使用する。	□ **既設トイレは使用しない。** □ 災害用トイレを設置
水が出ない場合①〔用水を確保できる〕 ※井戸、プール、河川等の水源を利用するケース等	□ 排泄後、バケツ等で流す。 □ 排水管が詰まりやすいので、使用済みトイレットペーパーは、ビニール袋や段ボール箱等に分別して行政の処理方法が決定するまで保管する。	
水が出ない場合②〔用水を確保できない〕	□ **既設トイレは使用しない。** □ 災害用トイレを設置	

☑ 廃棄物（生活ごみ等）処理

○　発生するごみの処理については、ごみ集積場所を指定し、避難者や介添えの家族等への周知を徹底する。

○　ごみの収集スケジュールを市町に確認し、収集日に忘れずに処理する。

☑ 食中毒・感染症対策

○　感染症の防止を実施するため、以下の基本的な感染対策を行い、福祉避難所の運営を行う。

・　十分な換気を行うため、２方向の窓を開け、数分程度の換気を１時間に２回程度行う。夏場、冬場は、換気扇や除菌・滅菌装置などの換気設備を活用して、避難所内の換気を行う。なお、避難所内の換気状況を確認するのに、CO２センサーを活用することも有効である。

・　トイレのふた、便座、洗面所の蛇口、ドアノブ、手すりなどの共有部分で複数の人が触る部分は、希釈した次亜塩素酸ﾅﾄﾘｳﾑ溶液などでこまめに消毒・清掃を行う。

・　感染状況に応じて避難者の検温・健康チェック毎日定期的に、避難者が自ら検温や健康ﾁｪｯｸﾘｽﾄを活用し、健康ﾁｪｯｸを行う。また、保健師や看護師等による定期的な巡回を実施する。

・　避難所での感染対策を実施するため、避難所に入退場できる出入口を限定し、避難者、運営支援者などその関係者以外が入れないよう管理を行う。

・　検温や健康チェックにより確認された体調不良者等は、入所者スペースや避難スペースから分離し、別室の専用スペース等に区分するとともに、トイレや洗面所も可能な限り避難者等と共同利用しないよう配置する。

・　感染症対策としてのマスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとなる。

※施設管理者は、感染対策上の理由により、避難者や避難所スタッフにマスク着用を求めることができる。

高齢者など重症化リスクの高い方が多く生活する高齢者施設等ではマスク着用を推奨する。

（障害特性によりマスク着用が困難な方については、配慮が必要）

○　感染症を防止するため、食事前や外出から帰ってきた際の手洗い・うがいの実施を周知する。

○　食中毒の未然防止を図るため、食器はできるだけ使い捨てのものを利用する。

○　定期的に保健師等による衛生指導を受け、指摘された内容の改善に努める。

○　ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症が発生した場合、別室を設けるなど感染者との接触を制限し、感染の拡大防止を図る。あわせて、当該要配慮者及びその家族に対し、直ちに病院での受診を促す。

☑移送する避難者の受入れ調整

○　市町が一般避難所等に避難した要配慮者等の中で、一般避難所での生活が困難な避難者についてトリアージを行うが、施設に対して、福祉避難所への移送受入れが可能かの調整が行われる。

○ 福祉避難所として、施設での避難スペースや受入れ体制等を勘案し、受入れ可能な場合は、移送されてくる避難者の受入れ準備を行う。

☑移送されてきた避難者の受入れ

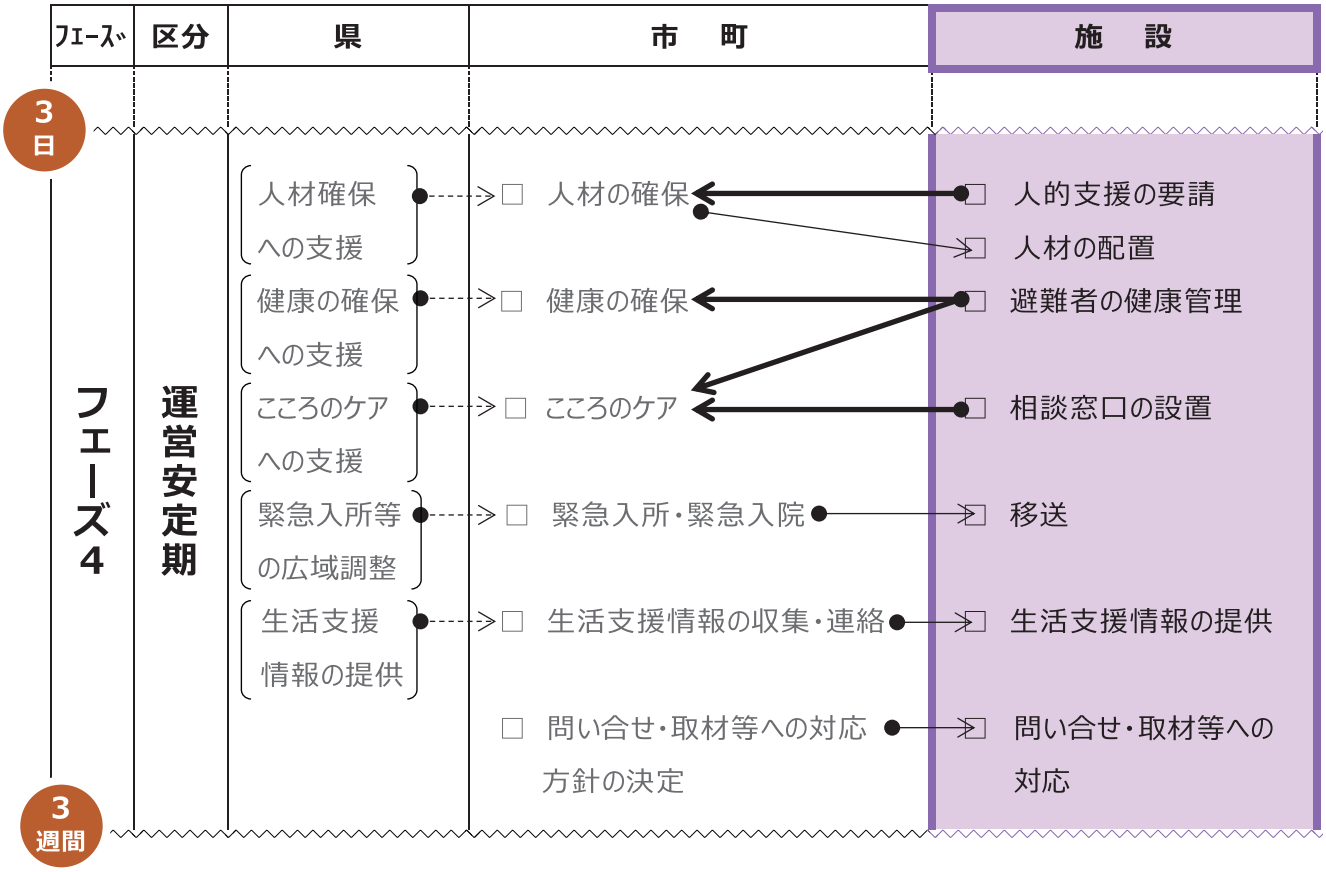
○ 市町と協力して、対象者を福祉避難所へ移送する。

○ 移送されてきた避難者の受入れにあたっては、直接避難者を受入れたのと同様に、必要に応じ検温、健康チェックを行う。

○ 受入れ後の円滑な支援のため、対象者の一般避難所でのトリアージ結果（身体の状況や生活に必要な支援等）**市町様式５**の提供を依頼する。

フェーズ 4

運営安定期（３日～３週間）



☑ 人的支援の要請

○　福祉避難所の運営に必要な人材の確保を市町に要請 施設様式６ する。

○　平時から施設の運営に協力してもらっているボランティアや支援団体に要請する。

☑ 人材の配置

○　災害救助法に基づき、概ね 10 人の要配慮者に対し１人の**生活相談員**（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う者）等を配置する。

○　災害ボランティアセンターを通じて、福祉避難所の運営支援のための一般ボランティアの派遣を依頼する。

（福祉避難所の運営には、物資管理や清掃等、一般ボランティアが担うことができる支援もある。）

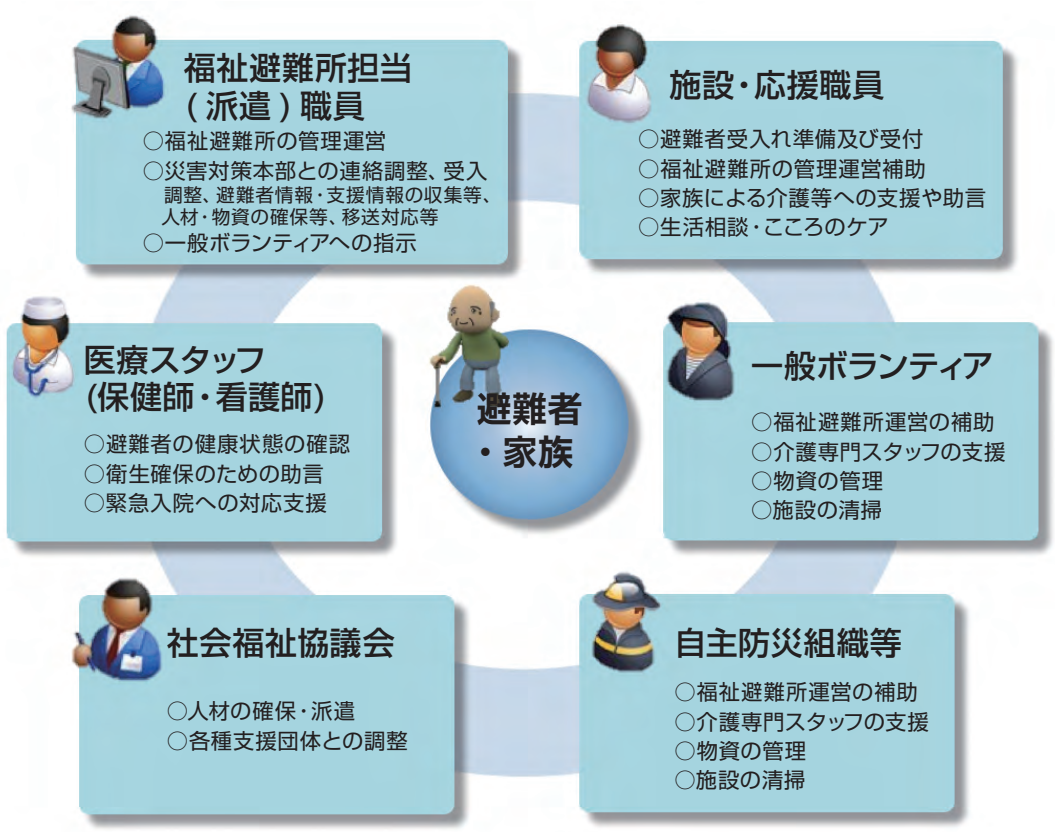
○　専門職や一般ボランティアの住所、所属団体、宿泊先、携帯品、保険の加入状況等を確認する。

○　福祉避難所担当（派遣）職員、施設職員、専門ボランティア、一般ボランテ

ィア、自主防災組織等の**役割分担・運営体制** 施設様式 2 を決める。

○　支援に来たボランティア等は入れ替わるため、ボランティアや自主防災組織等の支援者にオリエンテーションを行い、当該施設における福祉避難所の運営方法やシフト体制等について伝達する。

図表 2.5 役割分担例



📖東日本大震災-宮城県の発災後１年間の災害対応の記録とその検証-（宮城県）

教訓・事例　生活相談員の確保（東日本大震災）

仙台市では、介護支援者等の確保と配置は同市で行うこととしていたが、市職員の配置はほとんど実施できず、応援職員を受入れる施設側との調整が難航し、派遣に至らない事例もあった。開設した施設の多くは、**個別につながりのある施設から職員の派遣**を受けるなどして対応した。

📖DRI 調査研究レポート【vol.38】平成 27 年-28 年度特定研究プロジェクト個別性に配慮した福祉避難所のあり方に関する研究会報告書（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター）

教訓・事例　コーディネーターの配置（東日本大震災）

福祉避難所の運営には医療を中心とした**他職種連携**が必要であるため、福祉避難所を運営するコーディネーターが必要である。東日本大震災時の石巻市では、保健師が担当した。

フェーズにおける運営体制の変遷（P37）

☑ 避難者の健康管理

○　巡回する保健師の問診等により、個々の避難者の健康状態を適宜確認・記

録するとともに、保健師の問診等の結果を踏まえ、今後の健康管理の方法や緊急入所・緊急入院の要否を市町と相談する。

○　高齢者は脱水症状に陥りやすいため、温度管理や水分補給を行うなど熱中症対策を行う（脱水は、尿路の感染症や心筋梗塞、エコノミークラス症候群などの原因になる。）。

○　保健所の管理栄養士等の指導を受け、栄養バランスのとれた食事の提供を行う。また、食中毒を予防するため、食品の衛生管理や十分な加熱処理を行う。

○　避難者の治療や入院の必要性が生じた場合、医療機関に搬送する。



避難者の健康確認



管理栄養士による食事指導

☑ 相談窓口の設置

○　要配慮者が避難生活や自立に向けた相談を行いやすい環境を整えるため、要配慮者やその家族の相談に対応する相談窓口を設置し、生活相談員、保健師や DPAT（災害派遣精神医療チーム）等による総合的な福祉及び健康相談等を行う。

○　相談窓口には、専門窓口の連絡先、市町や支援団体が実施する支援情報が掲載されたチラシ等を配備する。

○　相談内容は記録し **施設様式 7** 、施設のスタッフ、市町や保健師等と共有する。また、必要に応じて、病院・支援団体等と連携して対応する。



☑ 移送

○　避難者の身体状況等の悪化により、福祉避難所での生活が困難と認められる場合、市町に報告する。

○　対象者の家族、ボランティア、消防団や自主防災組織等の協力を得て病院や専門施設へ移送する。

☑ 生活支援情報の提供

○　市町から提供される情報のほか、社会福祉協議会や支援団体等からの情報を集約し、避難者に提供する。

○　情報の種類ごとに整理し、施設内の掲示板等への掲示、各避難者への配布等により提供する。

○　情報が確実に伝わるよう、避難者数や避難者の状況に応じて、手話通訳者やコミュニケーションボード等の活用により、個別に情報提供を行う。

【必要と考えられる情報】
被害情報、気象情報、安否情報、生活物資の情報、医療機関の診察受付状況、ライフラインの復旧情報、交通機関の運行・復旧情報、生活再建情報（罹災証明書の発行、義援金、被災者生活再建支援金、応急仮設住宅の申込みなど）



掲示板による生活支援情報の提供



コミュニケーションボード（洲本市）

➢ 兵庫県版「コミュニケーション支援ボード」の設置の推進

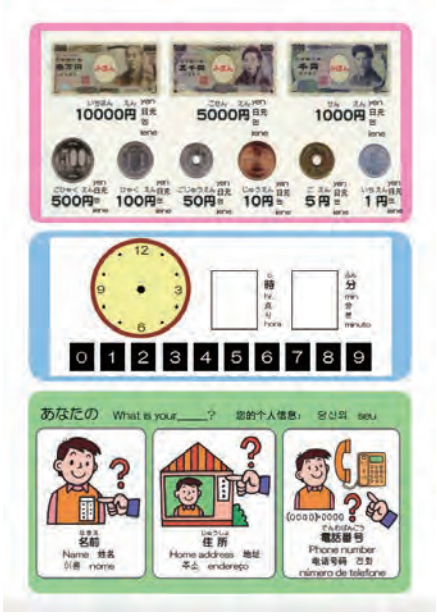
○ 聴覚障害・言語障害・知的障害のある方、高齢の方、外国人の方など、行政機関の窓口をはじめ、日々の生活の中で、自分の言葉で意思や状況を伝えられず、コミュニケーションに不安を抱えている。

○ こうした不安を抱える県民を支援するため、兵庫県版「コミュニケーション支援ボード」を福祉避難所で活用する。

（使用方法）

受付窓口等で、障害当事者や対応する側が説明する言葉の意味が通じず困る場合等、ボードに描かれた絵を見せたり、指差ししながらゆっくり会話することで、意思疎通を図る。





アプリの活用

コミュニケーション支援のほか、安否確認、緊急情報のお知らせなど、各種アプリを紹介している団体がある。

①東京都障害者IT地域支援センター、②かながわ障害者IT支援ネットワークの各HP参照。

スマホ等のアプリの活用（要配慮者・支援者のコミュニケーションツール）（再掲）

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者と、文字(筆談)、音読、翻訳などにより、コミュニケーションを支援するスマートフォンやタブレットなどモバイル機器向けのアプリが多数存在する（無料のものも多い）。こうしたアプリを活用することも検討する。

【コミュニケーションアプリの例】

アプリの名称	対応OS Wifi環境	販売元 (メーカー)	価格	概要（メーカー URL）
携帯筆談器 	Android 不要	ROOKING, Inc.	無料	○聴覚障害者の方や病院、施設で働く人等の為のスマホ型携帯筆談器。普段持ち歩く携帯電話がそのまま筆談器になる。 ○サッと立ち上げてパッと筆談が可能。画面に書くので繰り返し何度でも「書いたり」「消したり」が可能 （http://www.rooking.co.jp/）
UD手書きPro 	iOS 必要な場合もある	Shamrock Records, Inc.	無料	○「手書き＋音声認識＋翻訳」を組み合わせたハイブリッドコミュニケーションアプリ。 ○紙とペンだけでは出来ない、アプリならではの機能でコミュニケーションすることが可能。 （https://shamrock-records.jp/）
電話お願い手帳 	Android, iOS 必要な場合もある	東・西日本電信電話株式会社	無料	○耳や言葉の不自由な方が、外出先で用件や連絡先などを書いて、近くの人に協力をお願いする際に使用していただくコミュニケーションツール ○アプリをインストールしておけば災害時などインターネットに接続出来ない場合でも利用が可能 （地図表示の一部はﾈｯﾄ接続要）。 (https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai/)
おもてなしガイド 	Android, iOS 不要	ヤマハ㈱	無料	○日本語音声アナウンスを、文字や外国語の文字（テキスト）で提供するアプリ。 ○日本語音声アナウンスをこのアプリに聞かせると、耳が聞こえにくい方には、音声の情報をテキストにて表示。日本語がわからない外国人の方には、外国語でのテキスト表示を行う。 （http://omotenashiguide.jp/）
Petralex補聴器 	Android, iOS 不要	IT4YOU CORP	無料	○ペトラレックスは、iPhoneやiPadを基本機器にした補聴装置。 ○使用者の聴覚特性に合わせて自動調節し、従来の電話装着器により使用可能。 （http://it4you.pro/）
I Have Voice 	iOS 不要	Viktor Malyi	無料	○話すことや体を動かすことに困難さのある人たちのコミュニケーションを拡げるために作られたアプリ ○画面上のシンボルを見つめると、そのシンボルに保存されている音声を出力 （https://ihavevoice.app/）

☑ 問い合せ・取材等への対応

○　作成した避難者名簿等に基づき、個人情報に留意のうえ、安否確認等への問い合わせに対応する。

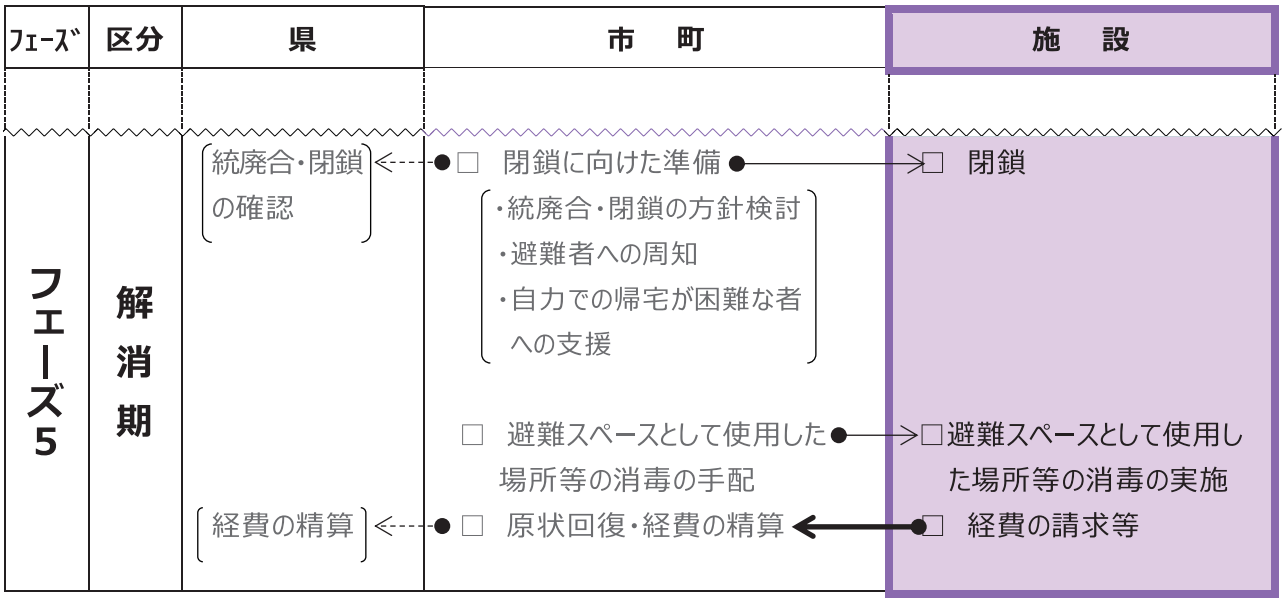
○　マスコミ関係者等が福祉避難所の居住空間に立ち入る際は、施設管理者の了解を得たうえで行うものとする。

○　避難者に対する取材や写真撮影は、避難者及びその家族が同意した場合のみ応じるものとする。

○　避難が長期化している場合、避難者へのストレスを考慮し、避難者への取材や撮影を許可する時間や場所を定める。

フェーズ 5

解 消 期（３週間～）



☑ 閉鎖

○　市町からの福祉避難所の閉鎖の連絡を受け、福祉避難所を閉鎖する。
○　閉鎖時期については、市町と連携してあらかじめ避難者に周知する。
○　他の福祉避難所と統合する場合などで避難者個々への対応が必要となる場合は、市町と協議し、対応策を検討する。

☑ 避難スペースとして使用した場所等の消毒の実施

○　避難スペースとして使用した場所の清掃や、備品やドアノブ等共用部分等のアルコール消毒を行う。体調不良者等を分離した専用スペース等についても、同様に消毒の手配を行う。

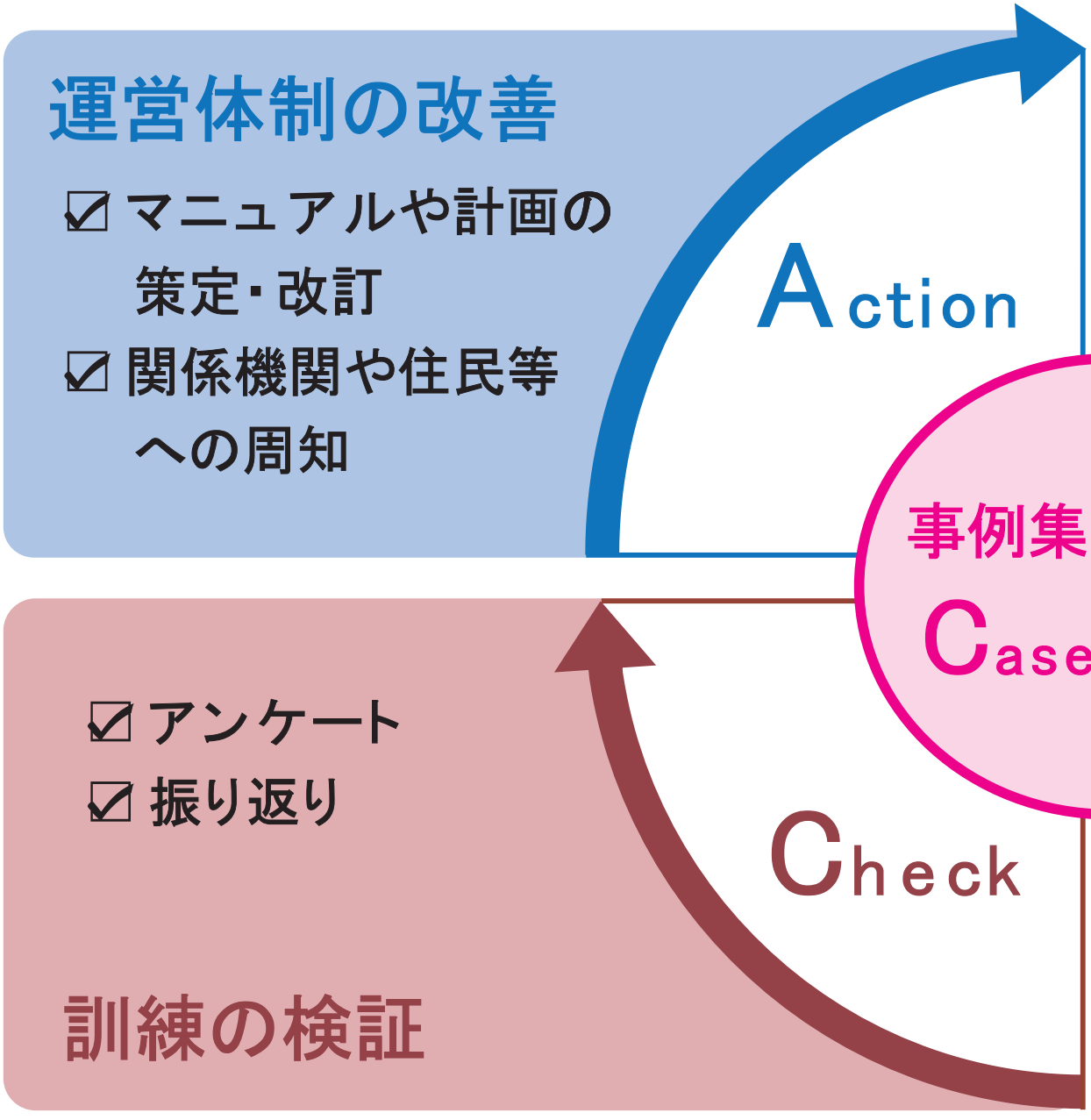
○　消毒実施にあたっては、市町の福祉担当者ができるだけ立会い、施設管理者とともに、消毒が完了したことを確認する。

☑ 経費の請求等

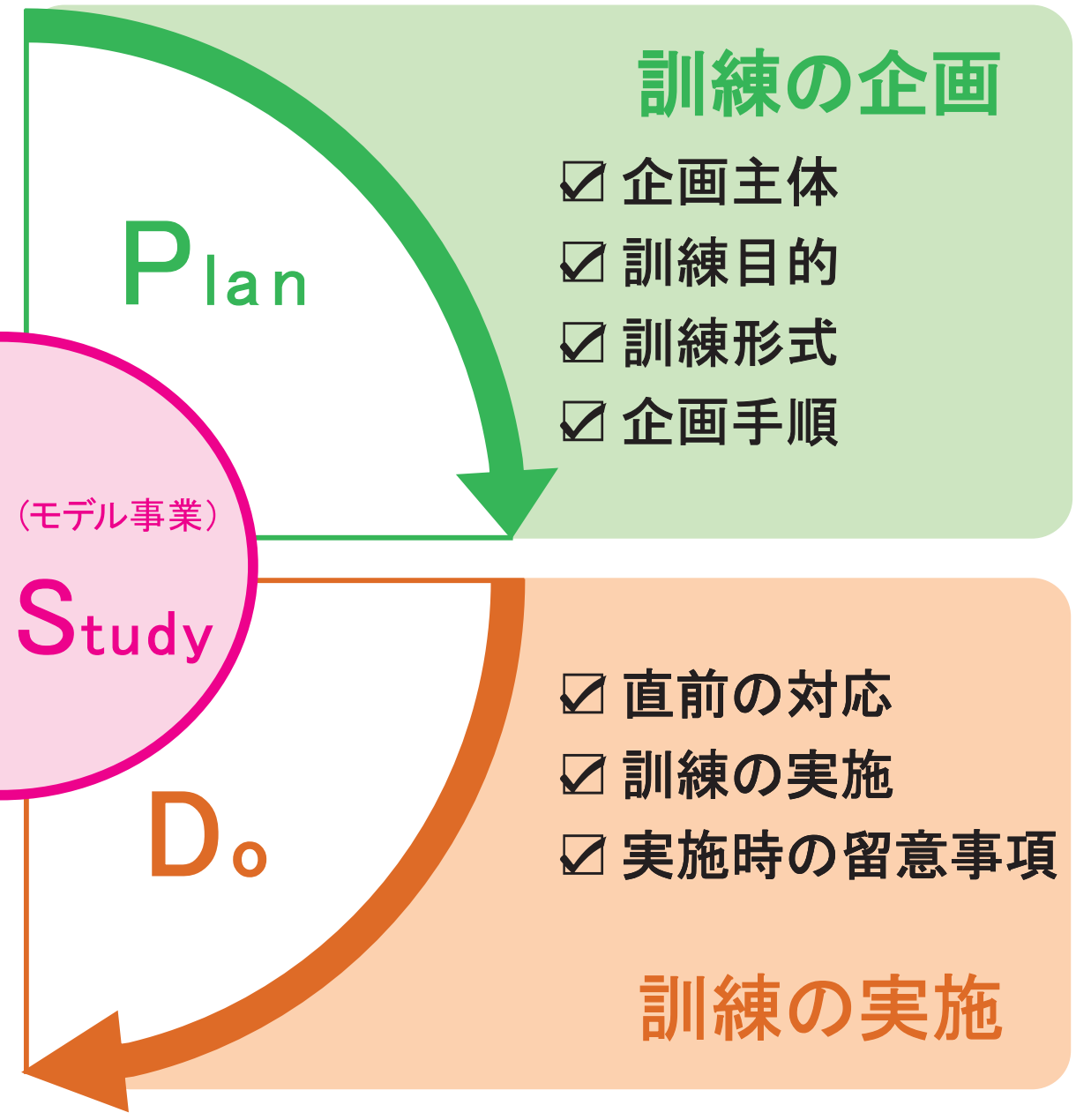
○　福祉避難所の運営に要した経費を市町に報告 施設様式８ する。
○　市町が精査し、了承が得られた後、請求書 施設様式９ を提出する。

Ⅲ編　訓練

福祉避難所運営訓練の手順

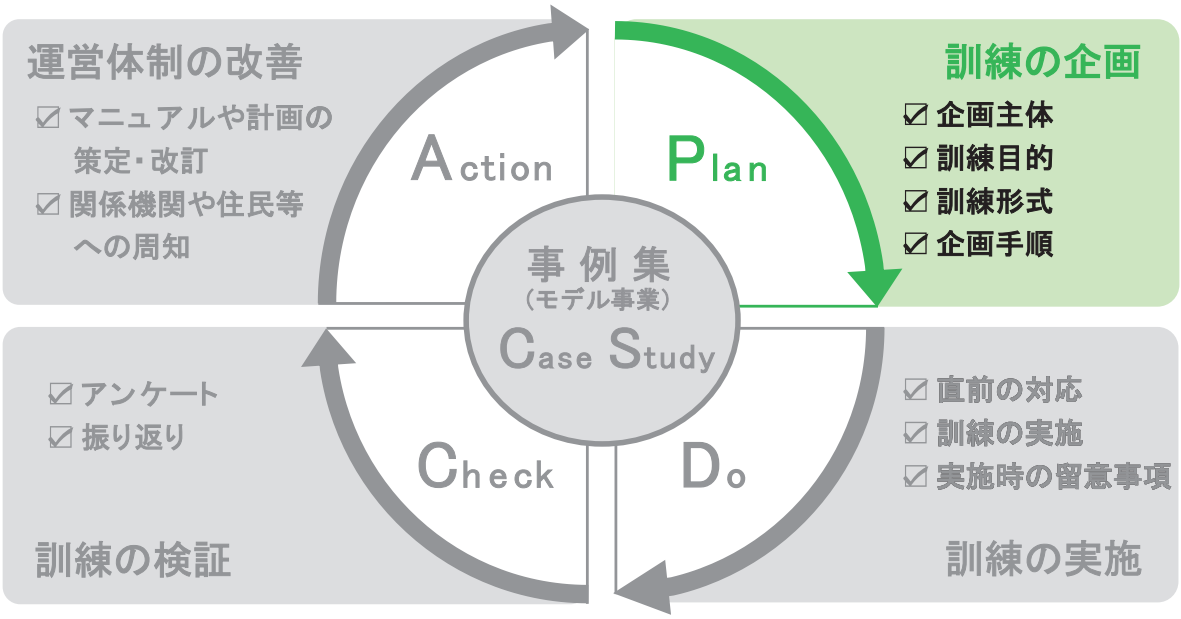


（ＰＤＣＡ サイクル）


Plan
訓練の企画
☑ 企画主体
☑ 訓練目的
☑ 訓練形式
☑ 企画手順
（モデル事業）
Study
Do
☑ 直前の対応
☑ 訓練の実施
☑ 実施時の留意事項
訓練の実施

Plan

訓練の企画



☑ 企画主体

○ **実効性**を高めるため、**市町の福祉部局と防災部局が企画主体**となって、福祉避難所の施設職員、要配慮者とその家族のほか、関係団体、自主防災組織、地域住民や県など、**多様な主体**の参加を図る。

☑ 訓練目的

○ 迅速かつ円滑に福祉避難所を開設・運営するためには、**マニュアル作成**とそれに基づく**継続的な訓練**が欠かせない。訓練を実施することで、以下のような効果がある。

- 訓練の企画、実施、検証の過程を通じて、結果として**マニュアルの作成**につながる。
- 地域住民に福祉避難所の役割を理解してもらうことになり、運営に関わってもらうことにつながる。
- 行政、施設、自主防災組織等の地域住民や関係機関・団体の**役割分担の明確化**や「顔の見える関係づくり」による**連携が強固**となる。
- 個々の職員、要配慮者とその家族の**対応能力の向上**を図る。

☑ 訓練形式

○ 一般避難所の訓練同様、実際の対応を行う**実動訓練**のほか、ワークショップやディスカッションなどによる**机上訓練**がある。

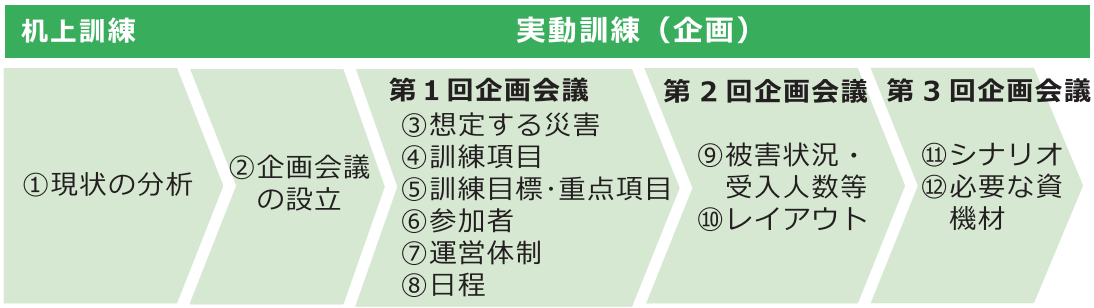
○ **机上訓練と実動訓練を組み合わせた**訓練を実施することが効果的である。

○本マニュアルでは、**「机上訓練」から「実動訓練」**への流れを取り上げる。
○実践的な訓練を企画することは、応急時の対応能力を向上させるだけでなく、**予防対策への動機付けと具体的な備え等**となる。

☑ 企画手順

○行政と施設で災害リスクや運営体制などを現状分析したうえで、**企画会議**を開催し、訓練を企画する **訓練様式 1** 。企画会議は、参加者や訓練の規模等に応じて、**複数回**行う。

図表 3.1 企画手順の例



①現状の分析

施設と行政職員で、**訓練様式 2** により、地域における要配慮者の現状や施設の運営体制を相互に確認する。

②企画会議の設立

多様な主体で構成する企画会議を設立する。

図表 3.2 構成員の例

行政	市町の関係課職員（防災部局、福祉部局、その他部局）
	県民局・県民センター（防災担当、健康福祉事務所等）
福祉事業者・団体	施設職員
	市町社会福祉協議会職員
	支援団体職員・当事者団体職員
	他の施設
地域住民	自主防災組織・民生委員
	消防団
医療関係者	医師会支部の医師
	看護協会支部の看護師
物資関係事業者（協定締結事業者）	食品製造事業者、輸送事業者ほか
実務者･有識者(助言･講評)	福祉避難所の運営に精通している有識者

③想定する災害

地震、津波、浸水、火災や土砂災害等の発生、危険物施設での災害の発生有無等、**ハザード**を設定する。

④訓練項目

・　開設から運営に至る一連の実動訓練は、関係機関との調整や人員・資機材の確保等に多くの時間と労力を要するが、各市町の総合防災訓練などの機会を捉えて、**最低でも年１回**は実施する。

・　一連の訓練のほか、**機能別訓練**を関係者のみで実施する。

図表 3.3 機能別訓練の例

	機能別訓練	対応・手順	
		市町	施設
①	**開設要請訓練** ・施設からの被害状況の報告を整理し、開設要請	被害状況の整理 開設要請	被害状況の報告
②	**直接避難者受入れ訓練** ・個別避難計画等に基づき、支援者とともに福祉避難所へ直接避難してきた要配慮者を受入れ ・要配慮者の検温・健康チェック、避難者受付を実施し、避難者名簿を作成	直接避難者の受入れを施設に要請	直接避難者の受入れ 避難者受付を行い、避難者名簿を作成
③	**運営事務訓練** ・日報を作成し、市町に報告するとともにミーティングを開催 ・施設からの日報等を整理し､要配慮者支援連絡会議資料を作成	支援体制の構築	運営体制の構築
④	**トリアージ訓練（福祉避難所への移送）** ・要配慮者のトリアージを実施し、各施設に受入れ対象者の連絡 ・トリアージ結果をもとに要配慮者を受入れ、市町に報告	要配慮者の把握 トリアージ 移送 避難状況の確認	要配慮者の受入れ 要配慮者名簿の作成
⑤	**物資等調達訓練** ・物資の管理状況を市町へ報告 ・備蓄物資の配送を事業者等へ依頼 ・物資の状況を確認し調達	物資の確保 施設の整備	物資等の管理
⑥	**トイレ設置・管理訓練** ・トイレの使用可否の確認 ・組立トイレの設営 ・衛生状態を確保するための対策の確認	トイレ対策	トイレの対応
⑦	**人材確保調整訓練** ・人材を確保するため、関係機関と調整 ・応援職員を含めた役割分担の決定	人材の確保	人的支援の要請 人材の配置
⑧	**トリアージ訓練** **（緊急入所・緊急入院の判断）** ・避難者の健康管理 ・緊急入所・入院先の確保 ・移送手段の確保	健康の確保 こころのケア 緊急入所・緊急入院	健康管理 相談窓口の設置

※その他①～⑧のいくつかを組み合わせた訓練

姫路市の訓練

姫路市での訓練に参加した障害者の方から、「身体や視覚など様々な障害の人がいて、さらにそこに手話通訳がいるのは安心できる。我々に感心をもってもらえたのは良かった。」との意見があった。➡P69

⑤訓練目標・評価項目

訓練様式 3 により、訓練目標や評価項目を設定する。

⑥参加者

- 訓練項目に応じて、できるだけ多様な機関・団体の参加を検討する。
- 個別避難計画等で当該施設に避難することとなっている要配慮者及びその家族に参加してもらうよう当事者団体等に働きかける。
- 必要に応じて、訓練の評価者を設置する（訓練当日の最終に講評してもらう）。

⑦運営体制

福祉避難所の運営体制を検討する。すでに施設のマニュアル等で運営体制が決まっている場合は、それも考慮して行う。

図表 3.4 運営体制の例

市町・応援自治体	市町職員 応援自治体職員	福祉避難所担当	・福祉避難所の運営総括 ・応援職員の受入れ及び労務管理
施設	施設職員	総務担当	・福祉避難所担当との連絡・連携 ・各担当の総括 ・避難者名簿の管理 ・生活支援情報の整理・提供
施設	施設職員	施設管理担当	・レイアウトの作成 ・避難者の受入れ ・施設の整備（手すり等の設置・修繕）
社協・支援団体等	応援職員 ボランティア	物資担当	・物資の管理及び確保 ・物資の提供
		応援職員担当	・ボランティアの活動調整
地域住民	地域住民	健康・衛生担当	・避難者等の健康管理 ・食中毒や感染症対策 ・保健師等との連携 ・トイレ等の清掃や食事の用意

⑧日程

参加者と日程を調整する。

⑨被害状況・受入れ人数等

ライフライン、道路、店舗や医療機関等、地域の被害状況を設定する。また、福祉避難所の受入れ人数や受入れ対象者の心身の状況を設定する。

⑩レイアウト

受入れ人数や受入対象者の心身の状況等を踏まえ、受入れスペースのレ

イアウトを作成する。

⑪シナリオ

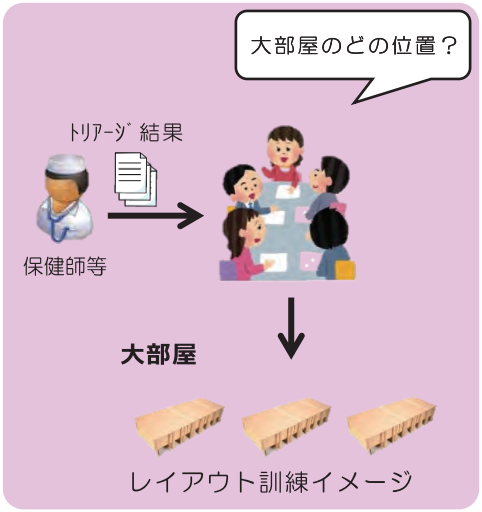
- タイムスケジュールや訓練項目ごとの役割分担を定めたシナリオを作成する。
- 訓練の習熟度に応じて、情報の一部をブラインドにする、あるいはダミー情報を含ませるなど、判断力を向上させるようなシナリオを検討する。

第５章 事例集（モデル事業）（P85）

例）ブラインドやダミー情報を組み入れた訓練（レイアウトの作成）

大部屋における段ボールベッドの配置場所はあらかじめ設定しておくが、どの要配慮者を大部屋のどの場所に配置するかは設定せず（ブラインド）、訓練実施中に施設管理担当がトリアージの結果から判断する。

また、ADL（日常生活動作）や家族の状況から「緊急入所」が適当であるものの、トリアージの所見では、「福祉避難所」での受入れとなっている要配慮者（ダミー情報）を含ませる。

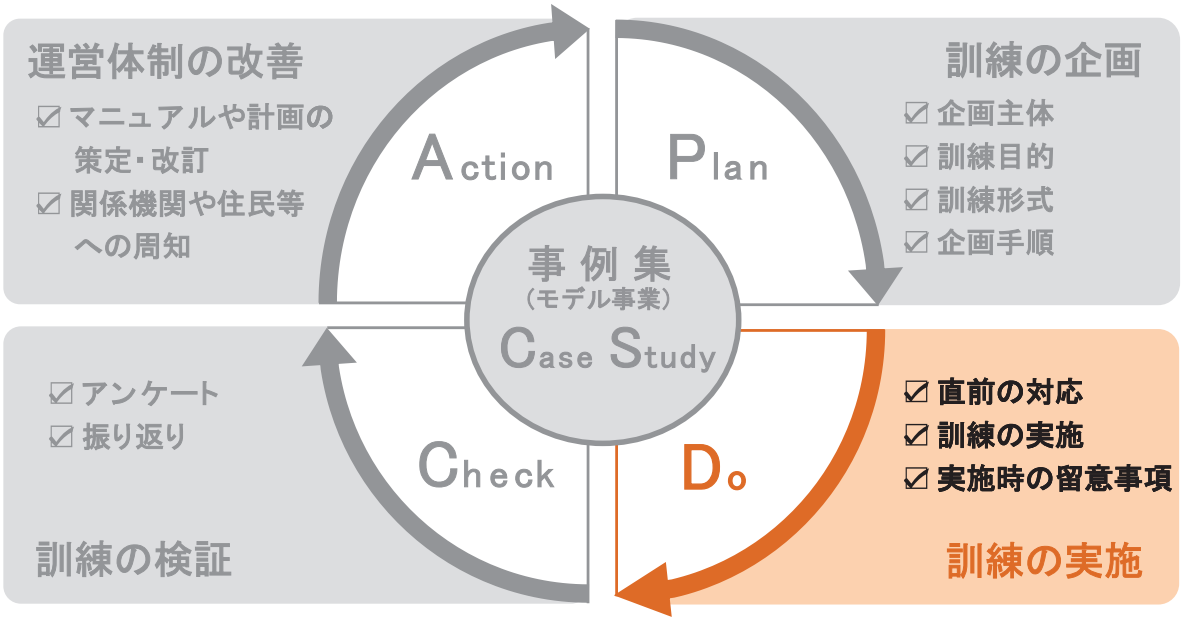


レイアウト訓練イメージ

⑫必要な資機材の準備

参加者と協力して、必要な資機材 訓練様式４ を準備する。

Do 訓練の実施



☑ 直前の対応

○　運営訓練実施前に、参加者への説明・リハーサル、地域住民への説明、講評者への説明、他の施設やマスコミへの広報、資機材の最終確認等を行う。

＜参加者への説明・リハーサル＞

・　企画会議メンバー以外の参加者へ**訓練目的の理解**、**役割分担の認識**を図るための説明会を行う。

・　必要に応じて、**リハーサル**を実施する。

・　説明会で説明する内容やリハーサルで実施する内容は、情報のブライインド範囲に応じて決定する。

・　介護認定者や障害者等の要配慮者本人が訓練に参加する場合は、本人や家族に**シナリオや不慮への対応**について、きちんと説明する。

＜地域住民への説明＞

・　**福祉避難所の役割や対象者の周知**、**訓練への理解**と発災時の**福祉避難所の運営への協力**を得られるよう、施設周辺の地域住民への説明や回覧板による周知を行う。

➡ 福祉避難所の役割（P2）福祉避難所受入れ対象者（P2）、福祉避難所の周知（P7）

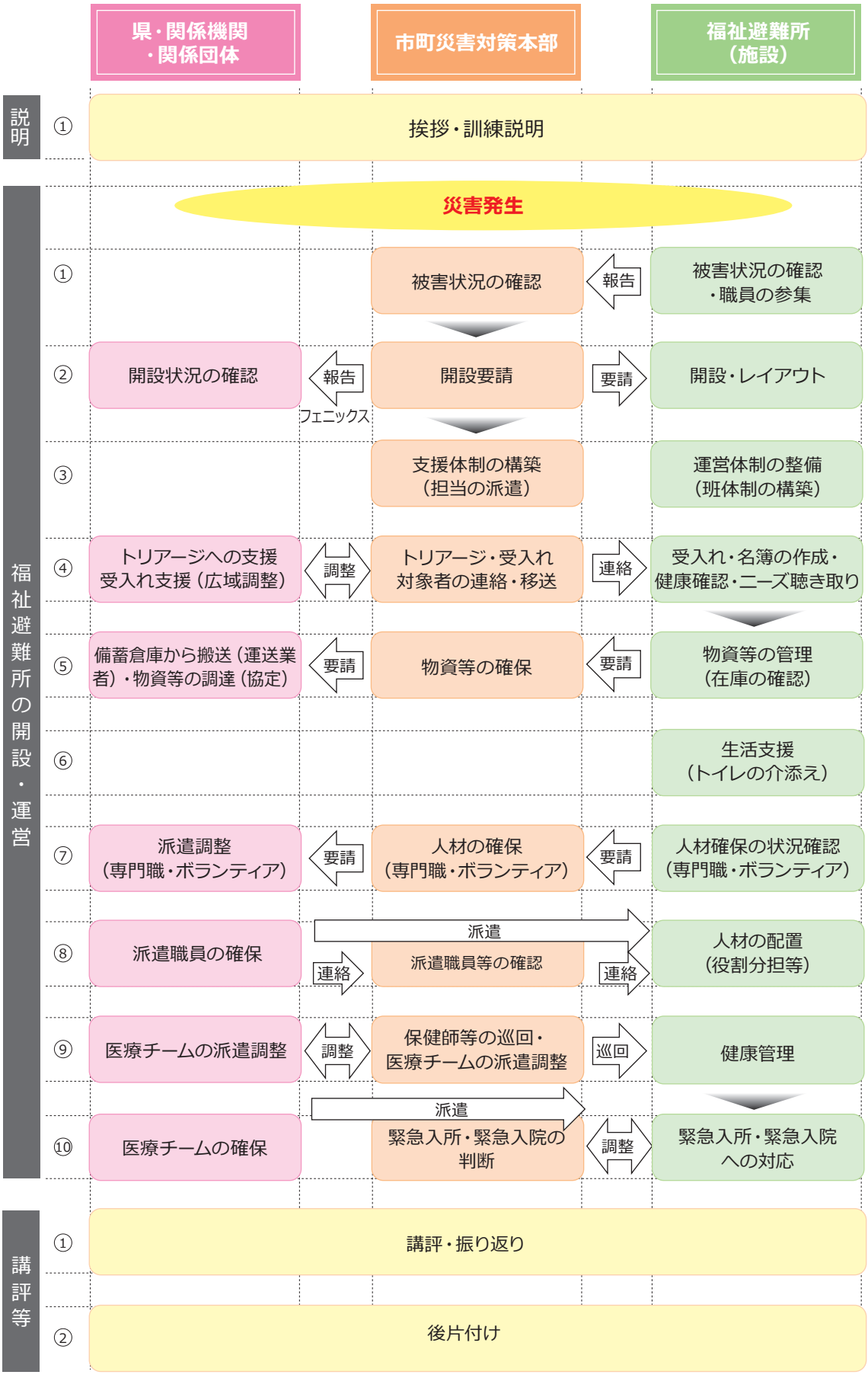
＜講評者への説明＞

・　講評者が訓練の企画に参加していない場合は、**訓練目標や評価項目**、シナリオ等について丁寧に説明する。

<マスコミへの広報や他施設への見学依頼>

・　マスコミや他の施設に訓練実施を広報し、取材や見学に来てもらうよう努める（他施設への**訓練実施への動機付け**や**一層充実した訓練への参考**となる）。

☑ 訓練の実施


県・関係機関
・関係団体
市町災害対策本部
福祉避難所
（施設）
説明
①
挨拶・訓練説明
福祉避難所の開設・運営
災害発生
①
被害状況の確認
報告
被害状況の確認
・職員の参集
②
開設状況の確認
報告
フェニックス
開設要請
要請
開設・レイアウト
③
支援体制の構築
（担当の派遣）
運営体制の整備
（班体制の構築）
④
トリアージへの支援
受入れ支援（広域調整）
調整
トリアージ・受入れ
対象者の連絡・移送
連絡
受入れ・名簿の作成・
健康確認・ニーズ聴き取り
⑤
備蓄倉庫から搬送（運送業者）・物資等の調達（協定）
要請
物資等の確保
要請
物資等の管理
（在庫の確認）
⑥
生活支援
（トイレの介添え）
⑦
派遣調整
（専門職・ボランティア）
要請
人材の確保
（専門職・ボランティア）
要請
人材確保の状況確認
（専門職・ボランティア）
⑧
派遣職員の確保
派遣
連絡
派遣職員等の確認
連絡
人材の配置
（役割分担等）
⑨
医療チームの派遣調整
調整
保健師等の巡回・
医療チームの派遣調整
巡回
健康管理
⑩
医療チームの確保
派遣
緊急入所・緊急入院の
判断
調整
緊急入所・緊急入院
への対応
講評等
①
講評・振り返り
②
後片付け

☑ 実施時の留意事項

○**視覚的に情報共有**できるようにすると効果的である。

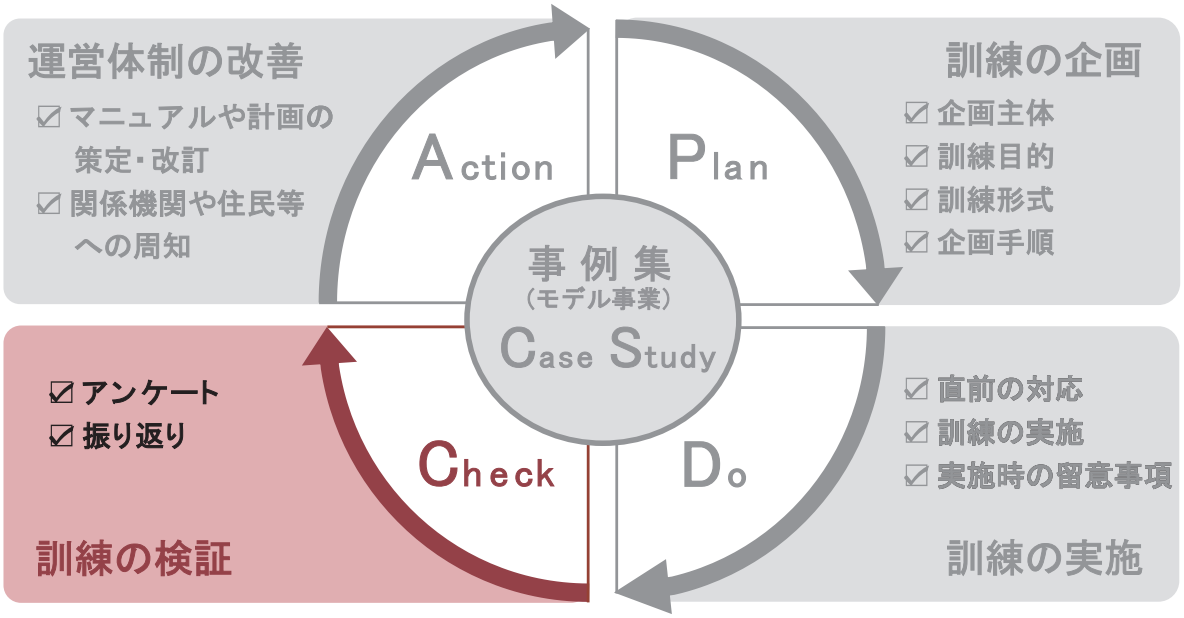
・　大型の地図に、透明ビニールフィルムやホワイトボードシートを被せ、施設周辺の被害状況や店舗・医療機関の営業状況等をマーカーでの書き込みや付箋を貼付する。

・　班ごとの対処すべき事案の進展状況や関係機関の活動状況をホワイトボード等に時系列で記載する。

○**参加する高齢者や障害者等に体調不良**が生じたら、迅速に適切な対処を行う。

Check

訓練の検証



☑ アンケート

訓練実施後すぐに、企画会議の構成員や訓練参加者に**アンケート**を行う。

＜アンケート項目の例＞

① 訓練の企画手続きは適当であったか。
② 企画会議の構成員の範囲や検討内容は適当であったか。
③ 福祉避難所の開設・運営の手順や方法、関係機関との連携などについて、良かった点、課題や改善点はあるか。
④ タイムスケジュールどおり行動できたか。
⑤ 現状の分析や訓練を踏まえ、今後取り組まなければならないと考える予防対策は何か。また、関係者（市町であれば施設、関係機関や地域住民）の支援・協力が必要と考えられることは何か。
⑥ このたびの訓練のシナリオのほか、起こりうる想定外の事象はどういったものか。

☑ 振り返り（ワークショップの実施）

○ アンケートを踏まえ、意見交換やワークショップ等を行い、参加者の意見を共有し、**改善策**を図る。
○ ワークショップの実施にあたり、訓練参加者との日程調整、ワークショップで使用する筆記具等の準備、グループ編成、タイムスケジュールの作成やファシリテーターの選定などを行う。
○ ワークショップの開始前に、ワークショップを実施する目的やワークショップの流れを参加者に伝えるとともに、グループごとに役割分担（進行、書記、タイムキーパーや発表者等）を決める。

KPT（Keep – Problem – Try）法

KPT 法は、**「Keep」**（継続すること、良かった点）、**「Problem」**（問題点）、**「Try」**（次にすること、改善・解決）を書いた付箋を、模造紙等に貼っていく振り返り手法である。

1 用意する物

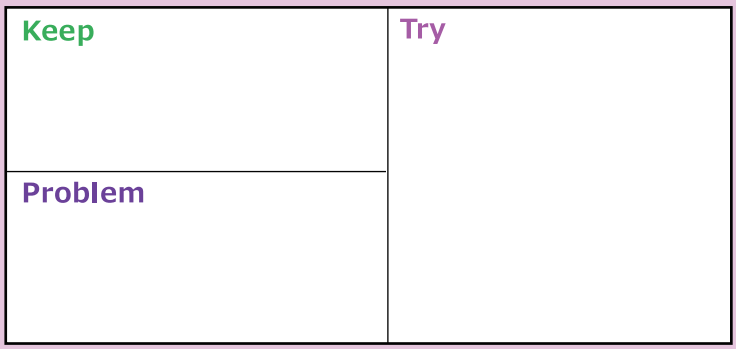
模造紙、大きめの付箋（３種類）、サインペン、名札

2 進め方（時間は２時間程度）

① あらかじめ決められた班に分かれる。１班はできるだけ多くの参加団体・機関で構成するようにする。

② 最初に、訓練の内容を簡単に振り返る。

③ 模造紙を下記のように作成する。

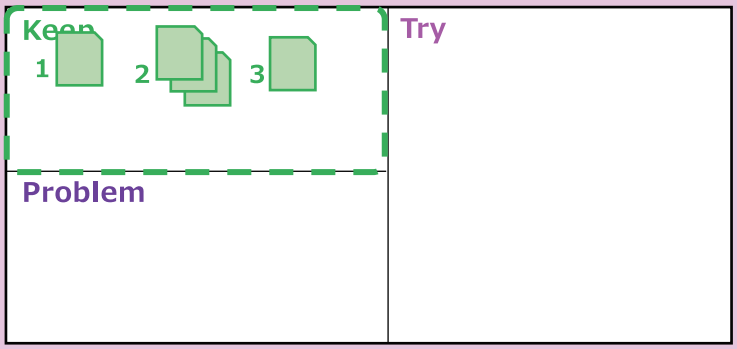


④「Keep」（継続すること、良かった点）を、５分程度、まずは個人単位で考える。

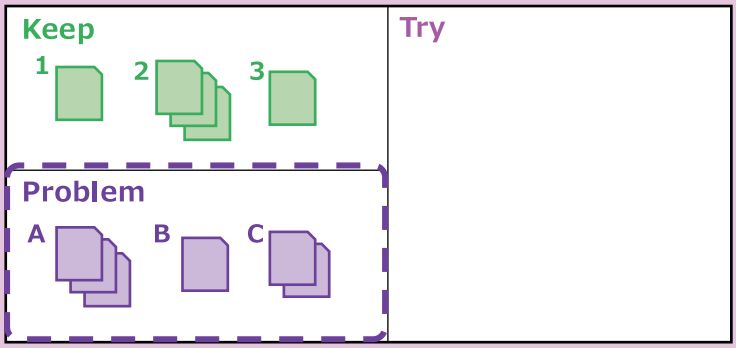
⑤ ④を発表しながら、「Keep」の枠に貼っていく。また、同様のものはまとめておく。

⑥ チームで話し合いながら、⑤で示されたものに加えて、さらに貼っていく。

⑦ それぞれに番号をふる。



⑧「Problem」（問題点）について、「Keep」に準じて、④～⑦を行う。なお、「Keep」と区別するため、番号ではなくアルファベットを振るなどする。



⑨ 貼られた「Keep」や「Problem」から、「Try」（次にすること、改善・解決）を考える。手順は、「Keep」に準じて④～⑥を行う。

Point !

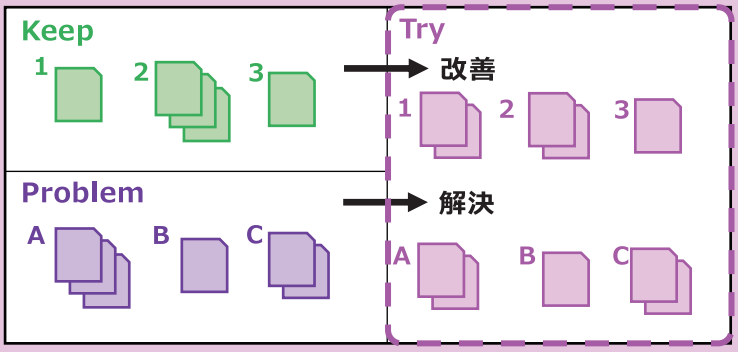
Keep→Try：改善

More（よりもっと）と**Less（より少なく）**の観点から導く。

Problem→Try：解決

Why（なぜ）を繰り返すことで導く。

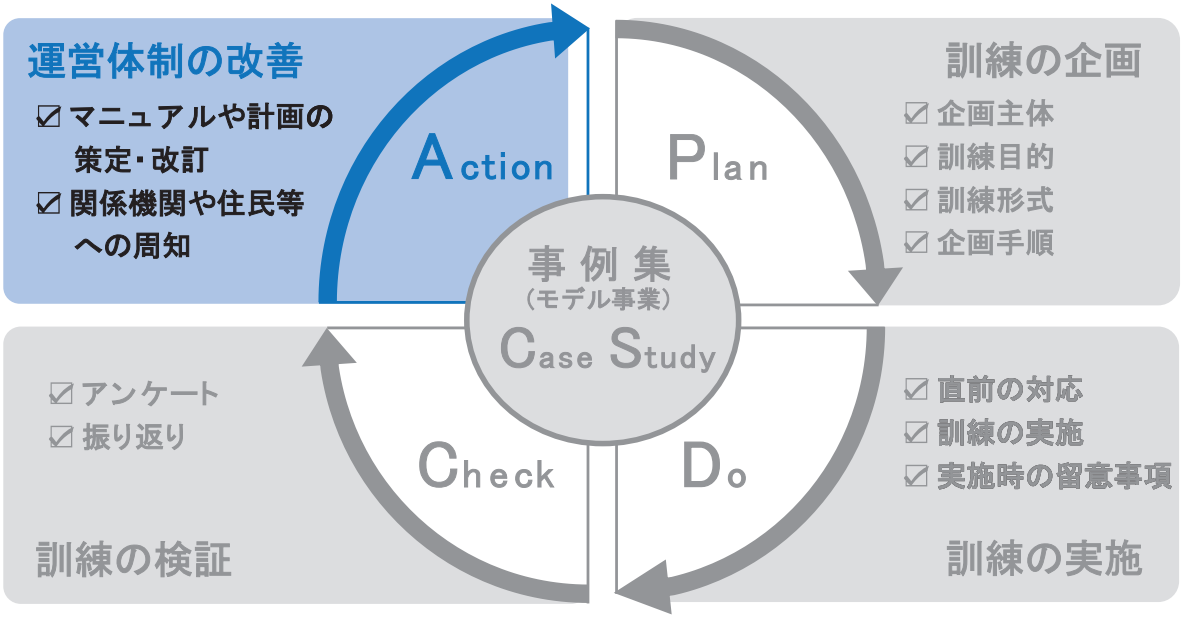
⑩ 貼られた「Try」が、どの「Keep」、どの「Problem」に対応しているか、その番号やアルファベットなどをふる。



⑪ 貼られた「Try」の中で、重要度や緊急度が高いと思われるものを、チームで話し合いながら抽出する。

⑫ ⑪で抽出した「Try」について、“誰が”“何を”“どのように”するかについて考える。その際、１つの Try に対し１つの主体だけが取り組むのではなく、あらゆる主体が支援や協力の観点から具体に何ができるかを考えることが重要である。

Action 運営体制の改善



☑ マニュアルや計画の策定・改訂

○訓練の企画（Plan）、実施（Do）及び検証（Check）を通じて、訓練を実施した施設における**福祉避難所の開設・運営マニュアルを策定・改訂**する。

○市町は、必要に応じて、**各種のマニュアルや計画を改訂**する。

○アンケートや振り返りのワークショップ等で意見のあった、今後取り組む必要があると考える**予防対策**や、市町、施設あるいは関係機関において**支援・協力すべきこと**について、それぞれの主体で検討する。

☑ アンケート（P81）、☑ 振り返り（P81）

☑ 関係機関や住民等への周知

○改訂したマニュアルや計画について関係機関に周知する。

○訓練の実施結果を広報し、福祉避難所の役割等について周知するとともに、福祉避難所の運営等への協力を得られるよう努める。

福祉避難所運営調整会議による訓練結果の共有（吹田市）

大阪府吹田市では、平成27年度より、福祉避難所となる社会福祉施設と吹田市福祉部局及び防災部局とで意見交換する会議を設け、年2回程度実施している。同会議では、毎年実施する福祉避難所運営訓練の結果や振り返りで意見のあった点や課題について共有している。なお、吹田市では、同会議での意見交換等を重ねたうえで、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定している。

吹田市HP「災害時要援護者支援事業」参照

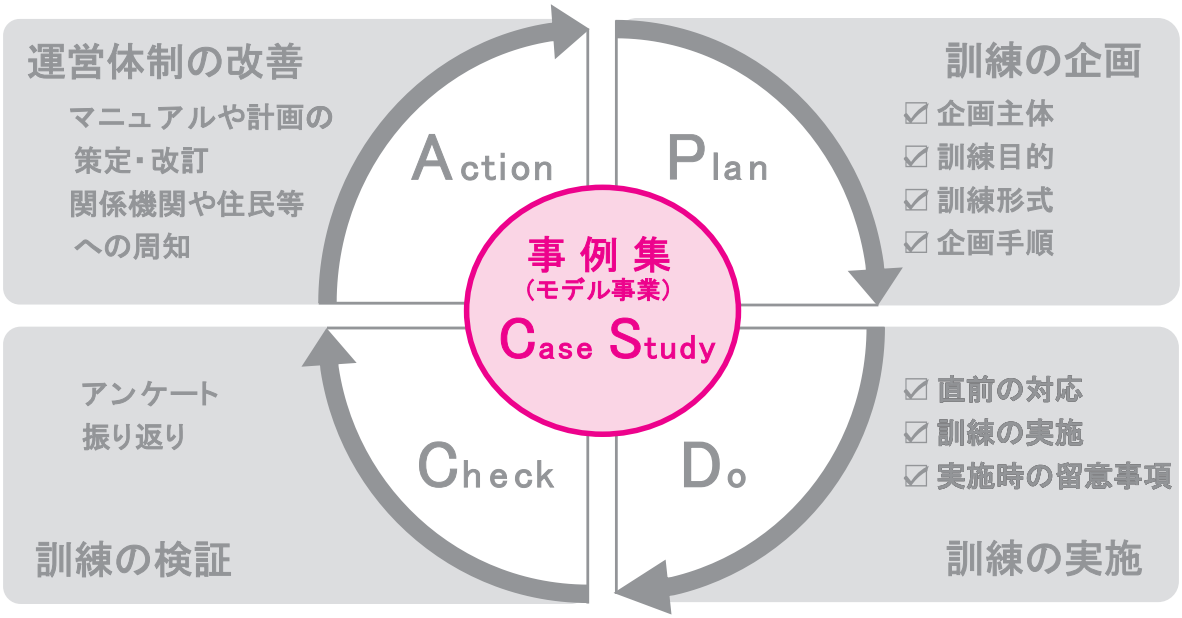
マニュアルを持ち寄った意見交換会の開催（大分県社会福祉協議会

大分県社会福祉協議会は、平成28年12月に、施設の関係者等を対象にした意見交換会を開催した。各施設がそれぞれ策定している福祉避難所運営マニュアルを持ち寄り、意見交換することで、各施設での運営体制や方法を共有し、各施設のマニュアルの充実する場となった。

大分合同新聞（平成28年12月7日）

Case Study

事例集（モデル事業）



☑ 訓練概要（モデル事業）

○　各市町における**福祉避難所運営訓練の参考**とすべく、R４年度にモデル的に実施した**５市町の訓練**をとりまとめた。

○　当該市町の訓練様子は、下記のアドレスにより動画視聴可能。

市町名	実施日	施設名（区分） 動画アドレス	訓練の特徴	頁
明石市	R4.8.2（火）	市立総合福祉センター（指定福祉避難所） https://hyogo-ch.jp/video/4665	福祉避難所立ち上げ、一般避難所からの移送避難者の受入	86
三田市	R4.10.18（木）	上ヶ原特別支援学校、高等特別支援学校（指定福祉避難所） https://hyogo-ch.jp/video/4660	特別支援学校での福祉避難所立ち上げ、直接避難者の受入	88
新温泉町	R4.10.23（日）	浜坂体育センター　体育館（指定一般避難所） https://hyogo-ch.jp/video/4655	福祉避難所立ち上げ、直接避難者の受入、一般避難所からの移送避難者の受入	90
宍粟市	R4.11.6（日）	メイプル福祉センター（一般避難所） https://hyogo-ch.jp/video/4658	福祉避難所立ち上げ、直接避難者の受入	92
南あわじ市	R5.2.24（金）	国立淡路青少年交流の家（指定福祉避難所） https://hyogo-ch.jp/video/4652	福祉避難所立ち上げ、直接避難者の受入、発災３・４日後の支援物資配布	94

明石市

～福祉避難所ごとの開設・運営手順を定めた
マニュアルの検証訓練～

日　時

令和４年８月２日（火）

場　所

指定福祉避難所「明石市立総合福祉センター」
（明石市貴崎１丁目 5-13）

シナリオ

時間	場所	内容
9:30	市役所	福祉避難所リーダー（市職員）から各従事者に参集連絡
9:35		各従事者の発熱症状等確認 状況説明、機材等受領、移動
10:00	福祉避難所駐車場	施設職員と合流、状況聴取 施設周囲を回り建物損傷を確認
10:05	福祉避難所	受入スペースの開錠 備蓄物資を倉庫より搬出
10:15		設営作業 (受付、受入スペース、特設公衆電話)
10:40		市役所へ設営完了報告 受入予定者情報などを確認
10:50		避難者３名を受入 ①身体１級 ・2 階受入スペースへ、階段を担架で搬送 ②要介護２ ・2 階受入スペースへ、階段を車イスを持ち上げ搬送 ③発熱者 ・３階体調不良者受入スペースへ 受入スペースで保健師が体調確認

●ふり返り（８月 30 日）
市関係課によるふり返り、今後の検証

訓練想定

令和４年８月１日21時46分、南海トラフを震源とする震度６強の地震が発生。各開設避難所からは要配慮者の受け入れに関する情報も入り、状況から避難期間も長期に渡ることが想定されるため、福祉避難所の開設を決定。

参加機関

市福祉局職員・総合安全対策室職員、避難所施設職員、社会福祉協議会

準備物

消毒液、ガウン、ゴム手袋、マスク、パルスオキシメータ、段ボール間仕切、段ボールベッド、簡易ベッド、スポットクーラー、車イス、筆記用具、長机、避難者受付様式、健康チェックシート

市町災害リスク（ハザード）

①南海トラフ地震
②山崎断層帯地震

災害時避難行動要支援者の避難所生活者数

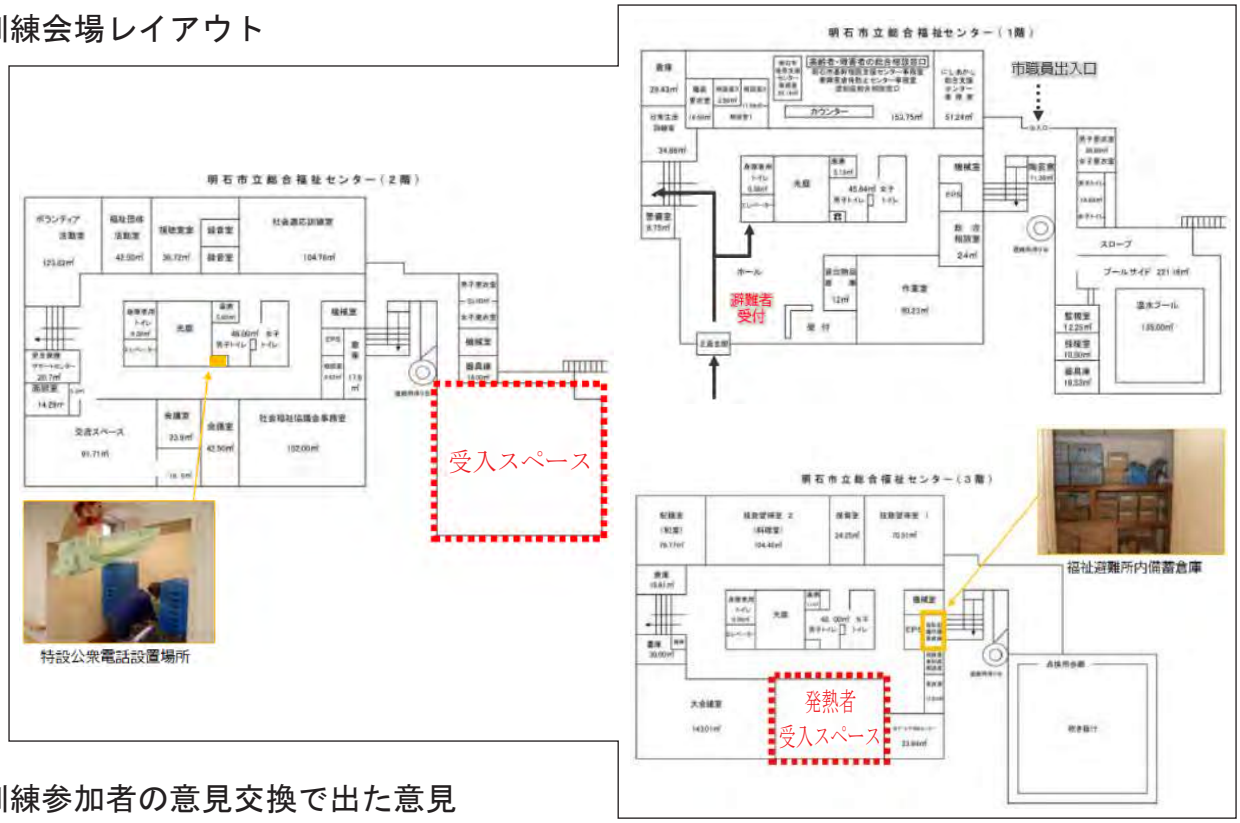
①498人
②1,889人


施設の損傷を周囲を歩き確認


倉庫より備蓄物資を搬出


受入スペースの設営

訓練会場レイアウト



訓練参加者の意見交換で出た意見

（良かったところ）

・統括リーダー以外に、各現場を仕切るサブリーダーの必要性・有用性を把握できた。

・本部からの搬入物資と施設備蓄物資の住み分けを整理できた。

（改善点）

・受入スペースの実収容人数確認が必要。（実際に資機材を設置し、測定及び設置可能区画を確認しておく。また、平時と感染症蔓延下の双方を想定し、区画配置と収容人数を定めておく必要がある。）

・家族用スペースを別区画として確保した方が良い。

・備蓄の簡易ベッドは、立ち上がり時につかまり立ちができず、落下リスクが懸念される。

（今後の対応）

・各ケースにおける受入スペースのレイアウトを作成する。

・避難者の中には氏名を言わない（言えない）人もいる可能性があるため、受付時に番号札を渡し、番号による管理も併用する。

・担架・車イスによる搬送訓練は、多くの職員が経験できるよう定期的に実施する。


避難者の受付


受付から避難スペースへ搬送


避難スペースにて体調確認

訓練動画アドレス　https://hyogo-ch.jp/video/4665

【問い合わせ先】福祉総務課　電話 078-918-5025

三田市

～三田市福祉避難所マニュアル作成のための
福祉避難所開設手順確認訓練～

日　時

令和４年１０月１８日（火）１４：３０～１７：００

場　所

指定福祉避難所「兵庫県立上野ケ原特別支援学校、
兵庫県立高等特別支援学校」
（三田市大原１５４６番地６）

シナリオ

時間	場所	内容
14:30	特別支援学校	現地到着、会場確認
15:30	体育館	全員集合し、全体の流れの確認
15:35	〃	訓練開始、市が警戒レベル３（高齢者等避難）情報を発信 福祉避難所の開設要請
15:40	〃	福祉避難所の開設準備（避難スペースの設営、受付準備、健康チェックなど）
16:00	〃	要支援者の受け入れ（車で学校に避難、受付、誘導、心身状況の確認など）
16:30	〃	訓練終了 参加者による振り返り、意見交換
16:50	〃	訓練講評

●事前打ち合わせ（7 月～ 10 月、学校対象、庁内参加者対象）
学校：訓練の想定、訓練実施日調整、訓練項目の確認、訓練参加者への説明、備品設置場所の確認など
庁内：福祉避難所開設ルールの変更、確認訓練の詳細（開設、避難所物品の配置など）、当日の確認と役割分担など

訓練想定

台風18号が紀伊半島沖から北上し、10月19日午後に三田市付近に到達する予測にある。市内では17日から大雨が降り続き、武庫川や支流などが氾濫するおそれがある。また、山間部では各地で土砂災害が起きる可能性がある。
そのため、市は18日15時30分に警戒レベル3（高齢者等避難）を発令し、市内の指定避難所及び福祉避難所に避難所開設を要請した。

参加機関

市危機管理課、市福祉避難所運営職員、市保健師、市地域担当、学校職員、訓練映像記録者、県災害対策課

準備物

消毒液、受付用パーティション、非接触体温計、間仕切り、段ボールベッド、マット、避難所用テント、筆記用具、長机、避難者受付様式、健康チェックシート　など

市町災害リスク（ハザード）

武庫川、支流への水害、山間部での土砂災害

災害時避難行動要支援者の避難所生活者数

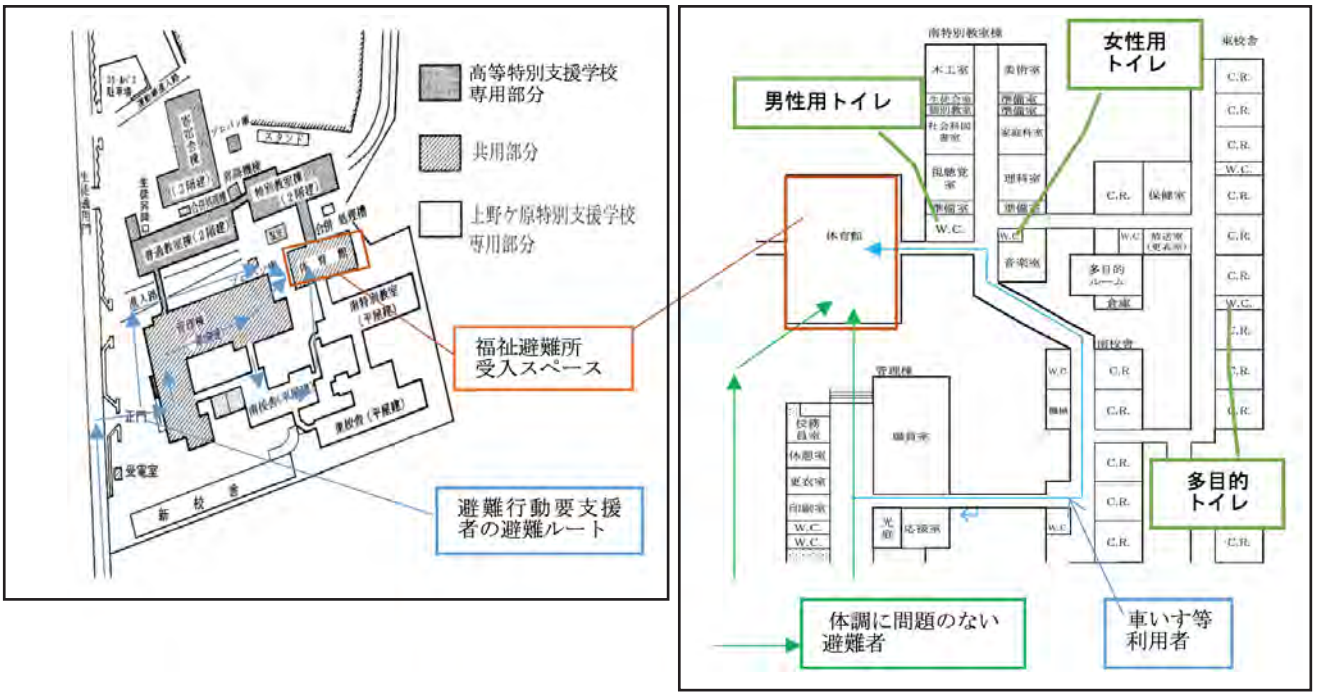
約600人
（市主体で個別支援計画を作成する対象件数）


会場確認①


会場確認②


全体の流れの確認

訓練会場レイアウト



訓練参加者の意見交換で出た意見

(良かったところ)

・保健師が避難者役に積極的に声かけを実施されていて、避難者役は安心していた。

・運営班が避難者役に対して優しく話しかけたり提案したりすることができた。

(改善点)

・役割分担をした結果、自分の役割以外の内容(管理方法など)がよくわからずに困った。

・健康チェックシート等に記入ができていなかった。

・受付以外でも、アルコール消毒などは定期的に必要であったため、設置場所やタイミングを協議しておいた方がよい。

(今後の対応)

・風水害の場合、状況によって担当以外の業務に関与することも必要である。

・健康チェックシート等への記入を含め、丁寧に対応することが求められることを職員間で周知しなければならない。

・初めての避難所での作業だが、避難場所の物品の場所や、施設の状況などが確認できる機会を持つことは必要である。

・今後も災害時の行動を確認する訓練を継続的に実施していかなければならない。



訓練(受付)



訓練(心身状況の確認)



参加者による振り返り

訓練動画アドレス　https://hyogo-ch.jp/video/4660

【問い合わせ先】三田市 経営管理部 行政管理室 危機管理課　電話 079-559-5057

新温泉町

～新温泉町の福祉避難所マニュアル作成のための
福祉避難所開設手順確認訓練～

日　時

令和４年１０月２３日（日）８：００～１２：００

場　所

指定避難所「浜坂体育センター　体育館」
（新温泉町浜坂 2440－1）

シナリオ

場面	時間	場所	内容
場面1	9:30	訓練会場	福祉避難所の開設要請
	9:32	〃	運営スタッフの発熱・咳喉痛など風邪症状の有無の確認
	9:35	〃	福祉避難所の開設準備（段ボールベッドの組立 等）
	10：00	〃	避難者の受入れ、トリアージの実施、避難者名簿の作成・報告
場面2	10：20	〃	避難者の追加受入れの連絡、トリアージ結果の受領
	10：25	〃	追加受入れスペースの確保、物資要請
	11：00	〃	避難者の受入れ、避難者名簿の作成・報告、支援ニーズの聞取

●企画会議（全３回　７月～ 10 月）
想定、訓練実施日調整、訓練項目の確認、訓練参加者への説明、事前デモ

●ふり返り（10 月 24 日～ 28 日）
講評、参加機関による意見交換、今後の検証

訓練想定

令和４年10月23日８時30分に日本海沿岸地震が発生し、町内で最大震度６強が発生するとともに、沿岸において津波被害が発生。町内の各所で家屋倒壊や多数の負傷者が発生し、多くの方が近隣の小中学校等の一時避難所へ避難するとともに、福祉避難所にも避難行動要支援者が直接避難して来ることとなったため、町が福祉避難所を開設。

参加機関

町防災安全室、町役場職員、保健師、社会福祉協議会、防災リーダーの会

準備物

消毒液、受付用パーティション、非接触体温計、間仕切り、段ボールベッド、防災ルーム、シェルベッド、車イス、筆記用具、長机、避難者受付様式、健康チェックシート、イス、フェイスガード、ビニール手袋、貼り紙、ビブス、メガホン、無線、養生テープ、メジャー

市町災害リスク（ハザード）

日本海沿岸地震

災害時避難行動要支援者の避難所生活者数

70人



段ボールベッドの組立



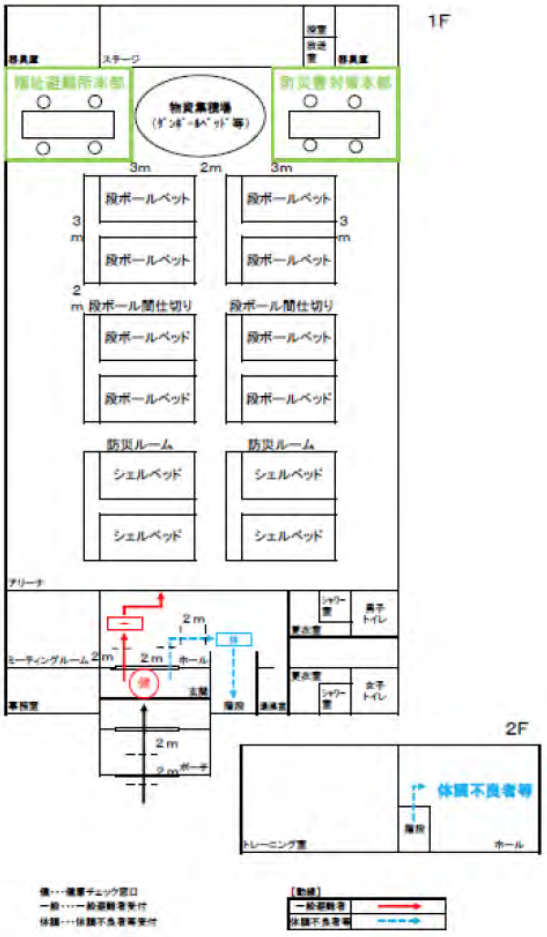
避難者の受付



健康状態の確認

※日本海沿岸地震 1.1.1避難所の災害時要援護者（F55断層、冬早朝５時：１日目・２日目）の数値を引用

訓練会場レイアウト





要支援者の追加受入れ連絡



避難スペースへの移送



役割毎に意見交換

訓練参加者の意見交換で出た意見

(良かったところ)

・未経験の内容であったが、非常に分かりやすく勉強になった。
・段ボールベッド、間仕切りなど組み立てるものは今回やったことを活かせると思う。
・今回の訓練で福祉避難所の活動についてイメージすることができたので良かった。

(改善点)

・段ボールベッドは安定していたが、シェルベッドは座り心地が悪く妊婦や高齢者向きではないと思った。
・本部からトリアージ結果の受け取りをしているのであれば受付時のチェックや記入は、最小限にしたほうがスムーズだと思った。
・健康チェック窓口の受付職員体制が増え、並ぶ列２列で聞取り体制にすると停滞することなくスムーズに受付できると思う。

(今後の対応)

・町福祉避難所運営マニュアルの改定
・福祉避難所の運営について、職員への教育・啓発・訓練
・防災備蓄品及び資機材の定期的な点検及びメンテナンス

訓練動画アドレス　https://hyogo-ch.jp/video/4655

【問い合わせ先】町民安全課　防災安全室　電話 0796-82-3120

宍粟市

～宍粟市の福祉避難所マニュアル作成のための
福祉避難所開設手順確認訓練～

日　時

令和４年１０月２３日（日）８：００～１２：００

場　所

福祉避難所「メイプル福祉センター」
（宍粟市波賀町安賀 232 番地 1）

シナリオ

時間	場所	内容
8:00	メイプル福祉センター	○福祉避難所開設訓練 ・災害対策本部長から福祉避難所開設要請を受け、メイプル福祉センターに福祉避難所を開設要支援者の受け入れ準備開始。 ・各ケアマネを通じ要支援者等の安否確認開始。 ・協定福祉避難所の受け入れ体制確認
8:30	〃	○福祉避難所運営訓練（避難者受け入れ開始） ・受付、情報共有、誘導、健康チェック、情報伝達、体験など
9:30	〃	・参加者意見交換、訓練講評
10:30	〃	・訓練終了

●企画会議（全５回　９月～ 10 月）
（想定、訓練実施日調整、訓練項目の確認、訓練参加者への説明、訓練詳細打合せ）
●ふり返り（11 月 6 日）
講評、参加機関による意見交換、今後の検証

訓練想定

数日前から降り続く雨と、今後も引き続き大雨となる予報を受けて市では警戒本部体制をとっている。降り始めからの累加雨量は200ミリを超え、さらに時間雨量50ミリの非常に激しい雨の予想がされている。また気象台から氾濫注意情報が発表され、さらに河川水位の上昇が見込まれることから、災害対策本部体制に切り替えるとともに、波賀市民局管内の指定避難所と福祉避難所の開設を要請した。

参加機関

宍粟市、自主防災組織、民生委員、個別避難計画に記載されている避難行動要支援者、宍粟市ろうあ協会、手話通訳者、協定福祉避

準備物

消毒液、受付用パーティション、非接触体温計、間仕切り、段ボールベッド、エアーマット、毛布、車イス、車いす用補助装具、筆記用具、長机、避難者受付様式、健康チェックシート、スタッフ用ビブス、除菌シート（手指、からだ、おしり、掃除）、簡易トイレ、トイレ凝固剤、使い捨てシーツ、嘔吐物処理セット、拡声器　他

市町災害リスク（ハザード）

山崎断層地震

災害時避難行動要支援者の避難所生活者数

２４４人



避難行動要支援者の安否確認



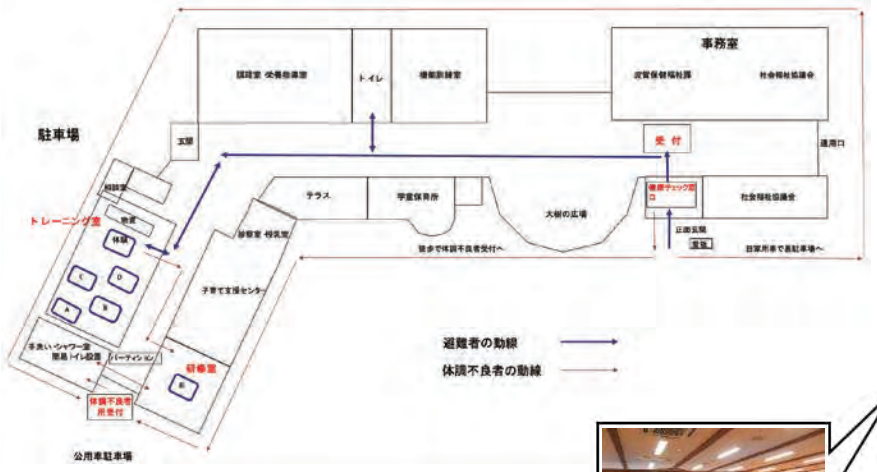
受入れ準備（避難スペース設置）



避難者受入れ（受付、状態確認）

訓練会場レイアウト

会場全体図



避難スペースレイアウト





訓練参加者の意見交換で出た意見

（良かったところ）

・（支援者）車いす操作の経験がなかったが、今回体験できた。
・間仕切りテントがあることで、個別空間での生活ができる。
・福祉避難所には医療・福祉の専門職がいて、健康観察など様々な支援があり安心する。
・障がい者が避難することは大変であり多くの人の支えが必要なので、福祉避難所へ避難できることはありがたい。

（改善点）

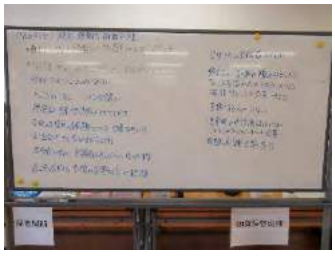
・視覚障害者の個別避難スペースは入口に近い方がよい。
・障がい者への配慮が十分に整っていない箇所があった（点字が読みづらい、点字設置場所等）。
・段ボールベットの高さが足りず、車いすからの移動や寝起きが大変だった。高さ調節できるものが必要。

（今後の対応）

・障害に応じて個別スペース設置場所を配慮する。
・点字表記や設置場所は視覚障害の方の協力を得ながら改修する。
・エアーマットや毛布・床マットなどを多めに備蓄しておく。


体調不良者専用避難スペース


保健師による健康チェック


参加者意見交換

訓練動画アドレス　https://hyogo-ch.jp/video/4658

【問い合わせ先】波賀保健福祉課　電話 0790-75-8800

南あわじ市

～南あわじ市の福祉避難所マニュアル作成のための
福祉避難所開設手順確認訓練～

日　時

令和５年２月２４日（金）

場　所

指定福祉避難所「国立淡路青少年交流の家」
（南あわじ市阿万塩屋町 757-39）

シナリオ

時間	場所	内容
13:30	国立淡路青少年交流の家	講義『兵庫県福祉避難所運営訓練マニュアルの概要』 講師：兵庫県危機管理部災害対策課
14:45	〃	実習　開設要請
14:50	〃	施設の安全確認、開設準備
15:10	〃	要支援者の受け入れ、検温・健康チェックシートを基に聞き取り
15:15	〃	滞在スペースへの案内
15:20	〃	聞き取りによる避難者名簿の作成
15:30	〃	ニーズ調査、不足物資の依頼、物資配布、トイレカー説明
16:00	〃	訓練終了、ふりかえり

●企画会議（７月～２月）
想定設定、訓練実施日調整、訓練項目の確認、
訓練参加者への説明（メールにて実施）

●ふりかえり（２月２４日）
参加機関によるふりかえり、意見交換、
講師（兵庫県災害対策課職員）による講評

訓練想定

南海トラフ巨大地震が発生。市内全域で家屋の倒壊や多数の負傷者が発生し、多数の避難者が各避難所へ避難している。要支援者については、個別避難計画に基づき指定された福祉避難所への避難が想定されるため、福祉避難所の開設を依頼した。

参加機関

避難所施設職員・社会福祉施設職員（市内指定福祉避難所７施設）、福祉避難所担当職員、保健師、危機管理課

準備物

消毒液、非接触体温計、簡易ベッド、簡易テント、簡易トイレ、トイレ処理袋、毛布、車イス、備蓄食料（レトルト食品（個食タイプ）、防災非常食（ようかん）、ゼリー状食品、液体ミルク、備蓄哺乳瓶、長期保存飲料水）、筆記用具、長机、避難者名簿、健康チェックシート、パルスオキシメーター、血圧計、ビブス、ポータブルバッテリー、自走式水洗トイレカー

災害リスク
（ハザード）

①南海トラフ巨大地震
②風水害

避難行動要支援者名簿登録者数

１，１２０人



開設要請

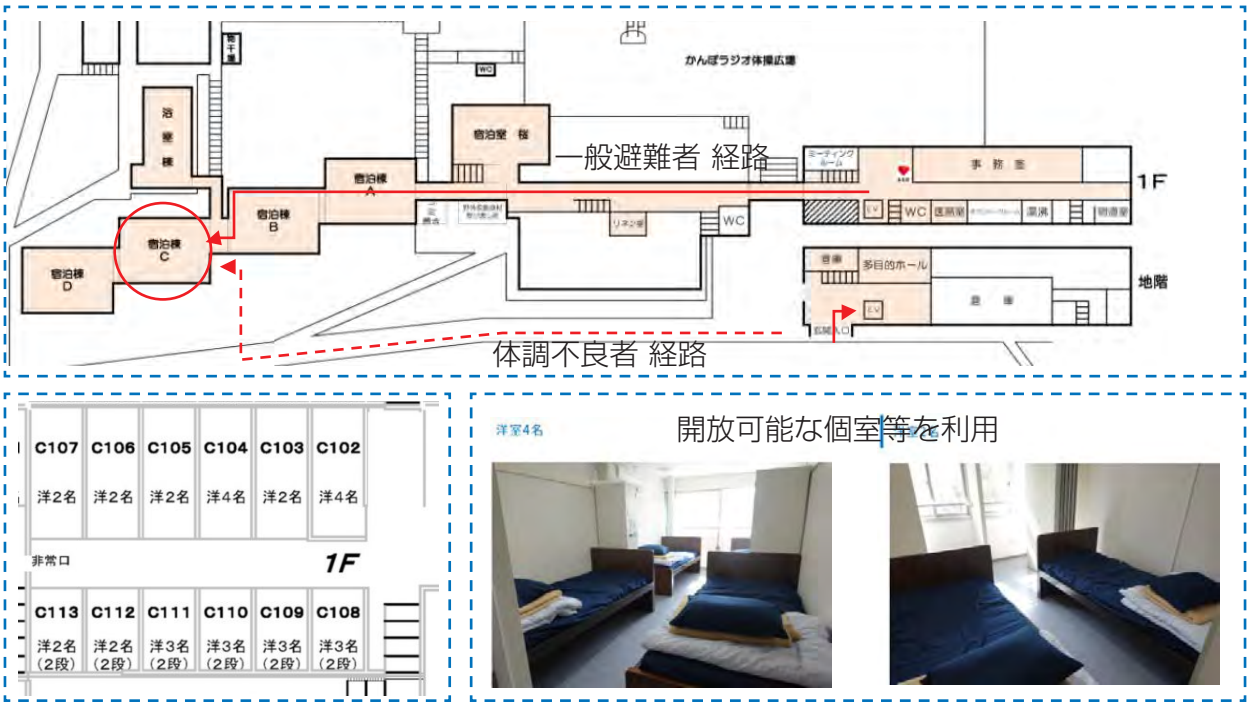


資機材組立て



避難者受入

訓練会場レイアウト



訓練参加者の意見交換で出た意見

(良かったところ)

・実際に訓練で動いてみて気付くことがあった。
　(施設内の経路、距離、案内表示、バリアフリー、エレベーター、階段、連絡方法、人員確保など)

・備蓄物資、資機材等の使用方法
　(簡易トイレ、簡易テント、簡易ベッド、食料)

(改善点)

・施設ごとの開設マニュアルの整備
・施設の点検（経路、案内表示など）
・経験や知見の共有・引継ぎ
・排泄物の処理（トイレ処理袋使用）を自分で行うことが難しい場合もある。

(今後の対応)

・施設ごとの開設マニュアルの整備
・施設開放区域の検討
・定期的な研修や実動訓練の実施



健康チェック・名簿作成



ニーズ調査



自走式水洗トイレカー配置

訓練動画アドレス　https://hyogo-ch.jp/video/4652

【問い合わせ先】危機管理課　電話 0799-43-5203

様式集

様式は県ホームページにワードデータ、エクセルデータにより掲載している。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/hinansyo.html

●市町様式

市町様式１	福祉避難所開設要請書
市町様式２	福祉避難所開設・運営状況一覧
市町様式３	事務引継書兼報告書（福祉避難所担当職員）
市町様式４	福祉避難所受入れ対象者報告書
市町様式４　別添	受入れ対象者名簿・避難者名簿（カード）
市町様式５	トリアージ評価調書
市町様式６（施設様式４）	物資要請書兼調達通知書
市町様式７（施設様式６）	福祉避難所　人的支援要請書兼同通知書

●施設様式

施設様式１	被害状況等報告書
施設様式２	運営役割分担表
施設様式３	避難者名簿（カード）
施設様式４（市町様式６）	物資要請書兼調達通知書
施設様式５	救助の種目別物資受払状況
施設様式５　別添１	避難所設置及び収容状況
施設様式５　別添２	炊き出し給与状況
施設様式５　別添３	物資の給与状況
施設様式６（市町様式７）	福祉避難所　人的支援要請書兼同通知書
施設様式７	フェイスシート（相談受付票）
施設様式８	福祉避難所の運営経費報告書
施設様式９	福祉避難所の運営経費請求書

●訓練様式

訓練様式１	○○市町福祉避難所設置・運営訓練　実施要領
訓練様式１　別添１	担当者別タイムスケジュール
訓練様式１　別添２	訓練計画
訓練様式２	現状分析シート
市町様式３	訓練評価シート
市町様式４	訓練準備物一覧

兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル

令和５年５月

兵庫県危機管理部災害対策課
（神戸市中央区下山手通 5-10-1）